平成２０年実績評価書

平　成　２　１　年　７　月
国家公安委員会・警察庁

はじめに

「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（平成17年12月国家公安委員会・警察庁決定。以下「基本計画」という。）において、実績評価を実施する場合は、警察行政における主要な目標（基本目標）を設定し、基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標（業績目標）を選択し、業績目標ごとに設定した業績指標を１年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価することとされている。

国家公安委員会及び警察庁は、平成19年12月に、基本計画に基づき、基本目標、業績目標、業績指標等を記載した「平成20年実績評価計画書」を作成したところ、このたび、基本計画及び「平成21年政策評価の実施に関する計画」（平成20年12月国家公安委員会・警察庁決定）に基づき、「平成20年実績評価計画書」において示した28の業績目標の実施状況についてそれぞれ評価を行い、評価結果を明らかにするとともに、評価結果の政策への反映の方向性を明らかにするものである。

なお、評価を行うに際しては、行政支出総点検会議が平成20年12月１日に取りまとめた「指摘事項～ムダ・ゼロ政府を目指して～」を踏まえ、政策評価が無駄の削減に一層資するよう、業績目標ごとに必要性、有効性、効率性の視点及び所期の効果の発現状況について検証するとともに、凡例に示すメルクマールの該当の有無について検討し、該当する場合には、評価の結果欄にその旨明らかにすることとした。

【凡例】

1　達成度の評価の基準について

○　**達成**

指標をすべて達成していると認められるもの

○　**おおむね達成**

指標をすべて達成しているとは認められないが、総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められるもの

○　**達成が十分とは言い難い**

指標をすべて達成しているとは認められず、総合的に見て達成の度合いが半分程度と認められるもの

2　認知件数等について

○　**認知件数**

警察において発生を認知した事件の件数をいう。

○　**検挙件数**

警察において検挙した事件の件数をいう。

○　**送致件数**

警察において送致・送付した事件の件数をいう。

○　**検挙人員**

警察において検挙した事件の被疑者の数をいう。

○　**送致人員**

警察において事件を送致・送付した被疑者の数をいう。

なお、同一人について同種の余罪がある場合、同一の罪について共犯者がある場合があることから、罪種により、検挙件数の合計と検挙人員の合計は必ずしも一致しない。

3　刑法犯及び特別法犯について

○　**刑法犯**

交通事故に係る業務上（重）過失致死傷及び危険運転致死傷を除いた「刑法」に規定する罪並びに「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「決闘罪ニ関スル件」、「爆発物取締罰則」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。

○　**特別法犯**

「覚せい剤取締法」、「軽犯罪法」、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」及び「出入国管理及び難民認定法」に規定する罪等、上記の「刑法犯」以外の罪をいう。ただし、交通事故に係る業務上（重）過失致死傷及び危険運転致死傷並びに「道路交通法」、「道路運送法」、「道路運送車両法」、「道路法」、「自動車損害賠償保障法」、「高速自動車国道法」、「駐車場法」、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法」、「タクシー業務適正化特別措置法」、「貨物利用運送事業法」、「貨物自動車運送事業法」、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」及び「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」に規定する罪を除く。

なお、特別法犯については、原則として認知件数は計上していない。

４　事業の縮小・廃止に関するメルクマール

①　所期の効果が十分に発揮されておらず、縮小ないし廃止が適当と判断される事項がある。

②　所期の効果が発揮された結果、一定の行政目標が達成される等、縮小ないし廃止することが適当と判断される事項がある。

③　所期の効果は発揮されているものの、更なる効率化の余地がある等と判断され、縮小することが適当と判断される事項がある。

④　所期の効果が発揮されたかどうかにかかわらず（注）、更なる効率化の余地がある等と判断され、縮小ないし廃止することが適当と判断される事項がある。

（注）所期の効果の発揮について判断できない場合を含む。

基本目標１　市民生活の安全と平穏の確保
業績目標１　犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり・・・・・・・・・ 1
業績目標２　地域警察官による街頭活動の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
業績目標３　少年非行の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
業績目標４　犯罪等からの少年の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
業績目標５　良好な生活環境の保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
業績目標６　経済犯罪、環境犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動、自然環境等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
基本目標２　犯罪捜査の的確な推進
業績目標１　重要犯罪に係る捜査の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
業績目標２　重要窃盗犯に係る捜査の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
業績目標３　政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化・・・・・・・・・・・・ 25
業績目標４　振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
業績目標５　科学技術を活用した捜査の更なる推進・・・・・・・・・・・・・・・ 33
基本目標３　組織犯罪対策の強化
業績目標１　暴力団の存立基盤の弱体化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
業績目標２　取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化・・・・・・・・・・ 44
業績目標３　銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化・・・・・ 48
業績目標４　来日外国人犯罪対策の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
業績目標５　犯罪収益対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
基本目標４　安全かつ快適な交通の確保
～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けた、歩行中・自転車乗用中死者数の約２割減、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約１割抑止への挑戦～
業績目標１　歩行者・自転車利用者の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
業績目標２　高齢運転者による交通事故の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
業績目標３　飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
業績目標４　被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少・・・・・・・・・・ 68
業績目標５　道路交通環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
基本目標５　国の公安の維持
業績目標１　重大テロ事案等の予防鎮圧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
業績目標２　大規模自然災害等の重大事案への的確な対処・・・・・・・・・・・・ 85
業績目標３　警備犯罪取締りの的確な実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
業績目標４　グローバルな情報収集・分析機能の強化による諜（ちょう）報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処・・・・・・・・・・・・・・・ 93
基本目標６　犯罪被害者等の支援の充実
業績目標１　犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実　95
基本目標７　情報セキュリティの確保
業績目標１　サイバー空間の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101
基本目標８　ＩＴを活用した国民の利便性・サービスの向上
業績目標１　警察行政の電子化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・105

基本目標１　業績目標１　平成20年実績評価書

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保	
業績目標	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり	
業績目標の説明	街頭犯罪・侵入犯罪に代表される国民が身近に感じる犯罪や子どもが被害者となる犯罪等の未然防止を図るため、ハード・ソフト両面における各種防犯対策等の施策を推進し、国民が安全にかつ安心して暮らせる社会を実現する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数 達成目標：街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数について、減少傾向を維持する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数の減少は、国民が身近に感じる犯罪の未然防止が図られたことを示し、安全・安心なまちづくりの度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	刑法犯認知件数
	参考指標②	防犯ボランティア団体の活動状況 （防犯ボランティア団体数、構成員数等）
業績目標達成のために行った施策	○　子どもを守る「地域安全安心ステーション」推進事業による自主防犯活動の支援拡大 活動拠点を設置して行われる自主防犯活動を支援する「地域安全安心ステーション」推進事業を全国600地区で実施し、19年度に引き続き、子どもの安全確保のための活動への支援を事業の重点として、パトロールに必要な装備品の貸与等を行った。 ○　防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりの推進 警察庁ウェブサイト上に「自主防犯ボランティア活動支援サイト」を立ち上げ、全国の防犯ボランティア団体を紹介するとともに、活動が活発な約670団体の活動事例を紹介し、防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりを推進した。 ○　子どもの犯罪被害防止に向けた防犯教育の推進 子どもが犯罪に巻き込まれる危険を予見する能力や危険を回避する能力を向上させるため、幼稚園や保育所、小学校等において、学年や理解度に応じ、紙芝居、演劇やロールプレイ方式等により、子どもが参加・体験できる防犯教室を学校や教育委員会と連携して開催した。 ○　携帯電話の電子メール等による犯罪情報や地域安全情報の提供の推進 地域住民に向けて、警察の有する犯罪発生情報や防犯対策情報等を携帯電話電子メール、ウェブサイト等、様々な手段、媒体を用いて提供した。 ○　防犯性に優れた共同住宅（防犯優良マンション）の普及の促進 防犯関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションや駐車場を防犯優良マンション、防犯モデル駐車場として登録又は認定する制度の構築を推進した。21年３月末現在、防犯優良マンション制度は19都道府県で、防犯モデル駐車場制度は８都府県で整備されている。 ○　防犯性能の高い建物部品の開発・普及の促進 警察庁、経済産業省、国土交通省及び建物部品関連の民間団体で構成する「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」において、一定の防犯性能があると評価した建物部品（ＣＰ部品）の普及に努め、20年末現在、17種類3,847品目を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」をウェブサイトで公表した。	

効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果） **業績指標①：街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数** 20年中の主な街頭犯罪（注１）の認知件数は83万1,410件と、19年に比べ、４万4,936件（5.1%）減少し、また、20年中の主な侵入犯罪（注２）の認知件数は18万1,501件と、19年に比べ、２万3,310件（11.4%）減少した。 注１：路上強盗、ひったくり、強姦（街頭）、強制わいせつ（街頭）、略取誘拐（街頭）、暴行（街頭）、傷害（街頭）、恐喝（街頭）、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、部品ねらい及び自動販売機ねらい 注２：侵入強盗、侵入窃盗及び住居侵入 ○　主な街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数（件）

	15年	16年	17年	18年	19年	20年
主な街頭犯罪	1,481,377	1,275,413	1,086,497	943,614	876,346	831,410
主な侵入犯罪	376,446	331,228	281,499	238,389	204,811	181,501

以上から、業績指標①については、街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数について、過去５年間の減少傾向を維持するという目標を達成した。

＜参考指標①＞　刑法犯認知件数

20年中の刑法犯認知件数は181万8,023件と、19年に比べ９万813件（4.8%）減少し、14年以降６年連続で減少した。

○　刑法犯認知件数（件）

	15年	16年	17年	18年	19年	20年
刑法犯認知件数	2,790,136	2,562,767	2,269,293	2,050,850	1,908,836	1,818,023

＜参考指標②＞防犯ボランティア団体の活動状況（防犯ボランティア団体数、構成員数等）

- 20年末の防犯ボランティア団体数は４万538団体と、19年末に比べ2,764団体（7.3%）増加した。
- 20年末の防犯ボランティア団体の構成員数は250万1,175名と、19年末に比べ15万8,896名（6.8%）増加した。
- 20年末の防犯ボランティア団体の１か月の平均的な活動日数（注３）をみると、月10日以上活動する団体の割合が増加した。

注３：年間の活動実績（単に意見交換や情報交換の会議は除く。）から月平均活動日数を算出している。防犯ボランティア団体の主な活動には、徒歩や自転車によるパトロール、通学路での子どもの保護及び誘導、防犯教室・講習会の開催等がある。

○　防犯ボランティア団体数及び構成員数

	16年末	17年末	18年末	19年末	20年末
団体数(団体)	8,079	19,515	31,931	37,774	40,538
構成員数(人)	521,749	1,194,011	1,979,465	2,342,279	2,501,175

○　防犯ボランティア団体の１か月の平均的な活動日数の変遷

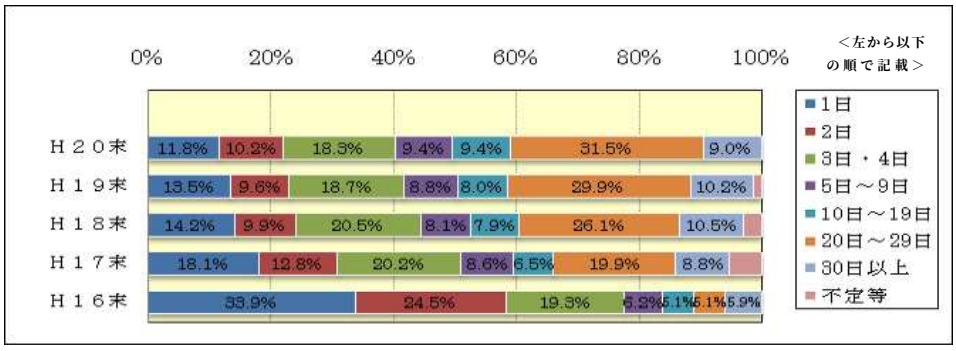

	【事例】 ・　犯罪多発地帯を重点とした防犯パトロール活動等により、パトロール実施地区の自動車盗被害が前年同期比約６割減と大幅に減少した（岐阜）。
評価の結果	業績指標①は達成していることから、業績目標である「犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり」は達成したと認められる。 しかしながら、街頭犯罪・侵入犯罪を含む刑法犯の認知件数は、20年中は約182万件と、120万件前後で推移していた昭和40年代を大きく超える水準にあり、また、21年１月から５月までの間は強盗やひったくり等の認知件数が20年同時期比で増加している状況にあることから、引き続き犯罪予防対策を推進する必要がある。
評価の結果の政策への反映の方向性	主な街頭犯罪及び侵入犯罪の認知件数を更に減少させるため、今後とも上記施策を推進することとする。 認知件数は減少しているものの、犯罪に対する自己防衛能力に限界のある子どもや女性の安全確保に対する国民の関心は極めて高いことから、特に、子どもと女性を性犯罪等の被害から守るため、21年４月に地方警察官の増員を行うなど体制を強化しており、声かけ、つきまとい等の性犯罪等の前兆事案について、行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講ずる先制・予防的活動等の取組みを的確に推進する。 また、「地域安全安心ステーション」推進事業として、21年度は新たに200地区を選定し、従来より事業を実施している地区と併せて計800地区において事業を実施している。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	21年６月12日に開催した第18回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	・平成20年の犯罪情勢（21年５月警察庁） ・自主防犯活動を行う地域住民・ボランティア団体の活動状況について（21年３月広報資料） ・地域安全安心ステーション推進事業実施地区の選定等について（20年３月広報資料）
評価を実施した時期	20年１月から12月までの間
政策所管課	生活安全企画課

基本目標１　業績目標２　平成20年実績評価書

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保	
業績目標	地域警察官による街頭活動の強化	
業績目標の説明	地域警察官の執行力の強化、交番機能の強化、通信指令システムの強化等を推進し、地域警察官による街頭活動の強化を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合 達成目標：刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合について、過去５年間並の高水準を維持する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合は、地域警察官による街頭活動の強化の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	地域警察官による刑法犯及び特別法犯の検挙状況
業績目標達成のために行った施策	○　パトロールの強化 「繁華街等における街頭活動の強化について」（平成20年６月９日付け警察庁丙地発第17号）等により、都道府県警察に対し、繁華街、駅等の地域において、犯罪が多発している時間帯に重点をおいたパトロールを強化することを指示した。 ○　交番相談員の増配置 平成21年度地方財政計画に基づき、交番相談員の増員要求を行った結果、21年４月１日現在、20年４月に比べ約100人の増員が行われた。 また、「交番相談員運営要綱の改正について」（平成20年１月17日付け警察庁乙生発第１号）により、交番相談員の職務範囲の拡大を図り、通学路等における子どもの見守り等の活動等がその職務に含まれることとした。 ○　職務質問技能指導者等の指定及び育成 「職務質問技能伝承の効果的推進について（通達）」（平成20年４月18日付け警察庁丙地発第13号）、「職務質問技能伝承体制の拡充整備等の推進について」（平成20年４月18日付け警察庁丁地発第54号）等により、警察庁指定広域技能指導官をはじめとする職務質問技能指導者を指定するとともに、全都道府県警察本部に職務質問指導班の設置を指示するなど、地域警察官の職務質問技能伝承体制の拡充整備を推進した。 ○　通信指令システムの高度化 携帯電話、ＩＰ電話及び直収電話（注）からの110番通報において、通報者の音声通話と同時に通報者の位置情報が通知される位置情報通知システムの整備を推進した。 注：直収電話とは、ＮＴＴ東日本及びＮＴＴ西日本の固定電話以外の固定電話をいう。	
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果） **業績指標①　刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合** 20年中の刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合は、42万346人のうち34万8,647人（82.9%）で、19年に比べ0.2ポイント低下した。	

○　刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合

	15年	16年	17年	18年	19年	20年
総検挙人員（人）	453,089	465,470	465,713	467,397	452,116	420,346
うち地域警察官による検挙人員（人）	351,153	374,261	380,575	387,479	375,533	348,647
占める割合（%）	77.5	80.4	81.7	82.9	83.1	82.9

以上から、業績指標①については、20年中は19年に比べ若干低下したが、刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合について過去５年間並の高水準を維持するという目標を達成した。

＜参考指標①＞　地域警察官による刑法犯及び特別法犯の検挙状況

○　地域警察官による刑法犯及び特別法犯の検挙人員（人）

	15年	16年	17年	18年	19年	20年
刑法犯	307,228	323,615	326,685	327,524	312,966	290,364
特別法犯	43,925	50,646	53,890	59,955	62,567	58,283
計	351,153	374,261	380,575	387,479	375,533	348,647

評価の結果

業績指標①は達成していることから、業績目標である「地域警察官による街頭活動の強化」は達成したと認められる。

しかしながら、現在の日本の状況について、悪い方向に向かっている分野として「治安」を挙げた者の割合は32.8%となっており（「社会意識に関する世論調査」（平成21年１月、内閣府調査））、治安に対する国民の不安が払しょくされず、いわゆる体感治安についてはいまだ国民が求める水準に至っていないと考えられることから、地域警察官による街頭活動の強化の更なる推進が必要である。

評価の結果の政策への反映の方向性

国民の犯罪に対する不安を払しょくするため、地域警察官によるパトロールを始めとする地域に密着した街頭活動等を強化するとともに、その体制の確立を図ることにより、犯罪の抑止と検挙に努めることとする。

また、あらゆる事件事故に迅速的確に対応できる体制を構築するため、初動警察の更なる強化に向けた各種取組みを強力に推進することとする。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

21年６月12日に開催した第18回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

携帯電話、ＩＰ電話等からの110番通報における位置情報通知システムの運用について（平成21年２月広報資料）

評価を実施した時期

20年１月から12月まで

政策所管課

地域課

基本目標１　業績目標３　平成20年実績評価書

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保	
業績目標	少年非行の防止	
業績目標の説明	少年犯罪の取締り及び街頭補導活動を強化するとともに、再非行抑止のための立直り支援等を推進することにより、少年非行の防止を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：少年非行防止のための取組みの推進状況（刑法犯少年の検挙人員、人口比（注１）、不良行為少年の補導人員、少年相談受理件数） 注１：同年齢層の人口1,000人当たりの検挙人員をいう。 達成目標：刑法犯少年を的確に検挙し、不良行為少年を的確に補導する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 刑法犯少年の検挙人員等は、少年非行の防止の度合いを測る一つの指標となるため。 なお、刑法犯少年については、認知件数が把握できないこと等から、上記の複数の指標を総合的に判断し、業績目標の実現状況を評価することとする。
	業績指標②	指標：非行少年の立直り支援の状況（関係機関等と連携した非行少年の立直り支援事例等） 達成目標：非行少年の立直り支援を的確に推進する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 非行少年の立直り支援の推進状況は、少年非行防止対策の推進の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	14歳から19歳の少年人口
業績目標達成のために行った施策	○　刑法犯少年の検挙活動の推進 少年事件捜査に係る研修を行って､少年事件の捜査力の充実強化を図り、刑法犯少年の検挙活動を推進した。 ○　不良行為少年の補導活動の推進 不良行為の段階での助言又は指導を的確に行うことにより、少年非行を防止するため、少年サポートセンター、スクールサポーター、少年警察ボランティア等と連携をした街頭補導活動を推進した。 また、春休みから新学期にかけての時期に合わせ、少年の非行及び犯罪被害の防止を図る観点から、不良行為少年の発見・補導活動の強化等を重点推進事項とした「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」（平成20年２月26日付け警察庁丁少発第38号、丁生企発第61号、丁薬銃発第88号）を発出した。 ○　非行少年の立直り支援に係る施策の推進 少年サポートセンターを中心とした関係機関との連携による少年の居場所づくりや立直り支援を推進した。 ○　非行防止教室等の開催の推進 少年の規範意識の向上と犯罪被害の防止を図るため、関係機関と連携した非行防止教室等の開催を推進した。	
効果の把握の手法	（効果の把握の手法）	

及びその結果

各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。

（結果）

業績指標①　少年非行防止のための取組みの推進状況（刑法犯少年の検挙人員、人口比、不良行為少年の補導人員、少年相談受理件数）

・　刑法犯少年の検挙人員は16年から減少に転じ、20年中は9万966人と、19年に比べ1万2,258人（11.9%）減少した。

○　刑法犯少年の検挙人員の推移

	15年	16年	17年	18年	19年	20年
検挙人員（人）	144,404	134,847	123,715	112,817	103,224	90,966
凶　悪　犯	2,212	1,584	1,441	1,170	1,042	956
粗　暴　犯	14,356	11,439	10,458	9,817	9,248	8,645
窃　盗　犯	81,512	76,637	71,147	62,637	58,150	52,557
知　能　犯	784	1,240	1,160	1,294	1,142	1,135
風　俗　犯	425	344	383	346	341	389
その他の刑法犯	45,115	43,603	39,126	37,553	33,301	27,284
少年の割合（%）（注２）	38.0	34.7	32.0	29.4	28.2	26.8

注２：「少年の割合」とは、刑法犯の全検挙人員に占める少年の検挙人員の割合をいう。

・　刑法犯少年の人口比は、16年から減少しており、20年の人口比は12.4%と、19年に比べ1.4ポイント減少した。

○　刑法犯少年の人口比の推移（%）

	15年	16年	17年	18年	19年	20年
人　口　比	17.5	16.8	15.9	14.8	13.8	12.4

・　不良行為少年の補導人員は増加傾向にあったが、20年中は1,361,769人と、19年に比べ189,957人(12.2%)減少した。

○　不良行為少年の補導人員の推移（人）

	15年	16年	17年	18年	19年	20年
総　数	1,298,568	1,419,085	1,367,351	1,427,928	1,551,726	1,361,769
喫煙	542,214	575,749	545,601	557,079	602,763	497,658
深夜はいかい	577,082	669,214	671,175	719,732	795,430	732,838

・　少年相談受理件数のうち非行問題については17年から減少に転じ、20年中は１万3,720件と、19年に比べ1,074件(7.3%)減少した。

○　少年相談受理件数の推移（件）

	15年	16年	17年	18年	19年	20年
総数	89,886	92,827	90,283	86,926	78,789	75,274
うち非行問題	19,670	19,315	19,918	16,488	14,794	13,720
少年自身	20,791	23,201	21,443	19,245	17,965	18,099
うち非行問題	2,077	1,833	1,974	1,758	1,702	1,425
保護者	43,381	41,936	40,772	37,744	36,716	34,793
うち非行問題	11,140	10,784	11,146	7,579	7,179	6,861
その他	25,714	27,690	28,068	29,937	24,108	22,382
うち非行問題	6,453	6,698	6,798	7,151	5,913	5,434

以上から、業績指標①については、非行に至る前段階にある不良行為少年の補導人員が相当数あり、非行に至る前段階でその防止が図られたとも考えられ、刑法犯少年の検挙人員、非行問題に関する少年相談受理件数がいずれも減少しており、少年非行の防止という目標をおおむね達成したと認められる。

業績指標②　非行少年の立直り支援の状況（関係機関と連携した非行少年の立直り支援事例等）

少年の多様な活動機会や居場所づくり及び立直り支援の一環として、少年

問題に関する警察の専門職員である少年補導職員等で構成される少年サポートセンターを中心に、関係機関・団体、ボランティア等と連携しながら、環境美化活動を始めとする少年の社会奉仕活動、生産体験活動等の社会参加活動、警察署の道場を開放して地域の少年に柔道や剣道の指導を行う柔剣道教室等のスポーツ活動等、非行少年の立直りに資するための活動を推進した。

【事例】

- 少年サポーターとして委嘱された大学生等とともに、地域住民や少年の保護者が参加する非行問題に関する座談会を開催するなど、少年非行・犯罪被害の実態や少年警察活動について地域住民等に理解を促す取組みを実施した（佐賀）。
- 非行少年の一部は踊りに興味があることに気付いた少年補導職員の企画により、少年や少年警察ボランティア、教員らによる踊りのチームを結成し、地元で行われる盆踊りや夏祭り等のイベントへの出場やその練習等を通して非行少年の立直りを支援した（岐阜）。
- スクールサポーターが、少年指導委員や学生ボランティア等と連携して、非行少年に対し、夏休み期間に特別養護老人ホームで入所者を介護する就業体験をさせたり、苦手科目をマンツーマンで教える学習支援を実施した（埼玉）。

○　少年サポートセンターの設置数（延べ数：注３）

	15年	16年	17年	18年	19年	20年
設 置 数	179	181	190	191	192	193

注３：４月１日現在の数値

以上から、業績指標②については、少年サポートセンターが関係機関・団体、ボランティア等と連携して地域の実情に応じた様々な立直り支援を実施したり、警察官・警察職員が少年の話し相手となるなどの取組みを行うとともに、これらの取組みをより一層推進するため、少年問題に係る実践例等に基づいてその問題点や対応策等を検討するブロック協議会を全国各地で行ったこと、また、少年サポートセンターの設置数も増加していることから、非行少年の立直り支援を的確に推進するという目標をおおむね達成したと認められる。

＜参考指標①＞14歳から19歳の少年人口

○　14歳から19歳の少年人口（千人単位）

	15年	16年	17年	18年	19年	20年
総　計	8,269	8,018	7,789	7,624	7,468	7,365
14歳	1,266	1,244	1,215	1,215	1,193	1,211
15歳	1,319	1,267	1,244	1,216	1,214	1,193
16歳	1,357	1,319	1,268	1,245	1,213	1,215
17歳	1,382	1,357	1,320	1,268	1,241	1,215
18歳	1,447	1,383	1,358	1,321	1,282	1,244
19歳	1,498	1,448	1,384	1,359	1,325	1,287

評価の結果

業績指標①及び②はおおむね達成していることから、業績目標である「少年非行の防止」はおおむね達成したと認められる。

しかしながら、刑法犯少年の人口比は成人の約５倍となっており、少年による社会の耳目を集める事件も発生していることから、少年非行情勢は依然として予断を許さない状況にある。したがって、引き続き少年犯罪の取締り及び街頭補導活動を推進するとともに、再非行抑止のための立直り支援等を推進する必要がある。

評価の結果の政策への反映の方向性

少年事件捜査に係る研修等により少年犯罪の的確な取締り及び街頭補導活動を推進するとともに、非行防止教室等による少年の規範意識の向上、関係機関・団体、ボランティア等との連携による立直り支援等のための諸対策を更に推進することとする。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	21年６月12日に開催した第18回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	少年非行等の概要(20年１月～12月)（21年２月広報資料）
評価を実施した時期	20年１月から12月まで
政策所管課	少年課

基本目標１　業績目標４　平成20年実績評価書

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保	
業績目標	犯罪等からの少年の保護	
業績目標の説明	児童買春・児童ポルノ事犯等の少年の福祉を害する犯罪（以下「福祉犯」という。）の取締りと被害少年の発見・保護活動等を推進することにより、犯罪等からの少年の保護を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：福祉犯の取締りの推進状況（福祉犯の検挙件数及び検挙人員並びに被害者数） 達成目標：福祉犯の被害少年の保護を図る。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 福祉犯の検挙件数等は、犯罪等からの少年の保護の度合いを測る一つの指標となるため。 なお、福祉犯については、認知件数を把握できないことから、上記の複数の指標を総合的に判断し、業績目標の実現状況を評価することとする。
	業績指標②	指標：被害少年の支援等の状況（犯罪被害に係る少年相談受理件数及び少年補導職員等による被害少年の支援事例） 達成目標：被害少年に対する支援を推進する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 被害少年の支援等の状況は、犯罪等からの少年の保護の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標	なし
業績目標達成のために行った施策	○　福祉犯等の検挙活動の推進 児童買春・児童ポルノ事犯を始めとする福祉犯の取締りを推進した。 ○　有害環境の浄化活動の推進(インターネット上の有害情報対策の推進等) 20年３月、関係省庁と連携して「子どもの携帯電話等におけるフィルタリングの普及促進のための啓発活動について」（平成20年３月21日警察庁丙少発第９号、警察庁丙情対発第６号）を発出し、都道府県警察に対して携帯電話等におけるフィルタリングの普及促進を指示した。 ○　被害少年の支援の推進（被害少年に対する継続的な支援の推進等） 少年サポートセンターを中心とした少年補導職員等による継続的なカウンセリング等、被害少年に対する支援を推進した。	
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果） **業績指標①　福祉犯の取締りの推進状況（福祉犯の検挙件数及び検挙人員並びに被害者数）** ・　福祉犯の検挙件数及び検挙人員は14年以降減少したものの、17年以降は再び増加し、20年中の福祉犯の検挙件数は7,192件と、19年に比べ17件(0.2%)増加し、検挙人員は6,983人と、19年に比べ215人(3.2%)増加した。 ・　20年中の福祉犯の被害者数は7,014人と、19年に比べ361人(4.9%)減少した。	

○　福祉犯の検挙状況等

	15年	16年	17年	18年	19年	20年
検挙件数（件）	6,852	6,555	6,837	7,164	7,175	7,192
検挙人員（人）	6,019	5,836	6,011	6,532	6,768	6,983
被害者数（人）	7,304	7,456	7,627	7,258	7,375	7,014

○　福祉犯の法令別検挙件数（件）

法令・違反態様＼年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
総数	6,852	6,555	6,837	7,164	7,175	7,192
未成年者飲酒禁止法	110	111	108	154	165	182
未成年者喫煙禁止法	18	30	45	56	91	323
風営適正化法	537	522	571	645	646	560
売春防止法	169	228	165	127	126	103
児童福祉法	621	704	731	653	626	513
児童買春・児童ポルノ禁止法	1,945	1,845	2,049	2,229	1,914	1,732
労働基準法	56	56	115	104	119	90
職業安定法	129	107	93	97	54	67
青少年保護育成条例	2,110	2,020	2,251	2,578	2,896	2,970
毒物及び劇物取締法	745	498	342	222	191	112
覚せい剤取締法	319	252	250	170	147	99
出会い系サイト規制法	－	31	18	47	122	367
その他の特別法	93	151	99	82	78	74

○　福祉犯の法令別検挙人員（人）

法令・違反態様＼年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
総数	6,019	5,836	6,011	6,532	6,768	6,983
未成年者飲酒禁止法	170	158	140	235	246	272
未成年者喫煙禁止法	18	31	50	63	108	394
風営適正化法	833	749	858	949	983	823
売春防止法	94	118	120	82	63	59
児童福祉法	592	671	565	548	494	518
児童買春・児童ポルノ禁止法	1,374	1,232	1,336	1,490	1,361	1,272
労働基準法	55	69	110	98	164	121
職業安定法	121	101	92	102	53	63
青少年保護育成条例	1,775	1,885	2,110	2,483	2,770	2,817
毒物及び劇物取締法	645	463	327	209	192	111
覚せい剤取締法	261	204	200	144	135	92
出会い系サイト規制法	－	29	17	48	114	367
その他の特別法	81	126	86	81	85	74

○　福祉犯被害少年の男女別状況（人）

		15年	16年	17年	18年	19年	20年
総数		7,304	7,456	7,627	7,258	7,375	7,014
男子		1,404	1,224	1,258	1,339	1,305	1,465
	構成比	19.2	16.4	16.5	18.4	17.7	20.9
女子		5,900	6,232	6,369	5,919	6,070	5,549
	構成比	80.8	83.6	83.5	81.6	82.3	79.1

以上から、業績指標①については、福祉犯被害少年の数は減少したものの、福祉犯の検挙件数及び検挙人員が増加したことから、福祉犯の取締りが推進され、福祉犯の被害少年の保護を図るという目標をおおむね達成したと認められる。

業績指標②　被害少年の支援等の状況（犯罪被害に係る少年相談受理件数及び少年補導職員等による被害少年の支援事例）

少年相談受理件数のうち犯罪被害については増減を繰り返しており、20年中は7,183件と、19年に比べ471件(6.2%)減少した。

○　少年相談受理件数の推移（件）

	15年	16年	17年	18年	19年	20年
総数	89,886	92,827	90,283	86,926	78,789	75,274
うち犯罪被害	6,983	7,727	7,576	7,513	7,654	7,183
少年自身	20,791	23,201	21,443	19,245	17,965	18,099
うち犯罪被害	2,152	2,762	2,695	2,444	2,576	2,539
保護者	43,381	41,936	40,772	37,744	36,716	34,793
うち犯罪被害	3,052	2,991	2,909	3,231	3,244	3,019
その他	25,714	27,690	28,068	29,937	24,108	22,382
うち犯罪被害	1,779	1,974	1,972	1,838	1,834	1,625

【事例】

・　福祉犯被害少年に対し、少年サポートセンターの少年補導職員が中心となり、精神的ケアを行った。また、少年警察ボランティアと連携し、少年らが参加する「料理教室」を開催した。その後、少年は徐々に落ち着きを取り戻した（石川）。

・　福祉犯被害少年に対し、捜査開始当初から、少年サポートセンターの少年補導職員がきめ細かなケアを行った。また、少年の性格や行状を踏まえて、物づくり体験として「折り紙」を勧め、少年の作品を警察署に展示した。作品を展示されることにより、少年が自信や自尊心を取り戻したことがうかがえた（秋田）。

・　福祉犯被害少年に対し、少年サポートセンターの少年補導職員が少年警察ボランティアと連携して継続的に家庭を訪問し、精神的ケアを行うとともに、社会奉仕活動への参加を働きかけた。また、保護者に対し、家庭環境の整備に向けた助言指導を行った。その後、少年は、不良交友を断って毎日通学するようになり、保護者との関係も徐々に回復し、家庭に戻るようになった（愛媛）。

以上から、業績指標②については、少年相談受理件数は減少しているものの、福祉犯被害少年に対し、少年サポートセンターの少年補導職員らによる精神的ケア、料理教室や折り紙などの体験活動を通じた立直り支援、家庭環境の整備を図るための保護者への助言指導など、被害少年に対する支援の充実を図っていることから、被害少年に対する支援を推進するという目標をおおむね達成したと認められる。

評価の結果

業績指標①及び②はおおむね達成していることから、業績目標である「犯罪等からの少年の保護」はおおむね達成したと認められる。

しかしながら、依然として少年の福祉犯被害が後を絶たない現状があることから、これらの事犯の取締りと被害少年保護対策を更に推進する必要がある。

評価の結果の政策への反映の方向性

福祉犯捜査に係る研修等により福祉犯の取締りを引き続き強化するとともに、フィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動を推進するなど、子どもを取り巻く有害環境対策に取り組んでいくこととする。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

21年６月12日に開催した第18回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上作成した。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

少年非行等の概要(20年１月～12月)（21年２月広報資料）

評価を実施した時期

20年１月から12月まで

政策所管課

少年課

基本目標１　業績目標５　平成20年実績評価書

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保	
業績目標	良好な生活環境の保持	
業績目標の説明	風俗営業者等に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための施策を支援し、業務の適正化や風俗関係事犯の取締りを推進すること等により、良好な生活環境を保持する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員 達成目標：風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員で過去５年間の平均を上回る。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員の増加は、風俗営業等の取締りが推進されたことを示し、良好な生活環境の保持の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：風俗営業等に対する行政処分件数 達成目標：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）に基づく行政処分件数で過去５年間の平均を上回る。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 風俗営業等に対する行政処分件数の増加は、風俗営業等の取締りが推進されたことを示し、良好な生活環境の保持の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	風俗営業等の許可・届出数
業績目標達成のために行った施策	○　風営適正化法の的確な運用を始めとする繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進 全国会議等において、様々な形態で営業する違法性風俗店等につき、各種法令を積極的に活用した取締りを推進するよう都道府県警察に対し指示した。 ○　人身取引事犯の取締りの強化 全国会議等において、各種法令を適用して悪質な雇用主やブローカーの摘発に重点を置いた取締りと被害者の適切な保護等、人身取引事犯に対する取組みの一層の強化を都道府県警察に対し指示した。 ○　子どもや女性を守るための匿名通報モデル事業（通称「匿名通報ダイヤル」）を活用した被害者の保護及び捜査の推進 警察庁の委託を受けた民間団体が、国民から事件情報の通報を電話により匿名で受け付け、これを警察に提供して、捜査等に役立てる制度である「匿名通報ダイヤル」を運用し、人身取引事犯等に係る被害者の保護及び捜査を推進した。	
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 なお、風俗関係事犯の検挙事件数及び検挙人員等の増大は、より多くの違法行為が排除されたことを示すものである。 （結果） 業績指標①　風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員	

20年中の風俗関係事犯の検挙件数は7,863件と、15年から19年までの平均検挙件数7,298件に比べ565件(7.7%)多く、20年中の検挙人員は7,967人と、15年から19年までの平均検挙人員7,889人に比べ78人（1.0%）多かった。

○　風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員

	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
検挙件数(件)	6,549	6,579	7,340	8,118	7,902	7,298	7,863
検挙人員(人)	6,600	7,270	8,154	8,892	8,530	7,889	7,967

以上から、業績指標①については、風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員で過去５年間の平均を上回るという目標を達成した。

業績指標②　風俗営業等に対する行政処分件数

20年中の風俗営業等に対する行政処分件数は8,864件と、15年から19年までの平均行政処分件数7,096件に比べ1,768件（24.9%）多かった。

○　風俗営業等に対する行政処分件数（件）

	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
行政処分件数	4,486	4,996	7,766	8,599	9,631	7,096	8,864

以上から、業績指標②については、風俗営業等に対する行政処分件数で過去５年間の平均を上回るという目標を達成した。

＜参考指標①＞　風俗営業等の許可・届出数

○　風俗営業等の許可・届出数（件）

	15年	16年	17年	18年	19年	20年
風俗営業	117,873	115,955	112,892	111,528	109,135	106,864
性風俗関連特殊営業	32,340	37,891	42,583	17,492	19,990	22,021
深夜酒類提供飲食店	269,384	269,452	266,435	269,335	269,348	270,916
合計	419,597	423,298	421,910	398,355	398,473	399,801

評価の結果

業績指標①及び②は達成していることから、業績目標である「良好な生活環境の保持」は達成したと認められる。
しかしながら、繁華街・歓楽街を中心に、いまだ違法性風俗店等が根絶されていないことから、引き続き風俗関係事犯の取締り等を行う必要がある。

評価の結果の政策への反映の方向性

繁華街・歓楽街を中心に、いまだ違法性風俗店等が根絶されていないことから、違法性風俗店等に対し、各種法令を積極的に活用した取締りを行うなど、風俗関係事犯の効果的な取締り等を推進するとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための施策を支援し、業務の適正化を推進すること等により、良好な生活環境の保持を図っていくこととする。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

21年６月12日に開催した第18回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

平成20年中における風俗関係事犯等について（21年４月警察庁資料）

評価を実施した時期

20年１月から12月までの間

政策所管課

保安課

基本目標１　業績目標６　平成20年実績評価書

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保	
業績目標	経済犯罪、環境犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動、自然環境等の確保	
業績目標の説明	経済活動を侵害し、国民の日常生活に影響を及ぼす犯罪、環境を破壊する犯罪等の取締りの推進により、良好な経済活動、自然環境等の確保を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：ヤミ金融事犯（注１）の検挙事件数及び検挙人員 注１：出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反（高金利)事件及び貸金業の規制等に関する法律違反事件並びに貸金業に関連した詐欺、暴行、脅迫等の事件 達成目標：ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員で過去５年間の平均を上回る。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員の増加は、ヤミ金融事犯の取締りが推進されたことを示し、良好な経済活動の確保の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：特定商取引等事犯（注２）の検挙事件数及び検挙人員 注２：特定商取引に関する法律違反事件及び特定商取引（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引をいう。）に関連した詐欺、恐喝等の事件 達成目標：特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員で過去５年間の平均を上回る。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員の増加は、特定商取引等事犯の取締りが推進されたことを示し、良好な経済活動の確保の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標③	指標：知的財産権侵害事犯の検挙件数及び検挙人員 達成目標：知的財産権侵害事犯の検挙件数及び検挙人員で過去５年間の平均を上回る。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 知的財産権侵害事犯の検挙件数及び検挙人員の増加は、知的財産権侵害事犯の取締りが推進されたことを示し、良好な経済活動の確保の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標④	指標：廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員 達成目標：廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員で過去５年間の平均を上回る。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員の増加は、廃棄物事犯の取締りが推進されたことを示し、良好な自然環境の確保の度

		合いを測る一つの指標となるため
	業績指標⑤	指標：食の安全・安心に係る事犯（注３）の検挙事件数及び検挙人員 注３：食品衛生関係事犯及び食品の産地等偽装表示事犯。なお、食品の産地等偽装表示事犯の検挙事件数及び検挙人員は、業績指標③知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員に重複計上されている。 達成目標：食の安全・安心に係る事犯の検挙事件数及び検挙人員で過去５年間の平均を上回る。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 食の安全・安心に係る事犯の検挙事件数及び検挙人員の増加は、食の安全・安心に係る事犯の取締りが推進されたことを示し、食の安全・安心の確保の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	警察に寄せられた悪徳商法に関する相談件数
	参考指標②	産業廃棄物の不法投棄件数
	参考指標③	「食品表示110番」の相談受理件数
業績目標達成のために行った施策	○　関係機関・団体との連携による取締り及び被害抑止に向けた広報啓発活動の推進 関係省庁、消費者団体等と連携して、政府広報の実施、テレビ及びラジオ番組の放送、広報啓発用リーフレットの配布等を行い、ヤミ金融、悪質商法等の被害の抑止に向けた広報啓発活動を推進した。 ○　政府の設定した消費者月間に合わせた取締りの強化等 政府が毎年５月に定める消費者月間に合わせ、都道府県警察に通達を発出し、消費者被害に係る生活経済事犯の取締りの強化、消費者被害の未然防止のための広報啓発活動の推進等を指示した。 ○　政府の決定した知的財産推進計画に基づく取締りの強化等 政府の決定した知的財産推進計画に基づき、知的財産権侵害事犯の取締りの強化、権利者等と連携した知的財産の保護及び不正商品の排除に向けた広報啓発活動を推進した。 ○　環境犯罪対策推進計画に基づく悪質な環境犯罪に対する取締りの推進等 環境犯罪対策推進計画に基づき、全国会議において、悪質な環境犯罪に対する取締りの更なる推進を指示した。 ○　食品に係る偽装表示事案に関する関係省庁との情報交換の強化 関係省庁間で食品表示連絡会議が設置され、各都道府県に設置されている食品表示監視協議会における関係機関間の情報共有、意見交換等が円滑に行われるよう関連情報の共有を進めるなど連携を強化した。	
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 なお、ヤミ金融事犯等の検挙事件数等及び検挙人員の増大は、より多くの違法行為が排除されたことを示すものである。 （結果） **業績指標①　ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員** 20年中のヤミ金融事犯の検挙人員は860人と、15年から19年までの平均検挙人員915人に比べ55人（6.0%）少なかったが、検挙事件数は437事件と、15年から19年までの平均検挙事件数427事件に比べ10事件(2.3%)多かった。 ○　ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員	

	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
検挙事件数(件)	556	432	339	323	484	427	437
検挙人員(人)	1,246	919	706	710	995	915	860

以上から、業績指標①については、検挙人員は過去５年間の平均を下回ったものの、検挙事件数は過去５年間の平均を上回っており、ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員で過去５年間の平均を上回るという目標をおおむね達成した。

業績指標②　特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員

20年中の特定商取引等事犯の検挙人員は279人と、15年から19年までの平均検挙人員289人に比べ10人（3.5%）少なかったが、検挙事件数は142事件と、15年から19年までの平均検挙事件数103事件に比べ39事件（37.9%）多かった。

○　特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員

	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
検挙事件数(件)	65	75	124	138	112	103	142
検挙人員(人)	204	229	330	385	299	289	279

以上から、業績指標②については、検挙人員は過去５年間の平均を下回ったものの、検挙事件数は過去５年間の平均を大幅に上回っており、特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員で過去５年間の平均を上回るという目標をおおむね達成した。

＜参考指標①＞　警察に寄せられた悪質商法に関する相談件数

○　警察に寄せられた悪質商法に関する相談件数

	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
件数（件）	527,592	706,641	358,302	274,139	159,234	405,182	149,591

業績指標③　知的財産権侵害事犯の検挙件数及び検挙人員

20年中の知的財産権事犯の検挙件数は1,135件と、15年から19年までの平均検挙件数1,265件に比べ130件（10.3%）少なかったが、検挙人員は687人と、15年から19年までの平均検挙人員668人に比べ19人（2.8%）多かった。

○　知的財産権侵害事犯の検挙件数及び検挙人員

	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
検挙件数(件)	789	1,233	1,615	1,403	1,283	1,265	1,135
検挙人員(人)	407	640	798	780	715	668	687

以上から、業績指標③については、検挙人員が過去５年間の平均を上回ったものの、検挙件数は過去５年間の平均を下回ったことから、知的財産権侵害事犯の検挙件数及び検挙人員で過去５年間の平均を上回るという目標の達成が十分とは言い難い。

業績指標④　廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員

20年中の廃棄物事犯の検挙事件数は6,124事件と、15年から19年までの平均検挙事件数4,278事件に比べ1,846事件（43.2%）多く、検挙人員は7,602人と、15年から19年までの平均検挙人員5,858人に比べ1,744人（29.8%）多かった。

○　廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員

	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
検挙事件数(件)	2,695	3,166	4,123	5,301	6,107	4,278	6,124
検挙人員(人)	4,227	4,684	5,728	6,852	7,797	5,858	7,602

以上から、業績指標④については、廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員

で過去５年間の平均を上回るという目標を達成した。

＜参考指標②＞　産業廃棄物の不法投棄件数（注４）

○　産業廃棄物の不法投棄件数

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
件数（件）	894	673	558	554	382

注４：環境省資料に基づく。20年度の数値については、21年12月に確定予定。

業績指標⑤　食の安全・安心に係る事犯の検挙事件数及び検挙人員

20年中の食の安全・安心に係る事犯の検挙事件数は37事件と、15年から19年までの平均検挙事件数30事件に比べ７事件（23.3%）多く、検挙人員は91人と、15年から19年までの平均検挙人員53人に比べ38人（71.7%）多かった。

○　食の安全・安心に係る事犯の検挙事件数及び検挙人員

	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
検挙事件数(件)	22	25	26	25	52	30	37
検挙人員(人)	59	42	37	35	90	53	91

以上から、業績指標⑤については、食の安全・安心に係る事犯の検挙事件数及び検挙人員で過去５年間の平均を上回るという目標を達成した。

＜参考指標③＞　「食品表示110番」の相談受理件数

○　「食品表示110番」の相談受理件数（注５）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
件数（件）	15,162	16,156	16,449	24,727	26,222

注５：農林水産省資料に基づく。

評価の結果

業績指標③は達成が十分とは言い難いものの、業績指標④及び⑤は達成し、業績指標①及び②もおおむね達成していることから、業績目標である「経済犯罪、環境犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動、自然環境等の確保」はおおむね達成したと認められる。

しかしながら、社会的弱者を狙う悪質商法や悪質な産業廃棄物事犯等が後を絶たないことから、経済犯罪、環境犯罪等の取締りを推進する必要がある。

評価の結果の政策への反映の方向性

国民の日常的な経済生活における安全と安心に大きな脅威を与える経済犯罪、環境犯罪等の生活経済事犯については、「生活経済事犯対策推進要綱」（平成20年７月策定）に基づいて、関係機関・団体と連携しつつ、被害拡大防止に向けた事犯の早期認知・検挙、広報啓発、被害回復の援助等の施策を進めることにより、良好な経済活動、自然環境等の確保を図っていくこととする。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

21年６月12日に開催した第18回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

・平成20年中における生活経済事犯の検挙状況について（21年３月警察庁資料）
・産業廃棄物の不法投棄等の状況（平成19年度）について（20年12月、環境省資料）
・食品表示110番の実績について（21年、農林水産省資料）

評価を実施した時期

20年１月から12月までの間

政策所管課

生活経済対策管理官

基本目標２　業績目標１　平成20年実績評価書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	
業績目標	重要犯罪(注１)に係る捜査の強化 注１：殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ	
業績目標の説明	平成18年の重要犯罪の認知件数は10年前の約1.5倍に増加する一方、その検挙率は27.9ポイント低下している。こうした状況において、犯罪の広域化・巧妙化が進み、また、「物からの捜査」等従来型手法による検挙が困難化するなど、捜査を取り巻く環境が悪化している。さらに、一連の刑事司法制度改革に的確に対処することが求められる。 以上の情勢を踏まえ、真の治安再生に向けて、捜査力を強化し、重要犯罪の検挙を徹底するための取組みを進める。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：各重要犯罪の検挙率 達成目標：殺人、強盗、強姦等の各重要犯罪の検挙率の向上に努める。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 各重要犯罪の検挙率の向上は、重要犯罪に係る捜査の強化の度合いを測る指標となるため
参考指標	参考指標①	各重要犯罪の認知件数
	参考指標②	各重要犯罪の検挙件数
	参考指標③	各重要犯罪の検挙人員
業績目標達成のために行った施策	○　情報分析支援システム(注２)（ＣＩＳ－ＣＡＴＳ）の整備 20年度中の運用開始に向け、プログラム開発を進めた。 ○　捜査特別報奨金制度の活用 19年４月に捜査特別報奨金制度を導入し、20年末までに殺人等の重要凶悪事件延べ42事件を対象に、同制度に基づく懸賞広告を実施した。 ○　ＤＮＡ型鑑定の積極的活用 ＤＮＡ型鑑定を積極的に実施し、重要犯罪の捜査に活用した。 ○　ＤＮＡ型データベース（注３）の活用 遺留ＤＮＡ型記録及び被疑者ＤＮＡ型記録のデータベースの活用を積極的に推進し、重要犯罪の捜査に活用した。 ○　高性能のＤＮＡ型自動分析装置等の整備等 新型フラグメントアナライザー（注４）を15県に追加整備して、重要犯罪の捜査に活用した。 ○　自動車ナンバー自動読取システムの整備 通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの整備を進めた。 ○　第一線における検視の的確な実施を確保するための取組み 適正な検視業務を推進するため、刑事調査官(注５)等の増強、検視業務に携わる警察官に対する研修の充実及び資機材の整備等検視体制の強化を推進した。 ○　合同捜査及び共同捜査の推進 広域にわたる重要事件が発生した場合には、指揮系統を一元化し、関係都道府県警察が一体となって捜査を行う合同捜査や、指揮系統の一元化までは行わないものの、捜査事項の分担その他捜査方針の調整を行う共同捜査を積極的に推進した。 注２：犯罪統計、犯罪手口等の犯罪関連情報を地図上に表示し、他の様々な情報と統合して、犯罪発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を分析するシステム。21年１月より運用を開始した。	

注３：平成20年実績評価計画書においては「ＤＮＡ型記録検索システム」としていたところ、21年１月、同システムを廃止し、警察情報管理システムの一環としてＤＮＡ型照会業務のオンライン化を図ったことから、これを「ＤＮＡ型データベース」と呼称することとする。

注４：一度に複数の資料の分析が可能なＤＮＡ型鑑定に用いられる自動分析装置

注５：刑事部門における10年以上の捜査経験を有する警察官で、警察大学校における法医専門研究科を修了したものから任用される検視の専門家

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）

業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。

（結果）

業績指標①　各重要犯罪の検挙率

・　20年中の重要犯罪の認知件数は１万5,847件と、19年に比べ1,075件(6.4%)減少した。

・　20年中の重要犯罪の検挙件数は9,925件、検挙人員は7,982人と、それぞれ19年に比べ256件(2.5%)、333人(4.0%)減少した。

・　20年中の重要犯罪の検挙率は62.6%と、19年に比べ2.4ポイント、15年から19年までの平均値に比べ7.1ポイント向上した。

＜参考指標①②③＞　各重要犯罪の認知件数・検挙件数・検挙人員

○　重要犯罪罪種別認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率（注６）

区分	年次	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
重要犯罪	認知件数(件)	23,971	22,568	20,388	18,649	16,922	20,500	15,847
	検挙件数(件)	12,362	11,812	11,419	11,084	10,181	11,372	9,925
	検挙人員(人)	10,786	9,931	9,509	8,880	8,315	9,484	7,982
	検挙率(%)	51.6	52.3	56.0	59.4	60.2	55.5	62.6
殺人	認知件数	1,452	1,419	1,392	1,309	1,199	1,354	1,297
	検挙件数	1,366	1,342	1,345	1,267	1,157	1,295	1,237
	検挙人員	1,456	1,391	1,338	1,241	1,161	1,317	1,211
	検挙率	94.1	94.6	96.6	96.8	96.5	95.6	95.4
強盗	認知件数	7,664	7,295	5,988	5,108	4,567	6,124	4,278
	検挙件数	3,855	3,666	3,269	3,061	2,790	3,328	2,612
	検挙人員	4,698	4,154	3,844	3,335	2,985	3,803	2,813
	検挙率	50.3	50.3	54.6	59.9	61.1	54.3	61.1
放火	認知件数	2,070	2,174	1,904	1,759	1,519	1,885	1,424
	検挙件数	1,448	1,513	1,361	1,337	1,120	1,356	1,054
	検挙人員	866	867	791	825	764	823	659
	検挙率	70.0	69.6	71.5	76.0	73.7	71.9	74.0
強姦	認知件数	2,472	2,176	2,076	1,948	1,766	2,088	1,582
	検挙件数	1,569	1,403	1,443	1,460	1,394	1,454	1,326
	検挙人員	1,342	1,107	1,074	1,058	1,013	1,119	951
	検挙率	63.5	64.5	69.5	74.9	78.9	69.6	83.8
略取誘拐・人身売買	認知件数	284	320	277	199	207	257	155
	検挙件数	231	232	204	180	178	205	141
	検挙人員	151	187	176	167	152	167	129
	検挙率	81.3	72.5	73.6	90.5	86.0	79.8	91.0
強制わいせつ	認知件数	10,029	9,184	8,751	8,326	7,664	8,791	7,111
	検挙件数	3,893	3,656	3,797	3,779	3,542	3,733	3,555
	検挙人員	2,273	2,225	2,286	2,254	2,240	2,256	2,219
	検挙率	38.8	39.8	43.4	45.4	46.2	42.5	50.0

注６：上記の数値は、未遂罪及び予備罪（強姦及び強制わいせつについては未遂罪）を含む。また、「15～19年（平均）」欄は、単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が合計と必ずしも一致しない。

【事例】

・　バーテンダーの男(34)は、20年４月、走行中の列車内において、女性乗務員をトイレに押し込み強姦した。同月に逮捕した被疑者のＤＮＡ型記録と同事件の遺留ＤＮＡ型記録が一致するなど、捜査においてはＤＮＡ型鑑定が効果的に活用された。また、被疑者のＤＮＡ型記録について

	遺留ＤＮＡ型記録のデータベースに照会したところ、同年３月に立体駐車場において発生した強姦事件の遺留ＤＮＡ型記録と一致したことから、同年６月、強姦罪で再逮捕した(神奈川)。 以上から、業績指標①については、15年から19年までの平均と比較すると検挙率に一定の向上が認められることから、各重要犯罪の検挙率の向上はおおむね図られたと認められる。
評価の結果	業績指標①はおおむね達成していることから、業績目標である「重要犯罪に係る捜査の強化」はおおむね達成したと認められる。
評価の結果の政策への反映の方向性	重要犯罪に係る捜査の強化は図られたと認められるものの、依然として社会的反響の大きい重要犯罪が発生していることから、国民の不安を払しょくするため、本年１月に運用を開始した情報分析支援システムの効果的活用を図るとともに、引き続き、ＤＮＡ型鑑定・ＤＮＡ型データベースの積極的活用、自動車ナンバー自動読取システムの整備、検視体制の強化、合同捜査及び共同捜査の推進等の取組みを推進し、重要犯罪に係る捜査の強化を図る。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	21年６月12日に開催した第18回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	平成20年の犯罪情勢（21年５月警察庁）
評価を実施した時期	20年１月から12月までの間
政策所管課	捜査第一課、刑事企画課、犯罪鑑識官

基本目標２　業績目標２　平成20年実績評価書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	
業績目標	重要窃盗犯（注１）に係る捜査の強化 注１：侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすり	
業績目標の説明	重要窃盗犯については、国民の身近な場で発生し、国民に治安に対する不安を与えるものであることから、重要窃盗犯の検挙に向けた取組みを推進する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：各重要窃盗犯の検挙率 達成目標：侵入窃盗、自動車盗等の各重要窃盗犯の検挙率の向上に努める。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 各重要窃盗犯の検挙率の向上は、重要窃盗犯に係る捜査の強化の度合いを測る指標となるため
参考指標	参考指標①	各重要窃盗犯の認知件数
	参考指標②	各重要窃盗犯の検挙件数
	参考指標③	各重要窃盗犯の検挙人員
業績目標達成のために行った施策	○　情報分析支援システム（注２）（ＣＩＳ－ＣＡＴＳ）の整備 20年度中の運用開始に向け、プログラム開発を進めた。 ○　ＤＮＡ型鑑定の積極的活用 ＤＮＡ型鑑定を積極的に実施し、重要窃盗犯の捜査に活用した。 ○　ＤＮＡ型データベース（注３）の活用 遺留ＤＮＡ型記録及び被疑者ＤＮＡ型記録のデータベースの活用を積極的に推進し、重要窃盗犯の捜査に活用した。 ○　高性能のＤＮＡ型自動分析装置等の整備等 新型フラグメントアナライザーを15県に追加整備して、重要窃盗犯の捜査に活用した。 ○　自動車ナンバー自動読取システムの整備 通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの整備を進めた。 ○　合同捜査及び共同捜査の推進 広域にわたる重要事件が発生した場合には、指揮系統を一元化し、関係都道府県警察が一体となって捜査を行う合同捜査や、指揮系統の一元化までは行わないものの、捜査事項の分担その他捜査方針の調整を行う共同捜査を積極的に推進した。 注２：犯罪統計、犯罪手口等の犯罪関連情報を地図上に表示し、他の様々な情報と統合して、犯罪発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を分析するシステム。21年１月より運用を開始した。 注３：平成20年実績評価計画書においては「ＤＮＡ型記録検索システム」としていたところ、21年１月、同システムを廃止し、警察情報管理システムの一環としてＤＮＡ型照会業務のオンライン化を図ったことから、これを「ＤＮＡ型データベース」と呼称することとする。	
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果） **業績指標①　各重要窃盗犯の検挙率** ・　20年中の重要窃盗犯認知件数は21万103件と、19年に比べ３万1,322件（13.0%）減少した。 ・　20年中の重要窃盗犯の検挙件数は11万2,607件、検挙人員は１万5,455人	

と、それぞれ19年に比べ１万1,551件(9.3%)、1,402人(8.3%) 減少した。

・　20年中の重要窃盗犯の検挙率は53.6%と、19年に比べ2.2ポイント、15年から19年までの平均値に比べ15.5ポイント向上した。

＜参考指標①②③＞　各重要窃盗犯の認知件数・検挙件数・検挙人員

○　重要窃盗犯の罪種別認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率（注４）

区分	年次	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
重要窃盗犯	認知件数(件)	469,148	407,929	338,967	282,047	241,425	347,903	210,103
	検挙件数(件)	140,861	135,933	133,390	127,901	124,158	132,449	112,607
	検挙人員(人)	22,596	20,600	18,719	18,098	16,857	19,374	15,455
	検挙率(%)	30.0	33.3	39.4	45.3	51.4	38.1	53.6
侵入窃盗	認知件数	333,233	290,595	244,776	205,463	175,728	249,959	155,047
	検挙件数	109,920	104,816	104,454	100,824	96,266	103,256	87,047
	検挙人員	14,208	13,548	12,564	12,434	12,037	12,958	11,079
	検挙率	33.0	36.1	42.7	49.1	54.8	41.3	56.1
住宅対象	認知件数	190,473	170,991	142,945	120,023	103,490	145,584	91,082
	検挙件数	59,133	57,948	60,486	58,717	54,491	58,155	49,600
	検挙人員	5,318	5,209	4,875	4,830	4,462	4,939	4,182
	検挙率	31.0	33.9	42.3	48.9	52.7	39.9	54.5
自動車盗	認知件数	64,223	58,737	46,728	36,058	31,790	47,507	27,515
	検挙件数	11,931	13,765	14,898	13,288	13,507	13,478	12,569
	検挙人員	4,599	3,823	3,366	3,056	2,380	3,445	2,228
	検挙率	18.6	23.4	31.9	36.9	42.5	28.4	45.7
ひったくり	認知件数	46,354	39,399	32,017	26,828	23,687	33,657	19,145
	検挙件数	14,861	13,561	10,406	10,090	11,321	12,048	11,229
	検挙人員	2,953	2,259	1,851	1,652	1,524	2,048	1,251
	検挙率	32.1	34.4	32.5	37.6	47.8	35.8	58.7
すり	認知件数	25,338	19,198	15,446	13,698	10,220	16,780	8,396
	検挙件数	4,149	3,791	3,632	3,699	3,064	3,667	1,762
	検挙人員	836	970	938	956	916	923	897
	検挙率	16.4	19.7	23.5	27.0	30.0	21.9	21.0

注４：上記の数値は、未遂罪を含む。

【事例】

・　13年１月から19年12月までの間、暴力団関係者の男(48)が首魁(かい)となり、窃盗グループを組織し、ナイジェリア人貿易商らと共謀し、特定車種の自動車や建設重機等を窃取し、解体した上、海外に不正に輸出するなどしていた。

　関係府県警察で合同捜査又は共同捜査体制をそれぞれ構築して捜査を推進し、20年２月からは、京都、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山及び岡山の７府県警察で合同捜査体制を構築するなど、広域組織窃盗事件に対応した捜査を推進した結果、同年９月までに、12都府県下にわたる自動車盗等約920件(首魁を含む被疑者53人、被害総額約９億4,000万円相当)を検挙し、窃盗組織を壊滅させた(京都、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、岡山)。

以上から、業績指標①については、15年から19年までの平均と比較すると検挙率に一定の向上がみられることから、各重要窃盗犯の検挙率の向上がおおむね図られたと認められる。

評価の結果

業績指標①はおおむね達成していることから、業績目標である「重要窃盗犯に係る捜査の強化」はおおむね達成したと認められる。

評価の結果の政策への反映の方向性

重要窃盗犯に係る捜査の強化は図られたと認められるものの、依然として社会的反響の大きい重要窃盗犯が発生していることから、国民の不安を払しょくするため、本年１月に運用を開始した情報分析支援システムの効果的活用を図るとともに、引き続き、ＤＮＡ型鑑定・ＤＮＡ型データベースの積極

		的活用、自動車ナンバー自動読取システムの整備、合同捜査及び共同捜査の推進等重要窃盗犯に係る捜査の強化を図るための取組みを推進する。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項		21年６月12日に開催した第18回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項		平成20年の犯罪情勢（21年５月警察庁）
評価を実施した時期		20年１月から12月までの間
政策所管課		捜査第一課、刑事企画課、犯罪鑑識官

基本目標２　業績目標３　平成20年実績評価書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	
業績目標	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	
業績目標の説明	贈収賄事件、公職選挙法違反事件、企業幹部らによる組織的詐欺事件等は、我が国の社会・経済に対する信頼を根底から覆すものであることから、このような不正の追及を強化する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙状況（検挙事件数及び検挙事例） 達成目標：政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙を推進する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙の推進状況は、これら不正の追及の強化の度合いを測る指標となるため
参考指標	参考指標①	なし
業績目標達成のために行った施策	○　贈収賄事件等の捜査の現状、問題点及び捜査指揮についての研修の実施 贈収賄事件等の政治・行政をめぐる不正事案の捜査を担当する都道府県警察の捜査指揮官や捜査員を対象に、捜査の現状と問題点、情報収集・内偵捜査の要領、捜査指揮要領等についての研修を実施した。 ○　企業犯罪等の捜査における財務捜査の活用、指揮能力の向上等を目的とした研修の実施 企業犯罪等の捜査を担当する都道府県警察の捜査指揮官や財務捜査官、捜査員を対象に、財務捜査指揮要領、財務分析手法、最新の会計・監査制度、簿記知識等についての研修を実施した。 ○　全国会議の開催 全国の捜査第二課に所属し、政治・行政・経済の構造的不正事案の捜査を担当する特別捜査班班長を対象とした全国会議を開催し、構造的不正事案の捜査における諸問題について協議や検討を行った。	
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果） **業績指標①　政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙状況（検挙事件数及び検挙事例）** **１　政治・行政をめぐる構造的不正事案の検挙状況** **・　贈収賄、談合・競売入札妨害等の検挙状況** 20年中の贈収賄、談合・競売入札妨害、あっせん利得処罰法違反及び政治資金規正法違反事件の検挙事件数は、合計77件で、15年から19年までの平均値に比べ８件少なかったが、最も少なかった15年に比べ９件増加した。 ○　贈収賄、談合・競売入札妨害等の検挙事件数（件）（注１）	

区分＼年次	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
贈収賄	55	72	65	74	47	63	50
談合・競売入札妨害	12	11	17	42	26	22	27
あっせん利得処罰法違反	0	0	1	2	0	1	0
政治資金規正法違反	1	0	1	1	0	1	0
合計	68	83	84	119	73	85	77

注１：「15～19年（平均）」欄は、単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が合計と必ずしも一致しな

い。

【事例】

・　元大分県教育庁参事兼教育審議監（61）は、18年９月ころから10月ころにかけて、公立学校教員採用選考試験の受験生の親から、同試験に関して有利な取り計らいを受けた謝礼等の趣旨で、商品券（合計100万円相当）を収受した。

　また、元同庁義務教育課人事班課長補佐（52）は、同年10月ころから19年10月ころにかけて、同試験の受験生の親から、同趣旨で、商品券（合計200万円相当）及び現金300万円を収受したほか、同年12月ころから20年３月ころにかけて、市町村立小・中学校校長採用候補者選考試験等を受験した元市立小学校教頭らから、同試験に関して有利な取り計らいを受けた謝礼等の趣旨で、商品券（合計110万円相当）を収受した。

　さらに、元同庁教育審議監（60）は、同年３月ころ、元市立小学校長兼中学校長から、幹部職員の定期人事異動に関して有利な取り計らいを受けた謝礼の趣旨で、商品券（20万円相当）を収受した（大分）。

・　元文部科学省大臣官房文教施設企画部長(59)は、16年４月ころから18年４月ころにかけて、建築会社顧問(58)から、国立大学法人等が発注する文教施設の整備事業に関して有利な取り計らいを受けた謝礼等の趣旨で、現金270万円を収受した（警視庁）。

・　元防衛施設庁札幌防衛施設局帯広防衛施設支局土木課課長補佐（53）は、18年３月ころ、土木建築業者（40）から、同支局が発注した保管庫新設建築工事の指名競争入札に関して有利な取り計らいを受けた謝礼の趣旨で、現金200万円を収受した（北海道）。

・　高槻市議会議員(66)は、17年９月ころ、建築・不動産会社代表取締役(63)から、同社が新築したマンション敷地内の既設建物を除去するよう市担当職員から是正指導を受けたことについて、当該是正指導を中止するように市担当職員に対し働き掛けてもらいたい旨のあっせん方の請託を受け、これを承諾し、市担当幹部に対し、是正指導を中止するよう依頼したことの謝礼の趣旨で、現金30万円を収受するとともに、同代表取締役に負っていた債務200万円の免除を受けた（大阪）。

・　公務員犯罪の検挙状況

　公務員の職務に関し行われた上記罪名以外の犯罪についても、京都家庭裁判所書記官による有印公（私）文書偽造・同行使・詐欺事件、埼玉県国民年金基金常務理事らによる広告冊子発注をめぐる背任事件、厚生労働省事務官による多額電子計算機使用詐欺事件、旧岩崎村村長らによる虚偽有印公文書作成・同行使事件等を検挙するなど、積極的に検挙を図った。

【事例】

・　京都家庭裁判所園部支部裁判所書記官（35）は、銀行に対する預金債権についての債権差押命令を発令させる目的で、20年９月ころ、地方裁判所書記官名義の執行文付口頭弁論調書（判決）正本等を偽造し、地方裁判所支部に郵送等して行使するとともに、同預金債権の債権差押命令を申し立てた債権者になりすまして同銀行から現金をだまし取ろうと企て、同債権者名義の振込依頼書を偽造し、同銀行に郵送等して行使するなどし、現金約400万円をだまし取った（埼玉）。

・　埼玉県国民年金基金常務理事（62）らは、同基金が、国民年金基金の加入勧奨用小冊子の印刷等を発注していた民間会社に費用を支払うに当たり、同人らの利益を図る目的で同人らの任務に背き、16年４月ころから19年３月ころまでの間、同基金から同社に対し、同人らの利得分を上乗せした金額を支払わせ、同基金に合計320万円相当の財産上の損害を与えた（警視庁）。

2　経済的不正事案の検挙状況

・　金融・不良債権関連事犯の検挙状況

20年中の金融・不良債権関連事犯の検挙事件数は72件で、15年から19年

までの平均値に比べ55件少なかった。

○　金融・不良債権関連事犯の検挙事件数（件）（注２）

区分＼年次	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
融資過程	29 (13)	20 (11)	20 (12)	32 (14)	19 (15)	24 (13)	18 (12)
債権回収過程	75 (63)	52 (43)	47 (38)	27 (21)	13 (10)	43 (35)	10 (6)
その他の金融機関役職員	63 (0)	72 (1)	49 (1)	68 (1)	47 (0)	60 (1)	44 (0)
合計	167 (76)	144 (55)	116 (51)	127 (36)	79 (25)	127 (49)	72 (18)

注２：括弧内は、「暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯」を示す。

【事例】

・　元銀行出張所営業担当者(56)らは、経営実態のない会社の名義を用いて同銀行から借入金名目で現金をだまし取ろうと企て、18年９月ころから11月ころにかけて、同銀行出張所長に対し、同会社が返済能力を有するように見せかけた内容虚偽の決算書類等を提出するなどして信用させ、約１億円をだまし取った（警視庁）。

・　元銀行取締役（59）らは、14年５月ころから15年１月ころにかけて、同行が発注した工事に関し、工事施工会社より内容虚偽の見積書を同行に提出させるなどして、同取締役の利得分を水増し請求させ、同行から工事代金約１億2,100万円をだまし取った（大分）。

・　**企業犯罪の検挙状況**

社会的反響の大きい企業犯罪を多数検挙した。

【事例】

・　元医療コンサルティング会社代表取締役(46)、元大手商社社員(34)らは、投資事業組合を結成させた上、病院再生事業への投資に係る業務委託手数料名目で出資金をだまし取ろうと企て、19年８月ころから11月ころにかけて、機関投資家に対し、架空の投資話を持ち掛け、大手商社が元金を保証するとして偽造文書を提出するなどして信用させ、371億円をだまし取った（警視庁）。

・　大手外国語教室会社代表取締役(56)は、グループ会社各社の役員及び従業員らが会員となっている福利厚生等を目的とした互助組織の会長を務めていたが、グループ会社代表取締役（49）らと共謀の上、資金繰りに窮した同外国語教室会社の用途に充てるため、19年７月ころ、同互助組織のグループ社員積立金から、現金３億2,000万円を横領した（大阪）。

・　大手冷凍食品加工会社取締役(69)、食料品販売会社代表取締役(59)は、かねてから、手数料相当金額を価格に上乗せしながら食料品等の商品を複数の業者間で流通させた上、再び同一商品を買い受けるいわゆる循環取引の形態によって、商品売買を装った金融取引を継続していたものであるが、両名は共謀の上、同金融取引に必要な資金を得るために、平成18年８月ころから11月ころにかけて、真実は、売買契約や商行為に基づく売掛債権が存在しないにもかかわらず、買取債権審査等の業務を行う銀行に対して、偽造した売買契約書類等を提出するなどし、同銀行から売掛債権買取代金として約37億9,000万円をだまし取った。

　さらに、同取締役は、上記循環取引を繰り返すことによって、いずれ破綻することが確実であることや同冷凍食品加工会社に損害を与えることを認識しながら、取締役会の承認等を受けることなく、商品の仕入代金名目に約束手形合計213通（額面合計約49億9,000万円）を振り出し、同社に財産上の損害を与えた（香川）。

以上から、業績指標①について、贈収賄、談合・競売入札妨害等の検挙事件数及び金融・不良債権関連事犯の検挙事件数は、15年から19年までの平均値に比べ共に少なかったものの、急増していた振り込め詐欺・恐喝に対し、

	20年７月以降、体制を増強し、検挙を大幅に増加させ被害の減少を図る中で、上記に列挙した事例のとおり、社会的反響の大きい事件、消費者保護等に資する事件を検挙していることから、これらを総合的に判断すると、政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙は、おおむね推進されたと認められる。
評価の結果	業績指標①はおおむね達成していることから、業績目標である「政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化」はおおむね達成したと認められる。 しかしながら、これら不正の追及を求める国民の期待は依然として高いことから、引き続き、構造的不正の追及を強化する必要がある。
評価の結果の政策への反映の方向性	引き続き、政治・行政・経済をめぐる構造的不正の追及の強化を図っていくこととする。 特に、研修内容の充実や捜査員の育成強化に努めるとともに、不正の実態に応じて刑罰法令を幅広く適用するなどして不正の追及の強化を推進する。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	21年６月12日に開催した第18回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	平成20年の犯罪情勢（21年５月警察庁）
評価を実施した時期	20年１月から12月までの間
政策所管課	捜査第二課

基本目標２　業績目標４　平成20年実績評価書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	
業績目標	振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化	
業績目標の説明	振り込め詐欺・恐喝（注1)を始め、被害者に対面することなく、現金を自己の管理する預貯金口座に振り込ませるなどしてだまし取る、匿名性の高い知能犯罪が依然として多発している。これらの犯行手口は日々巧妙化・多様化し、国民に甚大な被害が生じていることから、捜査活動及び予防活動を強化し、被疑者の早期検挙及び被害の続発防止を図る。 注１：いわゆるオレオレ詐欺・恐喝（親族を装うなどして電話をかけ、会社における横領金の補てん金等の様々な名目で現金が至急必要であるかのように信じ込ませ、動転した被害者に指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺又は同様の手口による恐喝）、架空請求詐欺・恐喝（架空の事実を口実に金品を請求する文書を送付して現金を指定した預貯金口座に振り込ませるなどの手口による詐欺又は同様の手口による恐喝）、融資保証金詐欺（融資を受けるための保証金の名目で現金を指定した預貯金口座に振り込ませるなどの手口による詐欺）及び還付金等詐欺（社会保険事務所等を装い、医療費の還付等に必要な手続を装って現金自動預払機（ＡＴＭ）を操作させて口座間送金させる手口による電子計算機使用詐欺）	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：振り込め詐欺・恐喝の発生状況（認知件数及び被害総額） 達成目標：振り込め詐欺・恐喝の認知件数及び被害総額を前年よりも減少させる。 基準年：19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 振り込め詐欺・恐喝の認知件数及び被害総額の減少は、振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：振り込め詐欺・恐喝の検挙状況（検挙件数及び検挙人員） 達成目標：振り込め詐欺・恐喝の検挙件数及び検挙人員を前年よりも増加させる。 基準年：19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 振り込め詐欺・恐喝の検挙件数及び検挙人員の増加は、振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	指標：振り込め詐欺・恐喝の検挙率（注２） 注２：振り込め詐欺・恐喝の検挙率は、犯罪統計ではなく、捜査第二課において特別に調査して集計する数値を基に算出するもの
業績目標達成のために行った施策	○　総合的な振り込め詐欺対策の推進 警察庁に次長を長とする「振り込め詐欺対策室」を設置して、組織を挙げた振り込め詐欺対策を推進した。また、各都道府県警察では、刑事部門、生活安全部門等の関係部門を統括する職員に、振り込め詐欺対策における「司令塔」の役割を担わせ、一元的な取締活動及び予防活動を推進した。 ○　振り込め詐欺撲滅アクションプランの策定・公表 官民連携して社会を挙げた振り込め詐欺対策に取り組むため、振り込め詐欺対策における基本的な考え方及び方針を法務省と共同で策定し、「振り込め詐欺撲滅アクションプラン」として公表した。 ○　振り込め詐欺撲滅のための取締活動及び予防活動の強化推進期間の実施 振り込め詐欺・恐喝の被害を大幅に減少させるため、20年10月を、「振	

り込め詐欺撲滅のための取締活動及び予防活動の強化推進期間」として、警察の総力を挙げた取締活動及び官民一体となった予防活動を推進した。

○　関係警察相互の連携

・　各道府県警察の首都圏における基礎捜査に従事させるため、「『振り込め詐欺』首都圏派遣捜査専従班」を活用し、関係警察相互の連携を図った。

・　各都道府県警察に設置された「司令塔」を全国のブロック別に招致し、各都道府県警察が行っている施策についての情報共有を図るとともに、振り込め詐欺対策における留意点等を指示した。

○　広報啓発活動の推進

官民一体となった振り込め詐欺対策のための広報啓発活動を行うため、金融機関や携帯電話事業者等関係事業者を始め、県や市町村等の自治体、防犯ボランティア、民生委員等に対して協力依頼を行った。

特に、金融庁及び全国銀行協会との間では、20年10月を「振り込め詐欺対策強化月間」とするなど、連携を強化した。

○　広域知能犯罪捜査のための資機材の整備

広域知能犯罪捜査に必要な資機材を整備した。

○　改正金融機関等本人確認法及び携帯電話不正利用防止法の活用の推進

振り込め詐欺・恐喝の犯行の際に悪用されることの多い架空又は他人名義の預貯金口座及び携帯電話の供給・流通を遮断するため、預貯金口座の売買や他人名義携帯電話の譲渡・譲受行為等について、犯罪による収益の移転防止に関する法律（注３）や携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律を適用するなどして、積極的に検挙を図った。

○　ＡＴＭ周辺における対策の推進

振り込め詐欺・恐喝の被害金の送金手段の多くがＡＴＭであることから、警察官によるＡＴＭ設置場所への固定配置や立寄り等による警戒及び利用者への声掛け等を積極的に行った。

注３：犯罪による収益の移転防止に関する法律は、20年３月１日に全面的に施行された。これに伴い、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律は廃止された。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）

各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。

（結果）

業績指標①　振り込め詐欺・恐喝の発生状況（認知件数及び被害総額）

20年中の振り込め詐欺・恐喝の認知件数は２万481件、被害総額は275億9,438万9,498円で、それぞれ19年に比べ、認知件数は2,551件、被害総額は24億5,196万7,710円増加した。

○　振り込め詐欺・恐喝の認知件数及び被害総額

区分＼年次	18年	19年	20年
認知件数（件）	19,020	17,930	20,481
被害総額（円）	25,493,300,973	25,142,421,788	27,594,389,498

以上から、業績指標①については、振り込め詐欺・恐喝の認知件数及び被害総額を減少させるという目標は、認知件数及び被害総額いずれも増加したことから、達成が十分とは言い難い。

しかしながら、20年中の月別の被害状況についてみると、同年６月、警察庁に「振り込め詐欺対策室」を設置し、官民を挙げた諸対策を強力に推進した結果、同年下半期の被害は減少に転じている。

○　振り込め詐欺・恐喝の認知件数及び被害総額（月別）

区分＼年次	１月	２月	３月	４月	５月	６月
認知件数（件）	1,563	1,969	2,086	2,218	2,038	2,029
被害総額（億円）	21.9	27.3	29.3	33.3	25.6	29.4

年次 区分	7月	8月	9月	10月	11月	12月
認知件数（件）	1,858	1,543	1,720	1,330	1,065	1,062
被害総額（億円）	26.5	20.6	21.8	15.7	12.2	12.3

業績指標②　振り込め詐欺・恐喝の検挙状況（検挙件数及び検挙人員）

20年中の振り込め詐欺・恐喝の検挙件数は4,400件、検挙人員は699人で、それぞれ19年に比べ、検挙件数は1,321件、検挙人員は245人増加した。

○　振り込め詐欺・恐喝の検挙件数及び検挙人員

年次 区分	18年	19年	20年
検挙件数（件）	2,974	3,079	4,400
検挙人員（人）	761	454	699

以上から、業績指標②については、振り込め詐欺・恐喝の検挙人員及び検挙件数を増加させるという目標は、検挙人員及び検挙件数ともに増加したことから、達成した。

＜参考指標①＞　振り込め詐欺・恐喝の検挙率

○　振り込め詐欺・恐喝の検挙率

年次 区分	18年	19年	20年
検挙率(%)	15.6	17.2	21.5

評価の結果

業績指標②は達成しているものの、業績指標①は達成が十分とは言い難いことから、業績目標である「振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化」は達成が十分とは言い難い。

19年と比較して20年の振り込め詐欺・恐喝の認知件数及び被害総額が増加した主な要因は、18年６月ころから認知され始めた還付金等詐欺及び手口が巧妙化したオレオレ詐欺・恐喝の被害の増加にあると考えられる。

なお、20年７月以降、体制を増強し、検挙を大幅に増加させるとともに、オレオレ詐欺・恐喝と還付金等詐欺の主な被害者層である高齢者に対して重点的に対策を行ったことにより、同年下半期は、オレオレ詐欺・恐喝及び還付金等詐欺の認知件数及び被害総額は減少し、振り込め詐欺・恐喝全体の認知件数及び被害総額も減少した。さらに、検挙率も19年と比べて20年は上昇しており、振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化は、一定の成果を示していると言える。

20年下半期の認知件数及び被害総額は減少傾向を示しており、また、21年の振り込め詐欺・恐喝の認知件数及び被害総額は共に前年同時期を大きく下回っているものの、いまだに１か月に10億円近い被害が生じていることから、今後とも警察の総力を挙げた取締活動及び官民一体となった予防活動を推進する必要がある。

評価の結果の政策への反映の方向性

振り込め詐欺対策に必要な資機材及び体制の整備を進めつつ、警察庁の「振り込め詐欺対策室」及び各都道府県警察の「司令塔」の下、手口の多様化に即した諸対策の推進、発生状況の分析の徹底、国民一人一人の心に響く広報活動の実施等被害減少のための施策を推進する。また、検挙件数及び検挙人員については19年を上回ったものの、依然として深刻な被害状況にあることにかんがみ、引き続き、戦略的な取締活動を推進することとする。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

21年６月12日に開催した第18回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

政策評価を行う過程において使用し

平成20年の犯罪情勢（21年５月警察庁）

た資料その他の情報に関する事項	
評価を実施した時期	20年１月から12月までの間
政策所管課	捜査第二課、生活安全企画課

基本目標２　業績目標５　平成20年実績評価書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	
業績目標	科学技術を活用した捜査の更なる推進	
業績目標の説明	科学技術の急速な進展、情報化社会の著しい進展等に的確に対処するために、鑑識資機材の充実、鑑識技術への先端的な科学技術の導入等を図ることにより、科学技術を活用した捜査を更に推進する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：ＤＮＡ型鑑定の活用状況（鑑定事件数及び効果的事例） 達成目標：ＤＮＡ型鑑定の鑑定事件数の過去５年間の増加傾向を維持する。また、ＤＮＡ型鑑定の効果的な活用を更に推進する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： ＤＮＡ型鑑定の鑑定事件数の増加傾向を維持することが、科学技術を活用した捜査の更なる推進の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：ＤＮＡ型データベース（注１）の活用状況（活用件数及び効果的事例） 注１：平成20年実績評価計画書においては「ＤＮＡ型記録検索システム」としていたところ、21年１月、同システムを廃止し、警察情報管理システムの一環としてＤＮＡ型照会業務のオンライン化を図ったことから、これを「ＤＮＡ型データベース」と呼称することとする。 達成目標：ＤＮＡ型データベースの活用件数の過去３年間の増加傾向を維持する。また、ＤＮＡ型データベースの効果的な活用を更に推進する。 基準年：17～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： ＤＮＡ型データベースの活用件数の増加傾向を維持することが、科学技術を活用した捜査の更なる推進の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標③	指標：掌紋業務における指掌紋自動識別システム（注２）の活用状況（活用件数及び効果的事例） 注２：犯罪現場等から採取した指掌紋及び被疑者から採取した指掌紋を事前に登録し、照会した指掌紋と自動的に照合を行い、犯人を特定するシステム。19年に指紋自動識別システムと掌紋自動識別システムを統合して最適化した。 達成目標：掌紋業務における指掌紋自動識別システムの活用件数を増加させる。また、掌紋業務における指掌紋自動識別システムの効果的な活用を更に推進する。 基準年：15～19年（注３）　　達成年：20年 注３：15～18年は旧システム 目標設定の考え方及び根拠： 掌紋業務における指掌紋自動識別システムの活用件数を増加させることが、科学技術を活用した捜査の更なる推進の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標④	指標：画像処理装置の活用状況（画像処理件数及び効果的事例）

		達成目標：画像処理件数の過去５年間の増加傾向を維持する。 また、画像処理の効果的な活用を更に推進する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 画像処理件数の増加傾向を維持することが、科学技術を活用した捜査の更なる推進の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標	なし
業績目標達成のために行った施策	○　科学捜査のための研究の推進 鑑識資料（指掌紋、足こん跡等）の採取方法等に関する研究を行った。 ○　ＤＮＡ型データベースの適正な運用 犯罪現場等に被疑者が遺留したと認められる血こん等の資料(遺留資料)のＤＮＡ型の記録（遺留ＤＮＡ型記録）及び犯罪捜査上の必要があって適法に被疑者の身体から採取された資料のＤＮＡ型の記録（被疑者ＤＮＡ型記録）のデータベースの活用を推進した。 ○　新型フラグメントアナライザー等の整備 同時に16資料のＤＮＡ型分析が可能な新型フラグメントアナライザーを15県に追加整備するとともに、ＤＮＡ型鑑定に使用する検査キットについて、10座位を検査できるものから16座位を検査できるものに順次変更し、整備を行った。 ○　画像処理装置の更新 ７年度及び10年度に整備された40都府県の画像処理装置の更新整備を行った。 ○　ライブスキャナ（注４）の更新 警察庁及び16都道府県警察（方面本部を含む）において、120台のライブスキャナの更新整備を行った。 ○　指紋業務用電子計算機の更新（注５） 指紋の照合に必要な処理装置等を適切に運用した。 注４：警察署等において被疑者の指紋・掌紋を光学的に採取し、警察庁等へ送信する装置 注５：成果重視事業。別紙「平成20年度成果重視事業実施状況調書」参照	
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果） **業績指標①　ＤＮＡ型鑑定の活用状況（鑑定事件数及び効果的事例）** ＤＮＡ型鑑定事件数は、平成元年の導入以降、増加を続けている。20年中のＤＮＡ型鑑定事件数は３万74件と、19年に比べ8,885件（41.9%）増加した。 ○　ＤＮＡ型鑑定事件数（件） 15年 / 16年 / 17年 / 18年 / 19年 / 20年 鑑定事件数 / 1,159 / 2,338 / 5,751 / 11,819 / 21,189 / 30,074 【事例】 20年２月、大阪府内の複合ビルのトイレにおいて、胸を刺され死亡している被害者が発見されたことから、同所を中心に広範囲の現場鑑識活動を行い、多数のＤＮＡ型鑑定資料を採取した。その後、被疑者が出頭、犯行を自供したことから、被疑者から採取した口腔内細胞と犯罪現場の遺留資料のＤＮＡ型鑑定を実施したところ、被疑者と遺留資料のＤＮＡ型が一致し犯行を立証した（大阪）。 以上から、業績指標①については、ＤＮＡ型鑑定事件数が大幅に増加したことから、ＤＮＡ型鑑定の犯罪捜査における積極的な活用が図られたと認められる。	

業績指標②　ＤＮＡ型データベースの活用状況（活用件数及び効果的事例）

余罪照会（注６）により20年中に被疑者が確認された事件数は1,998件と、19年に比べ715件（55.7%）増加した。

同一犯行照会（注７）により20年中に同一犯行と確認された事件数は1,678件と、19年に比べ574件（52.0%）増加した。

注６：ＤＮＡ型データベースを用いて、都道府県警察から送られた被疑者ＤＮＡ型記録と検索システム上の遺留ＤＮＡ型記録との対照を行う照会

注７：ＤＮＡ型データベースを用いて、都道府県警察から送られた遺留ＤＮＡ型記録と検索システム上の遺留ＤＮＡ型記録との対照を行う照会

○　ＤＮＡ型データベースの活用状況

	17年（注８）	18年	19年	20年
余罪照会により被疑者が確認された事件（件）	151	681	1,283	1,998
同一犯行と確認された事件(件)	199	794	1,104	1,678

注８：17年１月から８月までの間は、ＤＮＡ型記録検索システムの前身である遺留資料ＤＮＡ型情報検索システムによる確認事件数を計上している。

【事例】

20年５月、奈良県内の公共浴場で発生した窃盗事件において、被疑者が露天風呂の板塀を乗り越えて逃走したことから、直ちに現場鑑識活動を実施したところ、板塀に付着した血こんを発見し、ＤＮＡ型鑑定資料を採取した。採取した血こんのＤＮＡ型鑑定を実施し、ＤＮＡ型データベースに照会したところ、ＤＮＡ型データベースに登録されていた被疑者のＤＮＡ型記録と一致したことから、所要の捜査を経て同被疑者を逮捕した（奈良）。

以上から、業績指標②については、ＤＮＡ型データベースにより被疑者が確認された事件数等が大幅に増加したことから、ＤＮＡ型データベースの犯罪捜査における積極的な活用が図られたと認められる。

業績指標③　掌紋自動識別システムの活用状況（活用件数及び効果的事例）

20年中の遺留掌紋照会件数は２万5,932件と、19年に比べ1,563件（5.7%）減少した。

20年中の遺留掌紋確認件数は4,064件と、19年に比べ62件（1.5%）減少した。

○　掌紋自動識別システムの活用状況（件）

	15年	16年	17年	18年	19年	20年
照会件数	27,012	23,978	22,224	20,992	27,495	25,932
確認件数	2,423	2,421	2,488	2,487	4,126	4,064

【事例】

20年10月、千葉県内において強姦致傷事件等が連続発生していたことから、捜査員がよう撃捜査を実施していたところ、不審なバイクを発見し、ナンバー照会の結果、盗難ナンバーであることが判明した。後日、ひったくり事件が発生し、捜査員が前記のオートバイを畑内に発見したことから、鑑識活動を行いバイクから現場指掌紋を採取し、掌紋自動識別システムにより照合したところ、窃盗の犯歴を有する少年の掌紋と一致したことから、所要の捜査の結果、前記強姦致傷事件等の犯行が判明し、同少年を逮捕した（千葉）。

以上から、業績指標③については、前年から大幅に増加した19年に比べ、照会件数及び確認件数共にわずかに減少しているものの、おおむね同水準で推移しており、照会件数が減少傾向にあった16年から18年と比べると、照会件数及び確認件数共に増加していることから、掌紋自動識別システムの犯罪捜査における積極的な活用はおおむね図られたと認められる。

業績指標④　画像処理装置の活用状況（画像処理件数及び効果的事例）

20年中の画像処理件数は３万5,492件と、19年に比べ5,023件（16.5%）増加した。

○　画像処理装置の活用状況（件）（注９）

	15年	16年	17年	18年	19年	20年
画像処理件数	22,778	24,791	36,111	36,662	30,469	35,492

注９：簡易画像処理装置による画像処理件数は含まない。簡易画像処理装置とは、画像の明暗調整等簡易な画像処理を行う装置であり、一部の都府警察に整備されているものである。

【事例】

・　20年５月、新潟県内のコンビニエンスストアで発生した強盗事件において、被疑者が車で逃走したことから、店舗内の防犯カメラの画像を確認したところ、被疑者の犯行状況及び使用車両が撮影されており、画像処理装置で鮮明化を実施した。その結果、被疑者が使用した車両の車種や車載品等の特徴が判明し、捜査員に周知したところ、同写真と車両の特徴が酷似する車両を発見し、これを端緒に所要の捜査を実施して被疑者を逮捕した（新潟）。

・　20年５月、神奈川県内で発生した窃盗事件において、犯行現場である施設店内及び駐車場の防犯カメラの画像を確認したところ、被疑者の犯行及び車両で逃走する状況が撮影されており、画像処理装置を用いて鮮明化を実施した。その内容を所轄署に手配した結果、被疑者特定に結びつく情報を得たため、所要の捜査を実施して被疑者を逮捕した（神奈川）。

以上から、業績指標④については、画像処理装置による画像処理件数が増加したことから、画像処理を活用した捜査については積極的に活用されたと認められる。

評価の結果	業績指標①、②、④は達成し、業績指標③もおおむね達成していることから、業績目標である「科学技術を活用した捜査の更なる推進」はおおむね達成したと認められる。
評価の結果の政策への反映の方向性	今後とも科学技術を活用した捜査を一層推進していくため、ＤＮＡ型鑑定機材等鑑識資機材の整備・充実や体制の強化を図る。また、指掌紋自動識別システム、画像処理装置、簡易画像処理装置等の鑑識関係システムを有効に活用するとともに、現場鑑識活動の強化に向けて取組みを進めていくことにする。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	21年６月12日に開催した第18回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	捜査官№33（20年11月広報誌）
評価を実施した時期	20年１月から12月までの間
政策所管課	犯罪鑑識官

別　紙

平成20年度成果重視事業実施状況調書

1　事業名
指紋業務用電子計算機の更新

2　評価担当部局課（室）名
警察庁刑事局犯罪鑑識官

3　目標の内容
(1)　平成16年度と比較した運用経費を２割程度削減する。
(2)　対象システムにおける実質的な稼働率100%を維持する。

4　目標設定の考え方
事業を適切に執行した場合に見込まれる運用経費の削減割合及び機器の適切な保守等を行った場合に見込まれる稼働率を目標として設定している。

5　目標達成のための手段等
(1)　目標達成のための具体的手段
運用経費を削減できるよう事業を適切に執行するとともに、実質的な稼働率100%を維持するため機器の適切な保守等を行う。
(2)　目標達成のための手段と目標の因果関係
事業の適切な執行と機器の適切な保守等によって、目標の達成が可能となる。

6　目標の達成度合いの判定方法・基準
(1)　平成16年度と比較した運用経費
システムの運用に要するコストを算出し、平成16年度のコストと比較する。
(2)　対象システムにおける実質的な稼働率
障害等によるシステム停止時間を確認し、稼働率を算出する。

7　目標期間
平成17年度から平成21年度まで

8　測定結果
(1)　運用経費の削減率（16年度との比較）

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
運用経費削減率	6.3%	26.2%	26.2%	26.2%

(2)　対象システムにおける実質的な稼働率

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実質的稼働率	99.9%	100%	100%	100%

9　評価の結果
平成16年度と比較した平成20年度の運用経費の削減率は、26.2%である。また、対象システムにおける実質的な稼働率は、平成18年度以降、100%を維持していることから、いずれの目標についても達成した。

10　予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果
国庫債務負担行為により複数年の賃貸借契約を結ぶことで、合理的な予算執行が可能となっている。

基本目標３　業績目標１　平成20年実績評価書

基本目標	組織犯罪対策の強化	
業績目標	暴力団の存立基盤の弱体化	
業績目標の説明	暴力団は、社会活動の変化に応じて、様々な分野において、組織的な犯罪行為を敢行しながら経済的利益を求めて、資金獲得活動を行っており、暴力団の資金源対策に重点的に取り込むことによって、暴力団の存立基盤の弱体化を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：コンプライアンス条例等の制定率及び「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下「企業指針」という。）の普及状況（事例） 達成目標：地方公共団体におけるコンプライアンス条例等の制定率を向上させるとともに、企業指針を企業に普及させる。 基準年：19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 暴力団は行政機関や民間企業を資金獲得活動の主要な対象としているが、地方公共団体でコンプライアンス条例等の制定が進めば、暴力団への組織的な対応が行われ、行政対象暴力の防止につながることから、コンプライアンス条例等の制定率は、暴力団の存立基盤の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため。 また、19年７月の第９回犯罪対策閣僚会議で報告された企業指針の普及が進めば、民間企業による暴力団との関係遮断が進み、企業対象暴力の防止や暴力団関係企業の活動の封圧につながることから、企業指針の普及状況は、暴力団の存立基盤の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：地方公共団体の公共工事における暴力団排除要綱等の整備率（注１） 注１：すべての地方公共団体のうち、暴力団排除要綱等を整備している地方公共団体の割合 達成目標：地方公共団体の公共工事における暴力団排除要綱等の整備率を向上させる。 基準年：19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 暴力団は各地の公共工事に介入して多額の資金を獲得しているが、地方公共団体で公共工事における暴力団排除要綱等の整備が進めば、公共工事に暴力団が介入した場合の警察・発注者への通報報告制度等により、暴力団の公共工事からの排除につながることから、地方公共団体の公共工事における暴力団排除要綱等の整備率は、暴力団の存立基盤の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標③	指標：暴力団構成員等に対する組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額 達成目標：暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法第９条（法人等経営支配）、第10条（犯罪収益等隠匿）、第11条（犯罪収益等収受）及び第23条（起訴前の没収保全命令）

		の適用件数及び没収保全額を増加させる。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 　暴力団は、獲得した資金の没収等や獲得した資金に起因して検挙される事態を回避するために、犯罪収益の隠匿等のマネー・ローンダリング行為を行うが、組織的犯罪処罰法の適用による検挙を推進するとともに、犯罪収益をはく奪することは、暴力団の資金獲得活動に打撃を与えることになることから、暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法の適用件数等は、暴力団の存立基盤の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	暴力団構成員等の主要罪種別検挙人員
	参考指標②	伝統的資金獲得活動の検挙人員
業績目標達成のために行った施策	○　暴力団犯罪の取締りの強化 　暴力団の存立基盤に打撃を与えるため、暴力団関係企業及び総会屋等の反社会的勢力を含めた取締りを推進した。 ○　暴力団と共生する者の実態解明と取締りの強化 　暴力団の資金獲得活動に協力するなど暴力団と共生する者の実態解明を促進するため資金獲得犯罪に係る情報の収集・分析を推進するとともに、その結果に基づく集中的な取締りを推進した。 ○　暴力団に対する組織的犯罪処罰法の積極的適用 　暴力団の資金をはく奪するため、起訴前の没収保全命令を積極的に活用するとともに、犯罪収益の隠匿及び収受に係る事案等の摘発を推進した。 ○　19年７月の第９回犯罪対策閣僚会議で報告された企業指針の普及啓発 　関係省庁と連携し、企業活動等から暴力団を始めとする反社会的勢力を効果的に排除する仕組みを構築するとともに、都道府県において開催された不当要求防止責任者講習会等の各種会議・研修等を通じて、企業指針の普及・啓発活動を推進した。 ○　各種暴力団排除活動の推進 　関係企業と連携し、各種業法に定める暴力団排除規定を活用した暴力排除活動を推進するとともに、暴力団等の反社会的勢力を効果的に排除する仕組みを構築した。 ○　暴力団を相手方とする民事訴訟等の支援 　都道府県暴力追放運動推進センター及び弁護士会と連携して暴力団を相手方とする民事訴訟等の支援を積極的に推進した。 ○　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）の一部改正 　指定暴力団の代表者等の損害賠償責任の拡大、対立抗争等に係る暴力行為の賞揚等の規制、損害賠償請求等の妨害の規制等を内容とした「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案」を、平成20年２月、国会に提出した。同法は、同年４月30日に成立し、５月２日に公布、８月１日に完全施行された。	
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 　各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果） **業績指標①　コンプライアンス条例等の制定率及び企業指針の普及状況（事例）** 　20年中の地方公共団体におけるコンプライアンス条例等の制定率は、99.9％と、19年に比べ0.8ポイント向上した（注２）。 注２：20年12月31日現在における地方公共団体数は1,852団体であり、条例の制定が99団体、要綱等の制定が1,751団体 ○　地方公共団体におけるコンプライアンス条例等の制定状況	

	16年	17年	18年	19年	20年
整備率(%)	72.6	87.9	95.6	99.1	99.9

【事例】

・　富山県では、県内16自治体中１町のみがコンプライアンス条例等を制定していなかったことから、警察が町長に対して不当要求に対する組織的対応の必要性を継続して訴えた結果、「不当要求行為等対策規程」の制定に至り、県内全自治体でコンプライアンス条例等が整備された。

・　証券取引業界では、企業指針を踏まえ、証券市場からの暴力団等の反社会的勢力の排除に向けて取り組んでいるところ、警察庁においても、日本証券業協会等と連携して、各都道府県警察に対し、管内の証券取引業界と連携強化を図るよう指導し、20年5月14日までに、全国47都道府県において「証券警察連絡協議会」を発足させた。

・　全国銀行協会では、企業指針を踏まえ、20年11月15日付けで、会員銀行及び各地銀行協会に対し、暴力団排除条項の導入等による融資取引からの排除や、警察等との連携に関する通達を発出した。

　これを受けて警察庁では、反社会的勢力介入排除の実効を期すため、今後、全国銀行協会と協議の上、都道府県警察単位でより緊密な関係を構築できるよう、銀行との連絡体制を整備するなど、諸対策の検討を進め、また、引き続き、全国銀行協会と連携をとりつつ、反社会的勢力情報に関するデータベースの構築及び融資取引以外の取引からの排除に向けた検討を支援することとしている。

以上から、業績指標①については、コンプライアンス条例等の制定率が向上し、ほぼ100%に達成している上、近年、暴力団が資金獲得活動の矛先として触手を伸ばしている金融・証券取引業界においても、順調に企業指針が普及・反映されていることから、達成されたと認められる。

業績指標②　地方公共団体の公共工事における暴力団排除要綱等の整備率

20年中の地方公共団体の公共工事における暴力団排除要綱等の整備率は、92.3%と、19年に比べ2.8ポイント向上した。

○　地方公共団体における暴力団排除要綱等の整備状況

	16年	17年	18年	19年	20年
整備率(%)	71.5	86.0	88.7	89.5	92.3

【事例】

・　山口組傘下組織組員が、暴力団関係会社社長と共に、一般の建設会社に対して、下請け参入を要求した事件について、当該暴力団関係会社が大阪府等において入札参加資格を有していたことから、大阪府等に通報した結果、暴力団排除要綱等に基づき、当該暴力団関係会社に対して指名除外等の措置がとられた（大阪）。

・　住吉会傘下組織組長による市議会議長に対する職務強要事件の検挙と連動して、同組長に資金提供をしていた建設業者を関係自治体に通報した結果、暴力団排除要綱等に基づき、当該業者に対し、市は２か月、県は４か月の指名停止を決定した（栃木）。

・　工藤會幹部の葬儀に際し供花をしていた建設業者を把握したことから、「暴力団との密接な関係」を有するとして、当該業者を関係自治体に通報した結果、暴力団排除要綱等に基づき、当該業者に対し、県は６か月、市は12か月の指名停止を決定した（福岡）。

以上から、業績指標②については、整備率が向上したことから、達成されたと認められる。

業績指標③　暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額

１　組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング規定の適用件数

20年中の組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング規定を適用した暴力団構成員等の検挙件数は63件と、15年から19年までの平均検挙件数47件に比べ16件（34.1%）多かった。

○　組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング規定の適用による暴力団構

成員等の検挙件数（件）

	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
総　数	35	40	48	53	60	47	63
9条(経営支配)	0	0	0	0	0	0	1
10条(隠　匿)	25	29	21	18	35	26	41
11条(収　受)	10	11	27	35	25	22	21

【事例】

・　タクシー会社経営者が、山口組傘下組織組員と共に敢行した通院移送費補助制度を悪用した詐欺事案の犯罪収益を用いて、新たに自己が設立する株式会社の事業経営を支配するため、設立に際して発行した株式の取得に係る資金の全額を払い込んだことから、組織的犯罪処罰法違反（不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為）で検挙した（北海道）。

・　無店舗型ヤミ金融を営んでいた山口組傘下組織幹部等が、借受人に対して法定利息の70倍を超える金利で貸し付け、借受人からの利息に係る犯罪収益を、同幹部等が管理する知人名義の口座に振り込ませて犯罪収益の取得につき事実を仮装したことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙した（愛知）。

・　住吉会傘下組織幹部が、風俗店経営者が売春防止法違反に係る営業で得た収益を、その情を知りながら、広告料名下に収受したことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等収受）で検挙した（栃木）。

２　組織的犯罪処罰法に基づく起訴前の没収保全命令の適用件数及び没収保全額

20年中の暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法に基づく起訴前の没収保全命令の適用件数は21件と、15年から19年までの平均適用件数４件に比べ、17件（425.0%）多かった。また、20年中の暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法に基づく起訴前の没収保全額は２億3,179万6,193円と、15年から19年までの平均没収保全額695万9,926円に比べ２億2,483万6,267円（3,230%）多かった。

○　暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法に基づく起訴前の没収保全命令の適用件数及び没収保全額

	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
適用件数（件）	3	5	0	3	7	4	21
没収保全額(円)	2,705,601	11,855,599	0	824,982	19,413,449	6,959,926	231,796,193

【事例】

・　山口組傘下組織組員等の手引きにより敢行された多額窃盗事件において、同組員等の逮捕後、窃盗常習者である実行犯の男が、窃取した金銭の一部である現金1,700万円を、自己名義の銀行口座に預け入れていたことから、この預金債権を犯罪収益と認定し、起訴前の没収保全命令を請求したところ、同命令が発出された（熊本）。

・　暴力団関係企業である不動産仲介会社代表者等が、東証２部上場の不動産会社から、同社が所有するビルの入居者を立ち退かせる交渉の委託を受け、弁護士資格がないのに報酬を得る目的で入居者等と立ち退き交渉を行った弁護士法違反事件に関し、同不動産仲介会社代表者等を逮捕後、同代表者等が立ち退き交渉する報酬として不動産会社から受け取っていた同不動産仲介会社代表者名義の預金債権9,300万円を犯罪収益と認定し、起訴前の没収保全命令を請求したところ、同命令が発出された（警視庁）。

以上から、業績指標③については、組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング規定の適用件数が年々増加し、没収保全額も増加傾向にあることから、達成されたと認められる。

＜参考指標①＞暴力団構成員等の主要罪種別検挙人員

○　暴力団構成員等に係る主要罪種別の検挙人員の推移

		16年	17年	18年	19年	20年
主要罪種別の検挙人員（人）		17,625	18,311	17,371	16,867	15,841
	覚せい剤	5,412	6,810	6,043	6,319	5,735
	傷　害	4,319	3,972	3,881	3,580	3,219
	窃　盗	3,265	3,198	3,139	3,050	3,028
	恐　喝	2,808	2,619	2,523	2,175	2,013
	詐　欺	1,821	1,712	1,785	1,743	1,846

＜参考指標②＞伝統的資金獲得活動の検挙人員

○　暴力団構成員等に係る伝統的資金獲得活動の検挙人員の推移

		16年	17年	18年	19年	20年
伝統的資金獲得活動の検挙人員（人）		9,379	10,467	9,412	9,275	8,517
	覚せい剤	5,412	6,810	6,043	6,319	5,735
	恐　喝	2,808	2,619	2,523	2,175	2,013
	賭　博	837	845	685	648	639
	ノミ行為(注３)	322	193	161	133	130

注３：「ノミ行為等」には、競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の違反の総計を計上した。

○　暴力団対策法に基づく中止命令・再発防止命令の発出件数の推移

		16年	17年	18年	19年	20年
合　計（件）		2,878	2,780	2,616	2,537	2,356
	中止命令	2,717	2,668	2,488	2,427	2,270
	再発防止命令	161	112	128	110	86

評価の結果

業績指標①、②及び③は達成していることから、業績目標である「暴力団の存立基盤の弱体化」は達成したと認められる。

しかし、依然として、暴力団は資金獲得活動を多様化させ、獲得した資金を巧妙に隠匿するなど不透明化を図っていること、参考指標にみられるとおり暴力団構成員等の検挙人員が減少していること及び暴力団対策法に基づく行政命令の発出件数が減少傾向にあることから、引き続き、暴力団の存立基盤の弱体化を図るため、暴力団組織の実態把握の強化と取締り等の諸対策を推進し、資金のはく奪実績の向上を図る必要がある。

また、暴力団犯罪被害者や地域住民と一体となった民事訴訟支援並びに行政、企業及び地域における暴力排除活動について、都道府県暴力追放運動推進センターや弁護士会と連携し、強力に展開していく必要がある。

評価の結果の政策への反映の方向性

暴力団の資金獲得実態や組織実態等の解明を推進するとともに、徹底した取締りや、暴力団対策法に基づく行政命令の積極的な発出によって、暴力団の存立基盤の弱体化に向けた諸対策を強力に推進していくこととする。

また、公共工事や企業活動からの暴力排除活動を推進して、暴力団の資金源の封圧に努め、国民の経済活動の健全性を確保するとともに、都道府県暴力追放運動推進センターや弁護士会等と連携して、暴力団を相手方とする民事訴訟支援、社会復帰対策を推進していくこととする。

さらに、昨年は、改正暴力団対策法が成立し、施行されたことから、同法の厳正かつ的確な運用を図っていくこととする。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

21年６月12日に開催した第18回警察庁政策評価研究会において、意見を聴取した上で作成した。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

・平成20年の暴力団情勢（21年４月警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課・企画分析課）
・犯罪統計書（15～19年警察庁）
・ＪＡＦＩＣ年次報告書（平成20年）（21年３月警察庁刑事局組織犯罪対策

	部犯罪収益移転防止管理官）
評価を実施した時期	20年１月から12月までの間
政策所管課	暴力団対策課、企画分析課

基本目標３　業績目標２　平成20年実績評価書

基本目標	組織犯罪対策の強化	
業績目標	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化	
業績目標の説明	我が国で乱用されている薬物のほとんどが海外から流入し、密売されていること及び薬物乱用による幻覚・妄想等が凶悪な事件を引き起こすこともあり、社会の安全を脅かすものであることから、密輸・密売にかかわる組織の取締りを強化し、これら組織に打撃を与える。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：覚せい剤事犯の総検挙人員に占める暴力団構成員等の検挙人員の割合及び内数として暴力団首領・幹部の割合 達成目標：覚せい剤事犯の総検挙人員に占める暴力団構成員等の検挙人員の割合等を増加させる。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 暴力団は我が国の主要な薬物密輸・密売組織であり、特に覚せい剤を中心として薬物事犯を敢行しているところ、暴力団構成員等による覚せい剤事犯の取締りが強化されれば、薬物に関与する暴力団に対し人的打撃を与えることになるから、覚せい剤事犯の総検挙人員に占める暴力団構成員等の検挙人員の割合等は、薬物密輸・密売組織の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額 達成目標：麻薬特例法第５条（業として行う不法輸入等）、第６条（薬物犯罪収益等隠匿）、第７条（薬物犯罪収益等収受）及び第19条第３項（起訴前の没収保全命令）の適用件数及び没収保全額を増加させる。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 薬物密輸・密売組織は、薬物の密輸・密売から得られる収益によって組織の維持、拡大を図っているが、薬物犯罪収益等のはく奪につながる麻薬特例法第５条、第６条、第７条及び第19条第３項を積極的に適用することは、薬物密輸・密売組織の資金獲得活動に大きな打撃を与えることになるから、その適用件数等の増加は、薬物密輸・密売組織の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	薬物事犯別検挙人員及び内数として暴力団構成員等の検挙人員とその割合
業績目標達成のために行った施策	○　薬物密輸・密売組織の壊滅に向けた取締りの強化 薬物密輸・密売組織の中枢に位置する首領や幹部に焦点を当て、通信傍受を実施するなどして、薬物密輸・密売組織の壊滅を目指した取締りを強化した。 ○　薬物事犯取締活動強化月間の実施 20年５月から６月までにかけての１か月間を薬物取締活動強化月間に設定して、全国一体となった取締りを実施した。	

○　薬物事犯捜査に関する知識・技能の習得を目的とした研修の実施
　薬物事犯捜査に従事する者を対象として、事件指揮、通信傍受、コントロールド・デリバリー等の各種捜査手法や効果的な装備資機材の活用方策等に関する研修を実施した。
○　密輸・密売対策用装備資機材の整備
　20年度において、薬物密売組織等を壊滅するための薬物取締り用車、特殊な捜査手法の活用のための装備資機材等を整備した。
○　国内外の関係機関との連携の強化
　外国関係機関との情報交換、合同オペレーション、国内関係機関との連絡会議、人事交流、合同捜査・訓練を実施するなどして、これらと連携した水際対策を推進した。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）
各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。
（結果）
業績指標①　覚せい剤事犯の総検挙人員に占める暴力団構成員等の検挙人員の割合及び内数として暴力団首領・幹部の割合
1　覚せい剤事犯の総検挙人員に占める暴力団構成員等の検挙人員の割合
　20年中の覚せい剤事犯の総検挙人員に占める暴力団構成員等の検挙人員の割合は52.6%と、15年から19年までの平均割合48.2%に比べ4.4ポイント多かった。

○　覚せい剤事犯の検挙人員及び内数として暴力団構成員等の検挙人員とその割合

	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
検挙人員（人）	14,624	12,220	13,346	11,606	12,009	12,761	11,025
うち暴力団構成員等(人)	6,050	5,430	6,853	6,076	6,359	6,154	5,801
比率(%)	41.4	44.4	51.3	52.4	53.0	48.2	52.6

＜参考指標①＞　薬物事犯別検挙人員及び内数として暴力団構成員等の検挙人員とその割合

○　大麻事犯の検挙人員及び内数として暴力団構成員等の検挙人員とその割合

	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
検挙人員（人）	2,032	2,209	1,941	2,288	2,271	2,148	2,758
うち暴力団構成員等(人)	515	530	602	736	664	609	856
比率(%)	25.3	24.0	31.0	32.2	29.2	28.4	31.0

○　麻薬及び向精神薬事犯の検挙人員及び内数として暴力団構成員等の検挙人員とその割合

麻薬及び向精神薬事犯(MDMA等)	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
検挙人員（人）	465	560	504	519	469	503	491
うち暴力団構成員等(人)	85	171	174	142	135	141	119
比率(%)	18.3	30.5	34.5	27.4	28.8	28.0	24.2

○　あへん事犯の検挙人員及び内数として暴力団構成員等の検挙人員とその割合

あへん事犯	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
検挙人員（人）	50	59	12	27	41	38	14
うち暴力団構成員等(人)	0	0	0	0	1	0	0
比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4	0.0	0.0

2　覚せい剤事犯の暴力団構成員等の検挙人員に占める内数として暴力団首

領・幹部の割合

20年中の覚せい剤事犯の暴力団構成員等の検挙人員に占める暴力団首領・幹部の割合は7.4%と、15年から19年までの平均割合8.0%に比べ0.6ポイント少なかった。

○　暴力団構成員等及びその内数として暴力団首領・幹部の覚せい剤事犯の検挙人員とその割合

	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
暴力団構成員等（人）	6,050	5,430	6,853	6,076	6,359	6,154	5,801
うち暴力団首領・幹部(人)	562	502	519	460	419	492	427
比率(%)	9.3	9.2	7.6	7.6	6.6	8.0	7.4

以上から、業績指標①については、覚せい剤事犯の総検挙人員に占める暴力団構成員等の検挙人員の割合は15年から19年までの平均を上回ったものの、暴力団構成員等の検挙人員に占める暴力団首領・幹部の割合が15年から19年までの平均を下回ったことから、達成が十分とは言い難い。

業績指標②　麻薬特例法の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額

1　麻薬特例法第５条（業として行う不法輸入等）、第６条（薬物犯罪収益等隠匿）及び第７条（同収受）の適用状況

20年中の麻薬特例法の適用件数は、第５条が52件、第６条が10件と、15年から19年までの平均適用件数に比べ第５条が12件（30.0%）、第６条が５件（100%）それぞれ多かった。また、第７条は２件と、平均適用件数と同数であった。

○　麻薬特例法第５条、６条及び７条の適用件数

	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
第５条（件）	32	45	47	40	38	40	52
第６条（件）	8	5	3	5	5	5	10
第７条（件）	2	0	2	5	2	2	2

2　麻薬特例法第19条に基づく起訴前の没収保全による没収保全額

20年中の麻薬特例法第19条に基づく起訴前の没収保全による没収保全額は2,334万4,267円と、15年から19年までの平均没収保全額5,267万2,972円に比べ2,932万8,705円（55.7%）少なかった。

○　麻薬特例法第19条に基づく起訴前の没収保全による没収保全額

	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
没収保全額(円)	47,839,109	67,440,983	92,619,024	10,432,915	45,032,829	52,672,972	23,344,267

【事例】

20年６月ころから９月ころまでの間に覚せい剤合計約3,895グラムを密輸して約800万円の報酬を得ていた薬物密売人を覚せい剤取締法違反(輸入)等で検挙するとともに、同人が当該薬物密輸の報酬を保管していた同人名義の郵便貯金口座（残高のうち約790万円）に対して麻薬特例法に基づき起訴前の没収保全命令を請求し、同口座を凍結した（千葉）。

以上から、業績指標②については、麻薬特例法第５条及び第６条の適用件数は15年から19年までの平均を大幅に上回ったものの、第７条については平均件数と同数であり、また、第19条に基づく起訴前の没収保全による没収額については、平均を大きく下回っていることから、達成が十分とは言い難い。

評価の結果	業績指標①及び②は達成が十分とは言い難いことから、業績目標である「取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化」は達成が十分とは言い難い。

	覚せい剤事犯の暴力団構成員等の検挙人員に占める暴力団首領・幹部の割合の減少については、組織防衛の強化により首領・幹部の検挙に結び付く情報や証拠を入手するのが困難となっていることが原因と考えられ、また、麻薬特例法第19条に基づく起訴前の没収保全による没収保全額の減少については、犯罪組織による薬物犯罪収益の隠匿手口が巧妙化していることが原因と考えられる。 今後は、薬物密輸・密売組織の中枢に位置する首領・幹部の検挙に向けた突き上げ捜査を引き続き徹底するとともに、薬物密輸・密売組織の資金の流れに着目して薬物犯罪収益の更なる没収保全に努めるなど、薬物密輸・密売組織の弱体化に努める必要がある。
評価の結果の政策への反映の方向性	薬物密輸・密売組織の取締りを更に強化し、これらの組織に打撃を与える。 また、薬物密輸・密売組織における薬物犯罪収益の解明を図り、没収保全額を増加させるとともに、これらの組織に対する捜査を推進するための装備資機材の充実等を図る。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	21年６月12日に開催した第18回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	平成20年中の薬物・銃器情勢（21年４月警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課）
評価を実施した時期	20年１月から12月までの間
政策所管課	薬物銃器対策課

基本目標３　業績目標３　平成20年実績評価書

<table>
<tr><td>基本目標</td><td colspan="2">組織犯罪対策の強化</td></tr>
<tr><td>業績目標</td><td colspan="2">銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化</td></tr>
<tr><td>業績目標の説明</td><td colspan="2">暴力団等の犯罪組織が依然としてけん銃を組織的に管理し、対立抗争に際して銃器発砲事件を引き起こしていることから、これら組織からのけん銃の押収を図るとともに、けん銃等に係る銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）違反事件の取締りを強化し、銃器に係る脅威から国民の生命、身体の安全を確保する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">業績指標
及び達成目標</td><td>業績指標①</td><td>指標：暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数

達成目標：暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数を減少させる。

基準年：15～19年　　達成年：20年

目標設定の考え方及び根拠：
暴力団は、勢力維持・拡大のための対立抗争等において銃器発砲事件を発生させるが、暴力団の銃器犯罪に対する取締りが強化されれば、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生が抑制されることになるから、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数は、暴力団等犯罪組織の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため</td></tr>
<tr><td>業績指標②</td><td>指標：けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の総検挙人員に占める暴力団構成員等の検挙人員の割合及び内数として暴力団首領・幹部の割合

達成目標：けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の総検挙人員に占める暴力団構成員等の検挙人員の割合等を増加させる。

基準年：15～19年　　達成年：20年

目標設定の考え方及び根拠：
主として、暴力団が組織的に銃器使用による凶悪事件を発生させているところ、暴力団構成員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件に対する取締りが強化されれば、暴力団に対し人的打撃を与えることになるから、けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員に占める暴力団構成員等の検挙人員の割合等は、暴力団等犯罪組織の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため</td></tr>
<tr><td>業績指標③</td><td>指標：武器庫事件の検挙件数及び押収丁数

達成目標：武器庫事件（暴力団等犯罪組織の組織管理に係る３丁以上のけん銃押収事件）の検挙件数及び押収丁数を増加させる。

基準年：15～19年　　達成年：20年

目標設定の考え方及び根拠：
暴力団等犯罪組織は銃器を組織的に管理するが、武器庫事件の検挙件数等が増加すれば、銃器の組織管理に対し打撃を与えることになるから、武器庫事件の検挙件数等は、暴力団等犯罪組織の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため</td></tr>
</table>

参考指標	参考指標①	銃器発砲事件の発生件数
	参考指標②	けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件検挙人員
	参考指標③	けん銃の押収丁数及び内数として暴力団員等からの押収丁数

業績目標達成のために行った施策

○　犯罪組織の壊滅に向けた銃器摘発の強化
　暴力団等犯罪組織の中枢に位置する首領や幹部に焦点を当て、突き上げ捜査を徹底するなどして、犯罪組織の壊滅に向けた銃器摘発を強化した。

○　けん銃取締り特別強化月間の実施
　20年10月をけん銃取締り特別強化月間に設定して、全国一体となった取締りを実施した。

○　銃器事犯捜査に関する知識及び技能の習得を目的とした研修の実施
　銃器事犯捜査に従事する者を対象として、事件指揮、通信傍受、コントロールド・デリバリー等の各種捜査手法や効果的な装備資機材の活用方策等に関する研修を実施した。

○　けん銃110番報奨制度の実施
　20年５月から全国統一フリーダイヤル番号を設定して、幅広く国民からのけん銃に係る情報の提供を受け付け、事件の検挙に至った情報の提供者に対して、情報の内容、捜査への協力の度合いにより報奨金を支払う制度を導入した。

○　銃器探知犬の増強
　20年度予算において、暴力団事務所等の捜索差押えに活用するために５都府県警察（警視庁、神奈川、大阪、兵庫、福岡）に５頭の銃器探知犬を配備した。

○　銃器摘発用装備資機材の整備
　20年度予算において、潜在化・巧妙化する銃器犯罪に対する捜査力の強化を図るため、ファイバースコープ及び地中けん銃検索装置等の捜索資機材を配備した。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）
　各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。
（結果）

業績指標①　暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数

　20年中の暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数は32件と、15年から19年までの平均発生件数63件に比べ31件（49.2%）少なく、対立抗争に起因するとみられる銃器発砲事件の発生件数は３件と、平均発生件数15件に比べ12件（80.0%）少なかった。

○　暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数

	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
暴力団等（件）	104	85	51	36	41	63	32
対立抗争(件)	32	19	11	0	12	15	3

　以上から、業績指標①については、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数は、15年から19年までの平均を大幅に下回ったことから、達成されたと認められる。

＜参考指標①＞　銃器発砲事件の発生件数

○　銃器発砲事件の発生件数

	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
発砲件数（件）	139	104	76	53	65	87	42
暴力団以外・不明(件)	35	19	25	17	24	24	10

業績指標②　けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の総検挙人員に占

める暴力団構成員等の検挙人員の割合及び内数として暴力団首領・幹部の割合

1　けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の総検挙人員に占める暴力団構成員等の検挙人員の割合

20年中の暴力団構成員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員は143人と、15年から19年までの平均検挙人員198人に比べ55人（27.8%）少なかった。また、総検挙人員に占める暴力団構成員等の検挙人員の割合は61.1%と15年から19年までの平均63.7%に比べ2.6ポイント少なかった。

＜参考指標②＞　けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件検挙人員

○　けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員及び内数として暴力団構成員等の検挙人員とその割合

	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
検挙人員（人）	419	360	245	289	241	311	234
暴力団構成員等（人）	250	240	157	191	150	198	143
比率(%)	59.7	66.7	64.1	66.1	62.2	63.7	61.1

＜参考指標③＞　けん銃等の押収丁数及び内数として暴力団員等からの押収丁数

○　けん銃等の押収丁数及び内数として暴力団員等からの押収丁数とその割合

	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
けん銃　押収丁数（丁）	785	601	489	458	548	576	492
暴力団構成員等（丁）	334	309	243	204	231	264	166
比率(%)	42.5	51.4	49.7	44.5	42.2	45.8	33.7
小銃　押収丁数（丁）	11	6	5	11	16	10	12
暴力団構成員等（丁）	1	0	1	2	1	1	0
比率(%)	9.1	0	20.0	18.2	6.3	10.0	0
機関銃　押収丁数（丁）	2	0	1	0	1	1	1
暴力団構成員等（丁）	0	0	0	0	1	0	0
比率(%)	0	0	0	0	100.0	0	0
砲　押収丁数（丁）	2	0	0	1	0	1	0
暴力団構成員等（丁）	2	0	0	1	0	1	0
比率(%)	100.0	0	0	100.0	0	100.0	0

2　けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の暴力団構成員等の検挙人員に占める内数として暴力団首領・幹部の割合

20年中の暴力団首領・幹部によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員は50人と、15年から19年までの平均検挙人員79人に比べ29人（36.7%）少なかった。また、暴力団構成員等の検挙人員に占める暴力団首領・幹部の割合は35.0%と15年から19年までの平均39.9%に比べ4.9ポイント少なかった。

○　暴力団構成員等及びその内数として暴力団首領・幹部によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員

	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
暴力団構成員等(人)	250	240	157	191	150	198	143
暴力団首領･幹部(人)	114	97	54	69	59	79	50
比率(%)	45.6	40.4	34.4	36.1	39.3	39.9	35.0

以上から、業績指標②については、総検挙人員に占める暴力団構成員等の検挙人員の割合及び暴力団構成員等の検挙人員に占める暴力団首領・幹部の検挙人員の割合が、ともに15年から19年までの平均を下回ったことから、達

成が十分とは言い難い。

業績指標③　武器庫事件の検挙件数及び押収丁数

20年中の武器庫事件の検挙件数は５件と、15年から19年までの平均検挙件数10件に比べ５件（50.0%）少なかった。また、押収丁数は22丁と、平均押収丁数57丁に比べ35丁（61.4%）少なかった。

○　武器庫事件検挙件数及びけん銃押収丁数

	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
検挙件数（件）	10	11	11	7	12	10	5
押収丁数（丁）	60	49	56	36	84	57	22

以上から、業績指標③については、検挙件数及び押収丁数とも15年から19年までの平均を下回ったことから、達成が十分とは言い難い。

評価の結果

業績指標①は達成しているものの、業績指標②及び③は達成が十分とは言い難いことから、業績目標である「銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化」は達成が十分とは言い難い。

暴力団構成員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員、押収丁数及び武器庫事件の検挙件数の減少については、けん銃情報の潜在化及びけん銃の隠匿手口の巧妙化により、けん銃の押収が困難となっていることが原因と考えられることから、今後、けん銃に係る情報収集の強化、けん銃の効果的な捜索の実施等の対策を講ずる必要がある。

評価の結果の政策への反映の方向性

暴力団等犯罪組織からのけん銃の押収を図るとともに、暴力団等犯罪組織による銃刀法違反事件の取締りを更に強化し、銃器に係る脅威から国民の生命及び身体の安全を確保するよう努める。

特に、けん銃情報の潜在化及びけん銃の隠匿手口の巧妙化については、けん銃に係る情報収集の強化、けん銃の効果的な捜索の実施等の対策を講ずる必要があることから、けん銃110番報奨制度の活用、装備資機材の充実等を図る。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

21年６月12日に開催した第18回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

平成20年中の薬物・銃器情勢（21年４月警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課）

評価を実施した時期

20年１月から12月までの間

政策所管課

薬物銃器対策課、暴力団対策課

基本目標３　業績目標４　平成20年実績評価書

基本目標	組織犯罪対策の強化	
業績目標	来日外国人犯罪対策の強化	
業績目標の説明	来日外国人犯罪をめぐる情勢は依然として厳しいことから、これらの「国境を越える犯罪」に適切に対処するため、国内外の関係機関との連携を強化するための基盤を整えること等により、国際犯罪組織の壊滅に向けた実態解明及び事件検挙を強化するなど来日外国人犯罪対策を強化する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：国際犯罪組織の犯罪インフラ（不法滞在助長事犯等）及び組織的な背景を有する来日外国人犯罪（組織的侵入盗等）の検挙状況（事例） 達成目標：国際犯罪組織の取締りを強化する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 国際組織犯罪の敢行を容易にする犯罪インフラと組織的な背景を有する来日外国人犯罪が治安への重大な脅威となっていることから、国際犯罪組織の犯罪インフラ及び組織的な背景を有する来日外国人犯罪の検挙状況は、来日外国人犯罪対策の強化の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：ＩＣＰＯを通じた情報の受・発信数 達成目標：ＩＣＰＯを通じた積極的な情報交換等による国際組織犯罪の取締りを強化する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： ＩＣＰＯを通じた情報交換により、国際組織犯罪の検挙に必要な情報等を入手できることから、ＩＣＰＯを通じた情報の受・発信数は、来日外国人犯罪対策の強化の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	来日外国人犯罪の検挙人員、検挙件数
	参考指標②	来日外国人犯罪罪種別検挙件数
	参考指標③	来日外国人犯罪の共犯件数
業績目標達成のために行った施策	○　法務省等の国内関係機関との緊密な情報交換等の実施 犯罪対策閣僚会議の下に設置された「在留管理に関するワーキングチーム」及び東京入国管理局と警視庁の連携強化を目的とした「調査・捜査協力プロジェクト」に参画するなど、国内関係機関との緊密な情報交換等を実施した。 ○　各種協議等を通じた外国関係機関との連携強化 中国、韓国、ロシア等との間で、捜査協力等について実務者レベルで協議を行った。 ○　来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間の実施 20年６月を「来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間」とし、来日外国人犯罪の取締りの徹底、国際犯罪組織の実態解明の徹底及び不法滞在・不法就労防止のための指導啓発活動を推進した。	

	○　国際犯罪組織の実態解明及び来日外国人犯罪の検挙 　国際犯罪組織について組織運営、資金獲得活動、暴力団や偽装結婚をあっせんする悪質な企業等との人的又は資金的なつながり等についての実態解明を行うとともに、組織の実態に応じた効果的な取締りを行った。 ○　事前旅客情報システム（ＡＰＩＳ）及び外国人個人識別情報認証システム（ＢＩＣＳ）の円滑な運用 　法務省入国管理局、財務省関税局との協力に基づく各システムに関し、ＩＣＰＯ手配、指名手配者等の情報の提供により入国阻止等を図るなど、円滑な運用を行った。 ○　国際犯罪捜査及び国際捜査共助に関する知識・技能の習得を目的とした国際警察センター捜査実務研修の実施 　警察大学校国際警察センターにおいて、国際捜査を担当する警部及び警部補を対象に、国際犯罪捜査及び国際捜査共助に関する知識・技能の修得を目的とした研修を５月及び12月の２回実施した。 ○　来日外国人犯罪捜査力の基盤の整備 　国際犯罪組織の実態解明や摘発を一層推進するため、来日外国人集住地域対策及び中国人犯罪組織対策に係る装備資機材を整備した。
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 　各業績指標について、基準年を基に達成年における達成状況を測定する。 （結果） **業績指標①　国際犯罪組織の犯罪インフラ（不法滞在助長事犯等）及び組織的な背景を有する来日外国人犯罪（組織的侵入盗等）の検挙状況（事例）** **１　国際犯罪組織の犯罪インフラ（不法滞在助長事犯等）の検挙状況** 【事例】 ・　ロシア連邦の犯罪組織が日本の風俗店経営者と結託し、19年４月以降、若いロシア人女性をホステスとして稼働させるために新潟空港から通過査証（トランジットビザ）で日本に入国させ、15日間の滞在期間中に日本人と虚偽の婚姻届出をさせたうえで、入国管理局に在留資格変更許可申請書を提出させ、合法な滞在状況を作り出していた偽装結婚事案につき、20年12月までにロシア人15人、韓国人１人、日本人15人を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪等で逮捕した（警視庁、新潟）。 ・　日本に滞在する中国人らによる国際犯罪組織がインターネット等で全国から集客した不法滞在の外国人等に対して、中国から密輸入したホログラムシール等を使用して就労活動や偽装滞在のための偽造身分証明書を作成して販売していた事件につき、20年６月までに中国人等29人を有印私文書偽造等で逮捕し、さらに首魁らを組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で再逮捕した（警視庁、愛知、静岡、北海道、宮城）。 **２　組織的な背景を有する来日外国人犯罪（組織的侵入盗等）の検挙状況** 【事例】 ・　18年ころから、定住・来日ベトナム人がグループを形成し、広域的かつ常習的に全国の量販店で化粧品等を大量に万引きしていた事件につき、盗品が故買屋（こばいや）と称するベトナム人に買い取られ、ベトナム航空の職員を介してベトナムに搬出されている事実を突き止め、21年2月までに、ベトナム航空の副機長を含め、ベトナム人75人を窃盗罪、盗品有償譲受け罪等で逮捕した（埼玉、山口、兵庫、愛知、大阪、千葉、広島、福井、三重、奈良、滋賀、香川、徳島、群馬）。 ・　インターネットカフェ等で知り合った中国人留・就学生が、窃盗グループを組織し、関西地区において170件に及ぶ強盗・窃盗事件を繰り返していた事件につき、20年10月までに中国人10人を強盗・窃盗罪等で逮捕し、さらに、盗品を買い取り、窃取金を中国へ不正送金していた中国人２人を盗品有償譲受け罪及び銀行法違反（無免許営業）で逮捕したほか、窃盗グループの送金依頼者２人を組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）、銀行法違反の被疑者１人を組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等収受）で追送致した（大阪・兵庫）。

以上から、業績指標①については、来日外国人らによる組織的な背景を有する不法滞在助長等の犯罪インフラ事犯につき、組織の壊滅に至る大規模かつ効果的な検挙を行った事例があり、組織的な背景を有する事件等につき、組織実態の解明に至る検挙を行った事例があることから、おおむね達成されたと認められる。

＜参考指標①＞　来日外国人犯罪の検挙人員、検挙件数

○　来日外国人犯罪の検挙人員、検挙件数

区分＼年次	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
総検挙人員(人)	20,007	21,842	21,178	18,872	15,914	19,563	13,885
総検挙件数(件)	40,615	47,128	47,865	40,128	35,782	42,304	31,252

＜参考指標②＞　来日外国人犯罪罪種別検挙件数

○　来日外国人犯罪罪種別検挙件数

区分＼年次	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
総検挙件数(件)	27,258	32,087	33,037	27,453	25,730	29,133	23,202
凶悪犯	336	345	315	270	234	300	177
粗暴犯	568	526	679	785	848	681	855
窃盗犯	22,830	27,521	28,525	23,137	21,327	24,668	19,266
知能犯	728	797	721	690	870	761	735
風俗犯	90	85	99	103	88	93	80
その他	2,706	2,813	2,698	2,468	2,363	2,610	2,089

＜参考指標③＞　来日外国人犯罪の共犯件数

○　来日外国人犯罪の共犯件数

区分＼年次	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
刑法犯検挙件数(件)	27,258	32,087	33,037	27,453	25,730	29,113	23,202
単独犯事件(件)	10,438	9,936	9,048	8,816	9,436	9,535	8,558
共犯事件(件)	16,820	22,151	23,989	18,637	16,294	19,578	14,664
比率（%）	61.7	69.0	72.6	67.9	63.3	67.2	63.1

業績指標②　ＩＣＰＯを通じた情報の受・発信数

ＩＣＰＯを通じた情報の受・発信数の、15年から19年までの５年間の平均値に対する20年のそれぞれの数を比較すると、発信数では平均値2,656件に比べて262件(9.9%)少なかったものの、受信数では平均値１万6,742件に比べて4,430件(26.5%)多く、全体では平均値２万2,347件に対して5,385件(24.1%)多かった。

○　ＩＣＰＯを通じた情報の発信・受信の数

区分＼年次	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
警察庁からの発信数	2,831	2,708	2,266	2,741	2,732	2,656	2,394
警察庁の受信数	12,903	15,539	18,107	18,011	19,151	16,742	21,172
総数	17,513	20,949	23,339	24,022	25,912	22,347	27,732

【事例】

- 14年から15年にかけて発生した韓国人グループによる東京都内の高級住宅を対象とした連続緊縛強盗事件につき、ＩＣＰＯを通じた情報交換等により韓国に逃亡していた犯人の所在を突き止めて引渡しを受けるなどして、20年12月までに韓国人25人を強盗殺人罪等で逮捕した(警視庁)。
- 16年ころから台湾人グループが国内に所在する倉庫を拠点として自動車盗を繰り返していた事件につき、ＩＣＰＯを通じた台湾捜査当局との

	情報交換により、倉庫で盗難車両を保管・解体していた被疑者を突き止め、20年11月までに台湾人２名を盗品保管罪で逮捕したほか、台湾捜査当局でも関連被疑者１名を逮捕した（千葉）。 以上から、業績指標②については、ＩＣＰＯを通じた情報の受・発信の総数が15年から19年までの５年間の平均値を上回っており、ＩＣＰＯを通じた情報交換により、国外関係機関と連携して国外逃亡被疑者を検挙した事例及び二国間にまたがる国際犯罪組織を摘発した事例もみられたことから、達成されたと認められる。
評価の結果	業績指標①はおおむね達成し、業績指標②も達成していることから、業績目標である「来日外国人犯罪対策の強化」はおおむね達成したと認められる。 しかしながら、来日外国人犯罪は検挙人員・件数が高い数値で推移しており、10年前と比較して、身近な犯罪である侵入盗の検挙件数の増加、刑法犯の共犯率の増加がみられるなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は依然として厳しいことから、今後も継続して取締りの強化を図っていく必要がある。 また、引き続き、実効ある来日外国人犯罪対策を推進するため、国内関係機関だけでなく、外国治安機関との連携を強化し、ＩＣＰＯ等を通じた情報交換をさらに積極的に行い、時々刻々と変化する国際組織犯罪の実態を解明し、徹底した検挙に努めていく必要がある。
評価の結果の政策への反映の方向性	国内関係機関との連携を強化し、情報を共有するなどして犯罪インフラに係る事犯及びその背景にある組織の実態解明と検挙を推進し、国際犯罪組織の検挙を図っていくとともに、ＩＣＰＯを通じた情報交換等、外国の治安当局との捜査協力をさらに積極的に行うことにより、国境を越えて犯罪を敢行している国際組織犯罪の情報収集に努め、取締りを強化して、国際犯罪組織の根絶に向けた取組みを充実させていく。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	21年６月12日に開催した第18回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	来日外国人犯罪の検挙状況（平成20年）（21年４月警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官）
評価を実施した時期	20年１月から12月までの間
政策所管課	国際捜査管理官

基本目標３　業績目標５　平成20年実績評価書

基本目標	組織犯罪対策の強化	
業績目標	犯罪収益対策の推進	
業績目標の説明	犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるとともに、これを移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるものであること及び犯罪による収益の移転が没収、追徴その他の手続によりこれをはく奪し、又は犯罪による被害の回復に充てることを困難にするものであることから、犯罪組織の取締りを一層推進するとともに、犯罪による収益の移転を防止し、これをはく奪する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：疑わしい取引の届出件数 達成目標：疑わしい取引の届出件数を増加させる。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 疑わしい取引の届出は、業務で収受した財産が犯罪収益である疑いがある場合に金融機関等が行うものであるが、これが増加すれば、犯罪収益に係る実態把握が進むことから、疑わしい取引の届出件数は、犯罪収益対策の推進状況を測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：疑わしい取引に関する情報を端緒とした事件検挙件数 達成目標：疑わしい取引に関する情報を端緒とした事件検挙件数を増加させる。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 疑わしい取引に関する情報を端緒とする事件検挙は、犯罪収益に係る取引を阻止・抑止するものであるが、これが増加すれば、犯罪収益の移転の防止につながることから、疑わしい取引に関する情報を端緒とした事件検挙件数は、犯罪収益対策の推進状況を測る一つの指標となるため
	業績指標③	指標：組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額 達成目標：組織的犯罪処罰法（第９条、第10条、第11条、第23条）及び麻薬特例法（第５条、第６条、第７条、第19条第３項）の適用件数及び没収保全額を増加させる。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 犯罪組織は、獲得した資金の没収等や獲得した資金に起因して検挙される事態を回避するために、犯罪収益の隠匿等のマネー・ローンダリング行為を行うが、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用による検挙を推進するとともに、犯罪収益をはく奪することは、犯罪組織の資金獲得活動に打撃を与えることになることから、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用件数等は、犯罪収益対策の推進状況を測る一つの指標となるため
	業績指標④	指標：外国ＦＩＵ（注１）とのＭＯＵ（注２）締結件数

注１：Financial Intelligence Unit（資金情報機関）の略。「マネー・ローンダリング情報の受理・分析・提供を行う単一の政府機関」のことであり、金融機関等による疑わしい取引の届出に関する情報を犯罪捜査に有効に活用できるようにするため、各国が情報を一元的に集約・分析して捜査機関等に提供する機関として設置している。我が国のＦＩＵは、ＪＡＦＩＣ（Japan Financial Intelligence Center）との名称が国際的に通用している。

注２：Memorandum of Understanding の略。マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に係る資金情報の交換に関する当局間文書

達成目標：外国ＦＩＵとのＭＯＵの締結件数を増加させる。

基準年：15～19年　　達成年：20年

目標設定の考え方及び根拠：
国内ＦＩＵと外国ＦＩＵとの情報交換により、マネー・ローンダリング行為に係る各種情報等を入手等できるところ、外国ＦＩＵとのＭＯＵの締結が進めば、国際的な犯罪収益の移転防止の推進につながることから、外国ＦＩＵとのＭＯＵの締結件数は、犯罪収益対策の推進状況を測る一つの指標となるため

参考指標	参考指標①	なし

業績目標達成のために行った施策

○　疑わしい取引の届出制度の特定事業者に対する周知
テレビ、ラジオ及び新聞を利用した政府広報、ウェブサイトによる広報を実施したほか、関係省庁及び特定事業者団体等と連携し、広報啓発用ポスターやリーフレットの作成・配布、特定事業者を対象とする研修会等での疑わしい取引の届出制度に関する説明を行い、周知活動を推進した。

○　疑わしい取引に関する情報の分析の高度化
ＦＩＵの機能強化のため、組織の充実を図るとともに分析手法の高度化に努めた。

○　捜査機関への積極的な情報提供の推進
疑わしい取引に関する情報を分析して、マネー・ローンダリング犯罪の捜査等に資すると認める情報を迅速かつ的確に捜査機関等へ提供した。

○　組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の積極的な適用
暴力団を始めとする犯罪組織から犯罪による収益をはく奪するため、犯罪組織の活動実態と資金獲得状況の把握に努め、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法を積極的に適用した。

○　ＦＡＴＦ（注３）等国際的な枠組みへの積極的な参画
ＦＡＴＦ等マネー・ローンダリング対策を推進するための国際機関等の活動に積極的に参画するともに、外国ＦＩＵとの情報交換枠組みの設定に取り組んだ。

注３：Financial Action Task Force（金融活動作業部会）の略。1989年（元年）のアルシュ・サミットにおいて、マネー・ローンダリング対策の推進を目的として設置された国際的な枠組みであり、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に関する国際的な基準の策定及び普及並びに国際協力の推進に指導的な役割を果たしているもの

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）
各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。
（結果）
業績指標①　疑わしい取引の届出件数
20年中の疑わしい取引の届出件数は23万5,260件で、19年に比べ、7万7,219件（48.9%）増加した。

○　疑わしい取引の届出件数及び捜査機関等への提供件数

	15年	16年	17年	18年	19年	20年
届出件数（件）	43,768	95,315	98,935	113,860	158,041	235,260
提供件数（件）	30,090	64,675	66,812	71,241	98,629	146,330

以上から、業績指標①については、疑わしい取引の届出件数が増加傾向を維持し、前年比48.9%増加したことから達成されたと認められる。

業績指標②　疑わしい取引に関する情報を端緒とした事件検挙件数

20年中の疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数は175件と、19年に比べ、76件（76.8%）増加した。

○　疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数

	15年	16年	17年	18年	19年	20年
検挙した事件数(件)	12	13	18	50	99	175

以上から、業績指標②については、疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数が増加傾向を維持し、前年比76.8%増加したことから達成されたと認められる。

業績指標③　組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額

1　組織的犯罪処罰法の適用状況

20年中の組織的犯罪処罰法の適用件数は、第９条の適用が１件あった。また、第10条が134件、第11条が38件と、15年から19年までの平均適用件数に比べ、第10条が56件（71.8%）、第11条が８件（26.7%）それぞれ多かった。

○　組織的犯罪処罰法第９条、10条及び11条の適用件数（件）

	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
総　数	56	65	107	134	177	108	173
９条(経営支配)	0	0	0	1	0	0	1
10条(隠　匿)	45	50	65	91	137	78	134
11条(収　受)	11	15	42	42	40	30	38

2　麻薬特例法の適用状況

20年中の麻薬特例法の適用件数は、第５条が52件、第６条が10件と、15年から19年までの平均適用件数に比べ第５条が12件（30.0%）、第６条が５件（100%）それぞれ多かった。また、第７条は２件と、平均適用件数と同数であった。

○　麻薬特例法第５条、６条及び７条の適用件数

	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
第５条（件）	32	45	47	40	38	40	52
第６条（件）	8	5	3	5	5	5	10
第７条（件）	2	0	2	5	2	2	2

3　起訴前の没収保全命令による没収保全額

20年中の組織的犯罪処罰法に基づく起訴前の没収保全額は３億1,423万9,728円と、15年から19年までの平均没収保全額1億8,226万4,840円に比べ１億3,197万4,888円（72.4%）多かった。麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全額は、2,334万4,267円と、15年から19年までの平均没収保全額5,267万2,972円に比べ2,932万8,705円（55.7%）少なかった。

○　組織的犯罪処罰法第23条に基づく起訴前の没収保全額

	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
没収保全額（円）	12,809,068	12,079,511	564,953,561	52,680,512	268,801,546	182,264,840	314,239,728

○　麻薬特例法第19条に基づく起訴前の没収保全額

	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
没収保全額(円)	47,839,109	67,440,983	92,619,024	10,432,915	45,032,829	52,672,972	23,344,267

以上から、業績指標③については、麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全額が15年から19年までの平均を下回ったものの、組織的犯罪処罰法の適用件数及び起訴前の没収保全額並びに麻薬特例法の適用件数については、15年から19年までの平均を上回り、又は同数であったことから、おおむね達成されたと認められる。

業績指標④　外国ＦＩＵとのＭＯＵ締結件数

20年中は、韓国、スイス等の外国ＦＩＵとＭＯＵを締結し、締結件数は５件であった。

○　ＭＯＵの締結件数（注４）

	15年	16年	17年	18年	19年	15～19年（平均）	20年
締結件数（件）	2	2	0	5	12	4	5

注４：15年から18年までは、金融庁 FIU による締結件数、19年以降は、警察庁 FIU による締結件数である。金融庁 FIU は総数10件のＭＯＵを締結していたが、警察庁 FIU になったことから、これを19年に9件、20年に１件締結し直した。

以上から、業績指標④については、我が国と緊密な関係にある国と締結できた上、ＭＯＵの締結件数が15年から19年までの平均を上回ったことから達成されたと認められる。

評価の結果

業績指標①、②及び④は達成しており、業績指標③もおおむね達成していることから、業績目標である「犯罪収益対策の推進」はおおむね達成したと認められる。

しかしながら、暴力団などの犯罪組織が蓄えた犯罪収益は、新たな犯罪のための運転資金や武器の調達等のための費用等に充てられ、犯罪組織を維持・強化するとともに、組織的な犯罪を助長していることから、犯罪組織を弱体化・壊滅するために、疑わしい取引に関する情報、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法を活用して犯罪収益のはく奪を一層推進していく必要がある。

評価の結果の政策への反映の方向性

ＦＩＵ機能の強化のため、平成21年度は17人の増員が認められたところ、その趣旨を踏まえ、外国ＦＩＵとの緊密な連携を図りながら、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づき届け出られた疑わしい取引に関する情報について、迅速かつ的確な分析を行う能力の強化を図っていくこととする。

また、麻薬特例法第19条に基づく起訴前の没収保全による没収額が減少したことから、今後は薬物密輸・密売組織の資金の流れに着目して薬物犯罪収益の更なる没収保全に努めるとともに、組織的犯罪処罰法や麻薬特例法の関係法令のほか、疑わしい取引に関する情報を活用し、マネー・ローンダリングの関与者の的確な検挙、犯罪収益のはく奪を徹底し、犯罪収益がマネー・ローンダリングを含む犯罪活動や犯罪組織の維持・拡大に利用されること等の防止を図っていくこととする。これらの施策を強力に推進するため都道府県警察を指導する要員を増強するとともに疑わしい取引に関する届出件数の増加傾向を踏まえＦＩＵの体制の増強を図ることとする。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

21年６月12日に開催した第18回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

ＪＡＦＩＣ年次報告書（平成20年）（21年３月警察庁組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官）

評価を実施した時期

20年１月から12月までの間

政策所管課

犯罪収益移転防止管理官、企画分析課、薬物銃器対策課

基本目標４　業績目標１　平成20年実績評価書

基本目標	安全かつ快適な交通の確保 ～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けた、歩行中・自転車乗用中死者数の約２割減、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約１割抑止への挑戦～	
業績目標	歩行者・自転車利用者の安全確保	
業績目標の説明	全交通事故死者数に占める歩行中や自転車乗用中の割合は高く、近年自転車事故も増加するなどしていることから、歩行者・自転車利用者対策を推進し、歩行者・自転車利用者の安全を確保する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数 達成目標：歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数を２割以上減少させる。 基準年：17年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 全交通事故死者数のうち歩行中や自転車乗用中の死者が占める割合が諸外国と比べて著しく高くなっていること、歩行中や自転車乗用中の死者の過半数を占める高齢者が今後増加すること等から、歩行者・自転車利用者の安全確保のための施策を推進しているところであるが、歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数の減少は、歩行者・自転車利用者の安全確保の度合いを測る一つの指標となるため（注） 注：「交通安全対策推進プログラム」（18年4月策定）において、警察における目標として、歩行中・自転車乗用中死者数（歩行中又は自転車乗用中に交通事故に遭い死亡した者の数（交通事故の相手方の種別を問わない。））を22年までに約２割以上減少させることを掲げている。
	業績指標②	指標：歩行者と自転車との交通事故件数 達成目標：歩行者と自転車との交通事故件数を減少させる。 基準年：17年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 自転車については幅広い利用者がいる一方で、免許制度の対象外となっており、体系的な交通安全教育の仕組みが構築されていないこと等から、自転車の安全利用に係る対策を推進しているところであるが、自転車と歩行者との交通事故件数の減少は、歩行者・自転車利用者の安全確保の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	なし
業績目標達成のために行った施策	○　生活道路対策及び幹線道路対策の推進 警察署と道路管理者とが緊密に連携し、地域住民等の意見を反映しつつ、歩行者、自転車利用者にとって危険な地点・路線において点的・線的な交通事故抑止対策を実施するよう指導した。 ○　歩行空間のバリアフリー化 高齢者、障害者等の安全な横断を確保するため、バリアフリー対応型信号機の整備や道路標識・道路標示の高輝度化等を推進した。 ○　反射材の普及促進 20年10月に、「反射材フェア2008」（全日本交通安全協会主催・警察庁後援）を開催するなどして、反射材の利用促進を図った。 ○　薄暮時の早め点灯の促進	

20年秋の全国交通安全運動の全国重点として「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止」を定め、重点の推進項目の中で「自動車の前照灯の早め点灯の励行」を示した。

○　高齢者に対する交通安全教育の充実

参加・体験・実践型の交通安全教育を中心とする高齢者に対する交通安全教育の実施を推進した。都道府県警察に対し、こうした交通安全教育が全国各地において効果的に実施されるよう指導し、働き掛けたところ、20年には全国で約５万8,000回（参加人員約303万1,000人）の交通安全教育が行われた。

○　自転車用ヘルメットに関する広報啓発活動及び児童・幼児用ヘルメットの着用促進

自転車教室等の機会を捉え、ヘルメットによる頭部の転倒時における被害軽減効果について知識の普及を図るとともに、児童・幼児の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用努力義務の導入を内容とする改正道路交通法が20年６月に施行されたことから児童・幼児用ヘルメットの着用の促進を図った。

○　自転車側面への反射材の備付け

夜間における自転車の交通事故の防止を図るため、春・秋の全国交通安全運動期間中の推進要綱に自転車の安全性の確保について明記し、運動期間中のキャンペーン等において灯火の取付けの徹底と反射材の普及促進を図った。

○　自転車の走行空間の確保

自転車専用通行帯の設置等自転車走行空間の確保を推進した。

○　自転車に係る交通安全教育の推進

中学生、高校生に対するより教育効果の高い自転車安全教育の手法等を開発するため、19年度に引き続き、スタントマンによる事故の再現や生徒同士のディスカッション等を内容とする警察と中学校が連携した自転車の安全教育モデル事業を実施した。

○　自転車利用者に対する街頭指導の強化

20年３月、「「自転車指導啓発重点地区・路線」活動の検証及び取組みの強化について」（平成20年３月31日付け警察庁丁交企発第78号、丁交指発第44号、丁規発第21号）を発出し、都道府県警察に対し自転車指導啓発重点地区等における自転車利用者に対する街頭指導の強化等を指示した。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）

各業績指標について、基準年に対する20年中の状況を測定する。

（結果）

業績指標①　歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数

・　20年中の歩行中の交通事故死者数は1,721人と、基準年である17年に比べ383人（18.2%）、18年に比べ330人（16.1%）、19年に比べ222人（11.4%）減少した。

・　20年中の自転車乗車中の交通事故死者数は717人と、基準年である17年に比べ129人（15.2%）、18年に比べ95人（11.7%）、19年に比べ28人（3.8%）減少した。

○　状態別交通事故死者数の推移（各年12月末）

	15年	16年	17年	18年	19年	20年
歩行中（人）	2,332	2,250	2,104	2,051	1,943	1,721
自転車乗用中（人）	973	859	846	812	745	717

以上から、業績指標①については、歩行中・自転車乗車中の交通事故死者数がいずれも減少傾向にあることから、達成に向けて推移していると認められる。

業績指標②　歩行者と自転車との交通事故件数

20年中の交通事故発生件数のうち、歩行者と自転車との交通事故発生件数は2,942件と、基準年である17年に比べ366件（14.2%）、18年に比べ175件（6.3%）、19年に比べ86件（3.0%）増加しており、年々増加傾向にある。

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>○　歩行者と自転車との交通事故発生件数の推移（各年12月末）
<table><tr><td></td><td>15年</td><td>16年</td><td>17年</td><td>18年</td><td>19年</td><td>20年</td></tr><tr><td>件数（件）</td><td>2,243</td><td>2,496</td><td>2,576</td><td>2,767</td><td>2,856</td><td>2,942</td></tr></table>以上から、業績指標②については、年々増加傾向にあることから、達成が十分とは言い難い。</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価の結果</td><td>業績指標②は達成が十分とは言い難いものの、歩行者・自転車利用者の安全確保について最も重要な指標である業績目標①は達成に向けて推移していることから、総合的に捉えて、業績目標である「歩行者・自転車利用者の安全確保」はおおむね達成に向け推移していると認められる。
達成が不十分であった自転車と歩行者との交通事故件数の減少については、今後、自転車の安全利用に係る対策を推進する必要がある。</td></tr>
<tr><td></td><td>評価の結果の政策への反映の方向性</td><td>改正道路交通法による自転車の通行ルール等の改正を契機として、自転車と歩行者との交通事故件数を減少させるため、通行環境整備の推進、幅広い自転車利用者に対する通行ルールの周知と安全教育の推進、街頭における指導啓発活動及び取締りの強化等の施策を推進する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</td><td>21年６月12日に開催した第18回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。</td></tr>
<tr><td colspan="2">政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</td><td>・平成20年中の交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締り状況について（平成21年１月広報資料）
・平成20年中の交通事故の発生状況について（平成21年２月広報資料）</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価を実施した時期</td><td>20年１月から12月までの間</td></tr>
<tr><td colspan="2">政策所管課</td><td>交通企画課、交通指導課、交通規制課</td></tr>
</table>

基本目標４　業績目標２　平成20年実績評価書

基本目標	安全かつ快適な交通の確保 ～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けた、歩行中・自転車乗用中死者数の約２割減、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約１割抑止への挑戦～	
業績目標	高齢運転者による交通事故の防止	
業績目標の説明	高齢社会の進展に伴い、高齢運転者による交通事故や交通死亡事故の割合が増加しているが、今後、高齢運転者による交通事故の一層の増加が懸念されることなどから、高齢運転者対策を推進し、高齢運転者による交通事故の防止を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：70歳以上高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数 達成目標：70歳以上高齢運転者による交通死亡事故を約１割以上抑止する。 基準年：17年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 高齢社会の進展に伴い、高齢運転者による交通事故が増加しており、70歳以上の高齢者については、近年、免許保有者10万人当たりの死亡事故件数が唯一減少していない年齢層であることから、高齢者講習等を通じて高齢運転者の安全意識を高める等の措置を講じているところであるが、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の抑止は、高齢運転者による交通事故の抑止の度合いを測る指標となるため（注） 注：「交通安全対策推進プログラム」（18年４月策定）において、警察における目標として、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故を22年までに約１割以上抑止することを掲げている。
参考指標	参考指標①	70歳以上の高齢運転免許保有者数
業績目標達成のために行った施策	○　信号灯器のＬＥＤ化、道路標識の高輝度化等 車両運転者にとって見やすく、分かりやすいよう、信号灯器のＬＥＤ化、道路標識の高輝度化等を推進した。 ○　講習予備検査（認知機能検査）の導入及び認知機能低下が認められる高齢免許保有者に対する安全教育の在り方に関する調査研究 高齢運転者に対する免許更新時における講習予備検査の導入とその結果に基づいた高齢者講習の実施等を内容とする改正道路交通法が21年６月に施行されることから、認知機能低下が認められる高齢免許保有者に対する安全教育の在り方に関する調査研究を行うなどし、講習予備検査の導入に向けた諸準備を進めた。 ○　高齢者講習の充実による運転継続支援 高齢者講習を実施し、高齢者の運転継続を支援した。また、講習予備検査の結果に基づく高齢者講習の実施に併せて高齢者講習の充実を図るため年齢による視野機能の低下が安全運転に与える影響等について調査研究を実施した。 ○　高齢運転者標識の使用促進 高齢者に対する高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示の促進を図るとともに、高齢運転者の特性を理解し、高齢者マークを取り付けた自動車への保護意識を高めるよう、他の年齢層に対しても、広報啓発に努めた。 ○　高齢免許保有者の更新手続における利便の向上 高齢者講習の受講待ちの解消や更新窓口の拡大等について、都道府県警察を指導した。	
効果の把握の手法	（効果の把握の手法）	

及びその結果	業績指標について、基準年に対する20年中の状況を測定する。 （結果） **業績指標①　70歳以上高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数** ・　20年中の70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数は674件と、基準年である17年に比べ84件(11.1%)、19年に比べ10件(1.5%)減少した。 ・　20年中の70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数は、10.3件と、基準年である17年に比べ3.7件(26.4%)、19年に比べ0.8件(7.2%)減少した。 ○　70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数 15年 16年 17年 18年 19年 20年 件数（件） 651 690 758 697 684 674 ○　70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数 15年 16年 17年 18年 19年 20年 件数（件） 13.7 13.6 14.0 12.2 11.1 10.3 以上から、業績指標①については、平成20年において、70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故を約１割以上抑止するという目標を達成している。 ＜参考指標①＞　70歳以上の高齢運転免許保有者数 ○　70歳以上の高齢運転免許保有者数 15年 16年 17年 18年 19年 20年 運転免許保有者数(人) 4,735,402 5,074,356 5,402,449 5,725,321 6,158,972 6,532,054
評価の結果	業績指標①は達成していることから、業績目標である「高齢運転者による交通事故の防止」は達成に向け推移していると認められる。
評価の結果の政策への反映の方向性	高齢運転者による交通事故の更なる減少に向け、引き続き高齢運転者に係る施策を実施する。特に、高齢運転者に対する免許更新時における講習予備検査の導入とその結果に基づいた高齢者講習の実施等を内容とする改正道路交通法が21年６月に施行されたことから、講習予備検査の適正な実施と効果的な高齢者講習の実施に努める。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	21年６月12日に開催した第18回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	・平成20年中の交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締り状況について（平成21年１月広報資料） ・平成20年中の交通事故の発生状況について（平成21年２月広報資料）
評価を実施した時期	20年１月から12月までの間
政策所管課	交通企画課、運転免許課

基本目標４　業績目標３　平成20年実績評価書

基本目標	安全かつ快適な交通の確保 ～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けた、歩行中・自転車乗用中死者数の約２割減、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約１割抑止への挑戦～	
業績目標	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立	
業績目標の説明	改正道路交通法により、飲酒運転や救護義務違反に対する罰則が引き上げられたところであるが、依然として飲酒運転による死亡事故が多発していることなどから、継続して悪質・危険運転者対策を推進し、交通秩序の確立を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：悪質性、危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数 達成目標：悪質性、危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数を減少させる。 基準年：17年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 飲酒運転や最高速度違反等の悪質危険な運転行為による交通死亡事故は、減少傾向にあるものの、依然として多いことから、悪質性・危険性の高い違反に重点を指向した取締りを推進し、さらに、悪質・危険な運転行為による事故については、危険運転致死傷罪を的確に適用するなどしているところであるが、悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数の減少は、交通秩序の確立の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数 達成目標：暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数を減少させる。 基準年：17年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 凶悪化する暴走族による不法事案を未然に防止し、住民の安全と平穏を確保するため、各部門と連携して総合的な暴走族対策を推進しているところであるが、暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数等の減少は、交通秩序の確立の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	暴走族構成員の検挙者数
業績目標達成のために行った施策	○　悪質性、危険性、迷惑性の高い運転行為への対策の強化 無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、信号無視等交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反及び迷惑性が高く住民からの取締り要望の多い違反に重点を置いた取締りを強化するよう、都道府県警察を指導した。 ○　情報技術を活用した効果的な指導取締りの推進 交通取締りと交通事故の相関関係等を分析し、効果的な取締りを推進するため、ＩＣカード運転免許証を用いた交通切符等自動作成機を始めとする交通取締総合支援システムについて仕様書を作成し、各都道府県警察に配布した。 ○　使用者の背後責任の追及等 悪質・危険な運転行為による交通事故について背後責任の追及を念頭に	

捜査を尽くすとともに、欠陥の疑いのある自動車による交通事故等について関係機関への確実な通報等を行うよう、都道府県警察を指導した。

○　総合的な暴走族対策の推進

交通部門、少年部門、地域部門等が連携した暴走族取締りを実施したほか、関係省庁や自治体と連携した総合的な暴走族対策を推進した。

○　科学的な交通事故事件捜査の推進

高度な知識及び技能を有する交通捜査員を養成するため、衝突実験に基づく事故解析等の専門的研修を行う交通事故鑑定専科を開催し、科学的な交通事故事件捜査を推進した。

○　交通事故事件捜査等の合理化の推進

ち密な交通事故事件捜査を推進するため、悪質な交通事故事件等について組織的かつ重点的な捜査等を行う体制の整備等を図るよう、都道府県警察を指導した。

○　取消処分者講習、停止処分者講習等の充実

常習飲酒運転者に講ずべき安全対策について調査研究を実施し、より効果的な処分者講習を実施するための検討を進めた。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）

各業績指標について、基準年に対する20年中の状況を測定する。

（結果）

業績指標①　悪質性、危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数

・　20年中の飲酒運転による交通死亡事故は305件と、基準年である17年に比べ402件（56.9%）、19年に比べ125件（29.1%）減少した。

・　20年中の無免許運転による交通死亡事故は94件と、基準年である17年に比べ54件（36.5%）減少しているものの、19年に比べ７件（8.0%）増加した。

・　20年中の最高速度違反による交通死亡事故は356件と、基準年である17年に比べ302件（45.9%）、19年に比べ93件（20.7%）減少した。

・　20年中の信号無視による交通死亡事故は189件と、基準年である17年に比べ54件（22.2%）、19年に比べ９件（4.5%）減少した。

・　20年中の歩行者妨害等による交通死亡事故は296件と、基準年である17年に比べ49件（14.2%）、19年に比べ10件（3.3%）減少した。

・　20年中の指定場所一時不停止による交通死亡事故は194件と、基準年である17年に比べ56件（22.4%）、19年に比べ23件（10.6%）減少した。

○　原付以上運転者（第１次当事者）の法令違反別死亡事故件数の推移（件）

	17年	18年	19年	20年	前年比
飲酒運転	707	611	430	305	－29.1%
無免許運転	148	108	87	94	＋8.0%
最高速度違反	658	520	449	356	－20.7%
信号無視	243	209	198	189	－4.5%
歩行者妨害等	345	361	306	296	－3.3%
指定場所一時不停止	250	233	217	194	－10.6%

以上から、業務指標①については、悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数は無免許運転による交通死亡事故件数が20年中に増加したことを除き、減少傾向にあることから、おおむね達成に向けて推移していると認められる。

業績指標②　暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する１１０番通報件数

・　20年末現在で警察が把握した暴走族構成員数は１万1,516人と、基準年である17年に比べ3,570人（23.7%）、19年に比べ1,068人（8.5%）減少した。

・　20年中の暴走族のい集・走行回数は3,568回と、基準年である17年に比べ1,001回（21.9%）、19年に比べ606回（14.5%）減少した。

・　20年中の暴走族に関する110番通報件数は５万7,593件と、基準年である17年に比べ１万5,771件（21.5%）、19年に比べ6,464件（10.1%）減少した。

○　暴走族構成員数等の推移

	17年	18年	19年	20年	前年比
構成員数（人）	15,086	13,677	12,584	11,516	－8.5%
い集・走行回数(回)	4,569	4,730	4,174	3,568	－14.5%
110番通報件数(件)	73,364	65,520	64,057	57,593	－10.1%

以上から、業績指標②については、暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数が減少傾向にあることから、達成に向けて推移していると認められる。

＜参考指標①＞　暴走族構成員の検挙件数

20年中の暴走族構成員の検挙件数は３万3,215件と、17年に比べ１万5,752件（32.2%）、19年に比べ1,386件（4.0%）減少した。

○　暴走族構成員の検挙件数

	17年	18年	19年	20年	前年比
検挙件数（件）	48,967	40,259	34,601	33,215	－4.0%

評価の結果	業績指標①はおおむね達成に向けて推移し、また、業務指標②も達成に向けて推移していることから、業績目標である「飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立」はおおむね達成に向けて推移していると認められる。
評価の結果の政策への反映の方向性	今後とも、引き続き飲酒運転を始めとする悪質性・危険性の高い違反に重点を指向した取締りを推進するとともに、暴走族の根絶に向けた対策を推進し、交通秩序の確立に努める。 なお、取締りに当たっては、交通事故の発生状況、住民の要望等を踏まえ、交通事故の抑止に効果的な取締りに努める。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	21年６月12日に開催した第18回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	・平成20年中の交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締り状況について（21年１月広報資料） ・平成20年中の暴走族の実態及び取締り結果について（21年２月広報資料）
評価を実施した時期	20年１月から12月まで
政策所管課	交通企画課、交通指導課、運転免許課

基本目標４　業績目標４　平成20年実績評価書

基本目標	安全かつ快適な交通の確保 ～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けた、歩行中・自転車乗用中死者数の約２割減、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約１割抑止への挑戦～	
業績目標	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少	
業績目標の説明	シートベルトやチャイルドシートの被害軽減効果にかんがみ、改正道路交通法により後部座席シートベルトの着用が義務付けられることも踏まえ、後部座席等におけるシートベルトの着用促進、チャイルドシートの正しい使用の徹底による交通事故死者数の減少を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：シートベルトの着用率 達成目標：助手席の着用率を運転席と同水準にするとともに、後部座席の着用率を50%以上にする。 基準年：17年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： シートベルトの運転席の着用率は90%を超えているものの、助手席及び後部座席における着用率については、運転席ほど高くないことから、シートベルト着用促進のための施策を推進しているところ、助手席及び後部座席の着用率の向上は、被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：チャイルドシートの使用率 達成目標：チャイルドシートの使用率をできるだけ向上させ、その正しい使用の徹底を図る取組みに努める。 基準年：17年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： チャイルドシートの使用は法令により義務付けられている一方、その使用率は50%にも達しておらず、チャイルドシート未使用幼児等の交通事故時における致死率は高いため、使用率向上のための施策を推進しているところ、チャイルドシートの使用率の向上は、被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	過去５年間のシートベルトの着用有無別致死率
	参考指標②	過去５年間のチャイルドシートの使用有無別致死率
業績目標達成のために行った施策	○　後部座席等におけるシートベルトの着用促進 後部座席におけるシートベルト着用を義務化する改正道路交通法が20年６月に施行されたことを踏まえ、着用を呼びかけるポスター・リーフレットを作成したほか、関係機関・団体と連携した広報啓発や、参加・体験型の交通安全教育等を推進し、後部座席を含めたすべての座席のシートベルト着用促進を図った。 ○　チャイルドシートの正しい使用の徹底 20年４月、社団法人日本自動車連盟と合同でチャイルドシート使用状況調査を実施し、その結果を踏まえ、広報と連動した街頭活動の強化や、幼稚園、保育所、病院等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発活動の推進等チャイルドシート使用率向上のための指導・広報を実施するよう都	

道府県警察を指導した。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）
各業績指標について、基準年に対する20年の状況を測定する。
（結果）
業績指標①　シートベルトの着用率
20年中の一般道におけるシートベルト着用率は以下のとおり。
・　運転席については95.9%と、基準年である17年に比べ3.5ポイント、18年に比べ2.1ポイント、19年に比べ0.9ポイント向上した。
・　助手席については89.2%と、基準年である17年に比べ8.9ポイント、18年に比べ5.8ポイント、19年に比べ2.9ポイント向上した。
・　後部座席については30.8%と、基準年である17年に比べ22.7ポイント、18年に比べ23.3ポイント、19年に比べ22.0ポイント向上した。

○　シートベルト着用率の推移（過去５年間）（注１）

		16年	17年	18年	19年	20年
シートベルト着用率（%）（一般道）	運転席	90.7	92.4	93.8	95.0	95.9
	助手席	78.5	80.3	83.4	86.3	89.2
	後部座席	7.5	8.1	7.5	8.8	30.8

注１：毎年10月、警察庁と社団法人日本自動車連盟が、全国780か所（原則として毎年同一の場所で実施）で目視により実施

以上から、業績指標①については、助手席は、運転席と同水準に近づいていることから、達成に向けて推移していると認められるものの、後部座席は、前年より大幅に向上したが、30.8%にとどまっており、達成が十分とは言えない。

＜参考指標①＞　過去５年間の座席別シートベルトの着用有無別致死率

○　シートベルトの着用有無別致死率（%）（注２）

	16年		17年		18年		19年		20年	
	着用	非着用	着用	非着用	着用	非着用	着用	非着用	着用	非着用
運転席	0.18	6.79	0.19	7.29	0.16	7.50	0.17	7.20	0.15	7.14
助手席	0.17	1.81	0.17	1.92	0.20	2.05	0.16	1.75	0.17	1.80
後部座席	0.15	0.51	0.11	0.42	0.09	0.34	0.12	0.35	0.15	0.41
その他	0.55	0.33	0.00	0.72	0.60	0.45	0.00	0.39	0.31	0.12
合計	0.18	2.01	0.18	1.90	0.17	1.75	0.16	1.53	0.15	1.75

注2：致死率＝死者数（自動車乗車中）÷死傷者数（自動車乗車中）×100

業績指標②　チャイルドシートの使用率
20年中のチャイルドシート使用率は50.2%と、基準年である17年に比べ1.1ポイント、18年に比べ0.8ポイント、19年に比べ3.3ポイント向上した。

○　チャイルドシート使用率の推移（過去５年間）（注３）

	16年	17年	18年	19年	20年
使用率（%）	47.4	49.1	49.4	46.9	50.2

注３：毎年４月、警察庁と社団法人日本自動車連盟が、全国100か所（原則として毎年同一の場所で実施）で聴き取りにより実施

以上から、業績指標②については、前年より向上したが、50.2%にとどまっており、達成が十分とは言えない。

＜参考指標②＞　過去５年間のチャイルドシートの使用有無別致死率

○　チャイルドシートの使用有無別致死率（%）

	16年	17年	18年	19年	20年
使用	0.14	0.09	0.04	0.12	0.06
不使用	0.57	0.28	0.39	0.29	0.37
不明	0	0	0	0	0
合計	0.30	0.16	0.17	0.18	0.15

評価の結果		業績指標①及び②は達成が十分とは言い難いことから、業績目標である「被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少」は達成が十分とは言い難い。 達成が不十分であった後部座席シートベルト着用率の向上については、事故発生時の被害軽減効果等の広報が十分でないことが考えられることから、着用の効果や必要性等の広報啓発を推進していく必要がある。また、チャイルドシート使用率の向上についても、今後、その使用の促進に努める必要がある。
	評価の結果の政策への反映の方向性	後部座席シートベルト着用率の向上については、後部座席におけるシートベルト着用が義務化されたことを踏まえ、関係機関・団体等と連携し、各種講習等のあらゆる機会及び各種広報媒体を通じて広報啓発を図るとともに、衝突実験映像やシートベルトコンビンサー等を用いた着用による被害軽減効果を実感できる交通安全教育等を推進する。 チャイルドシート使用率の向上については、今後、幼稚園や保育所における保護者への広報、関係機関・団体等と連携した正しい取付け方法の指導等を実施していく。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項		21年６月12日に開催した第18回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項		・平成20年中の交通事故の発生状況について（平成21年２月広報資料） ・警察庁・ＪＡＦ合同シートベルト着用率実態調査（平成20年10月） ・警察庁・ＪＡＦ合同チャイルドシート使用率実態調査（平成20年４月）
評価を実施した時期		20年１月から12月までの間
政策所管課		交通企画課

基本目標４　業績目標５　平成20年実績評価書

基本目標	安全かつ快適な交通の確保 ～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けた、歩行中・自転車乗用中死者数の約２割減、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約１割抑止への挑戦～	
業績目標	道路交通環境の整備	
業績目標の説明	社会資本整備重点計画（15年10月10日閣議決定）に即して、交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を整備する。	
業績指標及び達成目標	業績指標①	指標：交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故 達成目標：交通安全施設等の整備により、死傷事故を以下のとおり抑止する。 ○信号機の高度化等により、死傷事故を約４万4,000件抑止 ○あんしん歩行エリアの整備（注１）により、エリア内の死傷事故を約２割抑止 注１：死傷事故発生割合の高い地区796箇所を指定の上、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施 ○事故危険箇所対策（注２）により、対策実施箇所における死傷事故を約３割抑止 注２：死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路3,956箇所を選定の上、集中的に交通安全施設等を整備 基準年：14年　　達成年：20年（注３） 注３：19年度（20年３月まで）。20年度以降は、第二次社会資本整備重点計画（計画期間：20～24年）に即して整備を推進する。同計画に盛り込まれた、交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故に係る成果目標については①’に記載のとおりである。 目標設定の考え方及び根拠： 社会資本整備重点計画（15年10月10日閣議決定）において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標（アウトカム目標）であるため
	業績指標②	指標：信号機の高度化等により抑止される二酸化炭素の排出量 達成目標：信号機の高度化等により二酸化炭素の排出量を約70万 t-CO_2／年削減させる。 基準年：14年　　達成年：20年（注４） 注４：19年度（20年３月まで）。20年度以降は、第二次社会資本整備重点計画（計画期間：20～24年）に即して整備を推進する。同計画に盛り込まれた、信号機の高度化等により抑止される二酸化炭素の排出量に係る成果目標については②’に記載のとおりである。 目標設定の考え方及び根拠： 社会資本整備重点計画（15年10月10日閣議決定）において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標（アウトカム目標）であるため
	業績指標③	指標：信号制御の高度化により短縮される交差点等の通過時間 達成目標：対策実施箇所において通過時間を約１割（3.2億人・時間）短縮させる。 基準年：14年　　達成年：20年（注５） 注５：19年度（20年３月まで）。20年度以降は、第二次社会資本整備重点計画（計画期間：20

		～24年）に即して整備を推進する。同計画に盛り込まれた、信号制御の高度化により短縮される交差点等の通過時間に係る成果目標については③’に記載のとおりである。 目標設定の考え方及び根拠： 社会資本整備重点計画（15年10月10日閣議決定）において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標（アウトカム目標）であるため
	業績指標④	指標：１日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設周辺等の主な信号機のバリアフリー化の割合（注６） 注６：バリアフリー化された歩行者用信号機が設置された交差点等の数が、特定経路を構成する道路における信号機が設置された交差点等の数に占める割合 達成目標：高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（注７）の特定経路を構成する道路上における信号機のバリアフリー化率を約８割に向上させる。 注７：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律により廃止されたが、第一次社会資本整備重点計画においては、引き続き指標に用いることとされた。 基準年：14年　　達成年：20年（注８） 注８：19年度（20年３月まで）。20年度以降は、第二次社会資本整備重点計画（計画期間：20～24年）に即して整備を推進する。同計画に盛り込まれた、信号機等のバリアフリー化に係る成果目標については④’に記載のとおりである。 目標設定の考え方及び根拠： 社会資本整備重点計画（15年10月10日閣議決定）において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標（アウトカム目標）であるため
参考指標	参考指標①	なし
業績目標達成のために行った施策	○　特定交通安全施設等整備事業（主な事業内容は、別添１参照） 特定交通安全施設等整備事業の最終予算 15年度　補助金ベース　175億円【事業費ベース　350億円】 16年度　補助金ベース　164億円【事業費ベース　327億円】 17年度　補助金ベース　163億円【事業費ベース　327億円】 18年度　補助金ベース　154億円【事業費ベース　307億円】 19年度　補助金ベース　154億円【事業費ベース　307億円】 20年度　補助金ベース　233億円【事業費ベース　466億円】	
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第２条第１項に規定する社会資本整備重点計画に定められた成果目標に照らして、交通死傷事故発生件数の抑止、交通の円滑化、二酸化炭素排出量の削減等の交通安全施設等の整備による効果を評価する。 （結果） 19年度末（20年３月末）現在における効果は、次のとおりであった（別添２及び別添３参照）。 業績指標①　交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故（注９） 注９：あんしん歩行エリアの整備によるエリア内の死傷事故件数及び事故危険箇所対策実施箇所における死傷事故件数に関しては、効果測定を実施中である。 信号機の高度化等により、死傷事故は19年度末（20年３月末）までに年間当たり約３万9,000件抑止されているものと推計される。 以上から、業績指標①の達成率は約９割となっており、おおむね達成していると認められる。 業績指標②　信号機の高度化等により抑止される二酸化炭素の排出量 信号機の高度化等により、二酸化炭素の排出量は19年度末（20年３月末）	

までに年間当たり約62万 t-CO2抑止されていると推計される。
　以上から、業績指標②の達成率は約９割となっており、おおむね達成していると認められる。

業績指標③　信号制御の高度化により短縮される交差点等の通過時間
　信号制御の高度化により、対策実施箇所における交差点等の通過時間は19年度末（20年３月末）までに約3.0億人時間／年短縮されていると推計される。
　以上から、業績指標③の達成率は約９割となっており、おおむね達成していると認められる。

業績指標④　１日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設周辺等の主な信号機のバリアフリー化の割合（注10）

注10：交差点上の信号機の場合、バリアフリー化が必要と認められる横断方向の歩行者用信号機がバリアフリー化されていれば、当該交差点に設置されている信号機はバリアフリー化済みとしている。

　信号機のバリアフリー化の割合は、19年度末（20年３月末）現在で約81.1%となった。
　以上から、業績指標④は達成された。

　21年３月31日、第二次社会資本整備重点計画（計画期間：20～24年度）が閣議決定された。今後は、同計画に定められた成果目標に照らして、交通死傷事故発生件数の抑止、交通の円滑化、二酸化炭素排出量の削減等の交通安全施設等の整備による効果を評価するが、20年度の進ちょく状況については次のとおりであった（別添４及び別添５参照）。

業績指標①’交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故
達成目標：交通安全施設等の整備により､死傷事故を以下のとおり抑止する。
　○信号機の高度化等により、死傷事故を約４万件抑止
　○あんしん歩行エリアの整備（注11）により、エリア内の歩行者・自転車死傷事故を約２割抑止
　注11：死傷事故発生割合の高い地区を指定の上、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施
　○事故危険箇所対策（注12）により、対策実施箇所における死傷事故を約３割抑止
　注12：死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路を選定の上、集中的に交通安全施設等を整備

基準年：19年度　　達成年：24年度

目標設定の考え方及び根拠：
　社会資本整備重点計画（21年３月31日閣議決定）において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標（アウトカム目標）であるため

（結果）
　信号機の高度化等により、死傷事故は20年度末（21年３月末）までに年間当たり約１万2,600件抑止されているものと推計される。
　以上から、業績指標①’については、おおむね達成に向けて推移していると認められる。
　なお、あんしん歩行エリアの整備及び事故危険箇所対策については、計画期間終了後に効果測定予定である。

業績指標②’信号制御の高度化により抑止される二酸化炭素の排出量
達成目標：信号制御の高度化により二酸化炭素の排出量を約46万 t-CO_2／年削減させる。

基準年：19年度　　達成年：24年度

目標設定の考え方及び根拠：
　社会資本整備重点計画（21年３月31日閣議決定）において設定されている、

	交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標（アウトカム目標）であるため （結果） 　信号制御の高度化により、二酸化炭素の排出量は20年度末（21年３月末）までに年間当たり約8.4万 t-CO2抑止されていると推計される。 　以上から、業績指標②’については、おおむね達成に向けて推移していると認められる。 ---------- 業績指標③’信号制御の高度化により短縮される交差点等の通過時間 達成目標：信号制御の高度化により対策実施箇所において通過時間を約2.2億人時間／年短縮させる。 基準年：19年度　　達成年：24年度 目標設定の考え方及び根拠： 　社会資本整備重点計画（21年３月31日閣議決定）において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標（アウトカム目標）であるため （結果） 　信号制御の高度化により、対策実施箇所における交差点等の通過時間は20年度末（21年３月末）までに約0.4億人時間／年短縮されていると推計される。 　以上から、業績指標③’については、おおむね達成に向けて推移していると認められる。 ---------- 業績指標④’高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）の重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路における信号機等のバリアフリー化の割合 達成目標：原則として、バリアフリー法の重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路すべてにおいて、バリアフリー対応型信号機等を整備する。 基準年：19年度　　達成年：24年度 目標設定の考え方及び根拠： 　社会資本整備重点計画（21年３月31日閣議決定）において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標（アウトカム目標）であるため （結果） 　信号機等のバリアフリー化の割合は、20年度末（21年３月末）現在で約86.2%となった。 　以上から、業績指標④’については、おおむね達成に向けて推移していると認められる。
評価の結果	19年度末（20年３月末）時点において、社会資本整備重点計画中の各指標の達成率（警察の交通安全施設等整備事業によるものに限る。）は、業績指標①、②及び③はおおむね達成し、業績指標④も達成していることから、業績目標である「道路交通環境の整備」はおおむね達成したと認められる。 　20年度（20年４月以降）については、同年度末時点において、第二次社会資本整備重点計画の各指標の達成に向けて推移していることから、道路交通環境の整備は推進されていると認められる。
評価の結果の政策への反映の方向性	実施した施策に成果があったと認められることから、第二次社会資本整備重点計画に定められた成果目標を確実に達成するために、引き続き特定交通安全施設等整備事業を推進することとする。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	・　21年６月12日に開催した第18回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。 ・　信号機の高度化等による効果は、12年度から16年度までに実施した特定交通安全施設等整備事業による効果を基に、部外有識者からなる「交通安全施設の効果に関する調査研究委員会」（委員長：大藏泉横浜国立大学教授）により確立された効果測定手法を用いて評価した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	・交通安全施設の効果測定報告書（20年３月警察庁委託） ・交通安全施設の効果測定報告書（21年３月警察庁委託）
評価を実施した時期	20年１月から20年３月までの間及び20年４月から21年３月までの間
政策所管課	交通規制課

別添１

主な特定交通安全施設等整備事業

事業項目	事　　業　　内　　容
・　集中制御化	・　車両感知器等によって収集した渋滞情報等を基に、複雑に交差する都市内の道路や交通量の多い幹線道路の信号機を、交通管制センターのコンピュータにより面的に制御する。
・　プログラム多段系統化	・　対象区間内の信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させ、交通の流れを円滑化する。
・　半感応化	・　幹線道路に交差する道路に車両感知器を設置し、車両が感知されないときは幹線道路の信号を優先的に青にする。
・　閑散時押ボタン化、閑散時半感応化	・　幹線道路の交差点のうち、夜間等の交通閑散時は従道路の交通量がほとんどない交差点を対象として、ピーク時は通常の制御を行い、閑散時は幹線道路側を青、従道路側を赤としておき、従道路側に車両を感知(歩行者の場合は押ボタン操作）した時のみ信号表示を変える。
・　右折感応化	・　右折矢印信号の表示時間を、右折車両の交通量に応じて変化させる。
・　多現示化	・　右折矢印信号を設置するなどして信号現示を増加させ、特定の方向に進行する交通流を分離する。
・　プログラム多段化	・　信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させることにより、交通量に応じた信号制御を行う。
・　速度感応化	・　異常な高速度で暴走する車を感知した場合、進行方向の信号を赤にする。
・　高速走行抑止システム	・　高速走行車両を検知し、これに対し警告板で警告を与え、減速、安全運転を促す。
・　対向車接近表示システム	・　見通しの悪いカーブ等において、車両感知器により対向車の接近を感知し、「対向車接近」等の警告を表示する。
・　高齢者等感応化	・　高齢者や身体障害者等が、専用の押ボタンや携帯する専用の発信器を操作することにより、歩行者用信号の青時間を延長する。
・　歩行者感応化	・　横断歩行者を感知した場合は歩行者用信号の青時間を延長し、感知しない場合は短縮する。
・　視覚障害者用付加装置	・　歩行者用信号機の表示内容を音響により視覚障害者に知らせる。
・　音響式歩行者誘導付加装置	・　視覚障害者等の歩行者に対してチャイム等により歩行者用青信号の開始を知らせる。

別添２

信号機の高度化等による各種効果（19年度末（20年３月末）まで）

○　交通事故抑止効果

◇　信号機の高度化等

事業	集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		閑散時半感応化		右折半感応化	
年度	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
15年度	2,461	960	673	323	405	194	360	191	172	261
16年度	2,643	1,031	815	391	429	206	290	154	226	344
17年度	3,321	1,295	1,448	695	484	232	351	186	370	562
18年度	3,611	1,408	1,312	630	687	330	300	159	310	471
19年度	3,620	1,412	1,369	657	637	306	311	165	351	534
小計	15,656	6,106	5,617	2,696	2,642	1,268	1,612	854	1,429	2,172

事業	多現示化		プログラム多段化		閑散時押ボタン化		速度感応化		高速走行抑止	
年度	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
15年度	815	1,231	1,844	2,250	80	25	47	26	16	11
16年度	840	1,268	1,531	1,868	61	19	11	6	11	8
17年度	916	1,383	1,456	1,776	43	13	45	25	7	5
18年度	839	1,267	1,987	2,424	29	9	12	7	8	6
19年度	1,194	1,803	1,977	2,412	44	14	20	11	6	4
小計	4,604	6,952	8,795	10,730	257	80	135	76	48	33

事業	対向車接近表示		高齢者等感応化		歩行者感応化		歩車分離化Ⅰ		歩車分離化Ⅱ	
年度	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
15年度	13	25	369	343	70	48	132	199	224	338
16年度	12	23	347	323	74	51	112	169	369	557
17年度	21	41	411	382	64	44	77	116	219	331
18年度	13	25	404	376	84	58	45	68	177	267
19年度	9	18	342	318	74	51	36	54	134	202
小計	68	133	1,873	1,742	366	253	402	607	1,123	1,696

事業	視覚障害者用付加装置		音響式歩行者誘導付加装置		計
年度	基数	抑止件数	基数	抑止件数	抑止件数
15年度	819	590	150	111	7,127
16年度	842	606	104	77	7,101
17年度	951	685	141	104	7,877
18年度	962	693	172	127	8,324
19年度	1,068	769	239	177	8,906
小計	4,642	3,342	806	596	39,335

・「抑止件数」とは、信号機の高度化等により抑止されたと推計される死傷事故件数であり、上記「交通安全施設の効果測定」により、１事業当たりの整備前後の死傷事故発生状況について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを死傷事故抑止係数（アウトカム係数）とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの抑止件数を累計することにより算出している。

・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

・事業内容の詳細は、別添１参照。

○　二酸化炭素排出量削減効果

◇　信号機の高度化等

事業	集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		右折感応化		多現示化		合計
年度	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	削減効果
15年度	2,461	70,335	673	12,168	405	2,633	172	1,792	815	7,628	94,556
16年度	2,643	75,537	815	14,735	429	2,789	226	2,355	840	7,862	103,278
17年度	3,321	94,914	1,448	26,180	484	3,146	370	3,855	916	8,574	136,669
18年度	3,611	103,202	1,312	23,721	687	4,466	310	3,230	839	7,853	142,472
19年度	3,620	103,460	1,369	24,752	637	4,141	351	3,657	1,194	11,176	147,185
小計	15,656	447,448	5,617	101,555	2,642	17,173	1,429	14,890	4,604	43,093	624,160

・「削減効果」とは、信号機の高度化等により削減されたと推計される二酸化炭素排出量（単位：t-C02/年）であり、上記「交通安全施設の効果測定」により、１事業当たりの整備前後の交通円滑化効果について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを二酸化炭素削減効果係数（アウトカム係数）とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの削減効果を累計することにより算出している。

・　単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

・　事業内容の詳細は、別添１参照。

○　交通円滑化効果

◇　信号制御の高度化

事業	集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		右折感応化		多現示化		合計
年度	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	短縮効果
15年度	2,461	36,497	673	6,314	405	641	172	800	815	659	44,911
16年度	2,643	39,196	815	7,646	429	679	226	1,051	840	680	49,251
17年度	3,321	49,250	1,448	13,585	484	766	370	1,721	916	741	66,063
18年度	3,611	53,551	1,312	12,309	687	1,087	310	1,442	839	679	69,067
19年度	3,620	53,685	1,369	12,844	637	1,008	351	1,632	1,194	966	70,134
小計	15,656	232,178	5,617	52,699	2,642	4,180	1,429	6,645	4,604	3,725	299,426

・「短縮効果」とは、交通安全施設等整備事業により１年間に短縮されたと試算される自動車利用者の旅行時間を表す。単位は（千人・時間/年）であり、1,000人の自動車利用者の旅行時間が１年間に１時間短縮されることを意味する。

・「短縮効果」の算出に当たっては、上記「交通安全施設の効果測定」により、１事業当たりの整備前後の交通円滑化効果について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを短縮効果係数（アウトカム係数）とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの短縮効果を累計することにより算出している。

・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

・事業内容の詳細は、別添１参照。

信号機の高度化等による各種効果（20年度末現在）

○　交通事故抑止効果

◇　信号機の高度化等

事業	集中制御化		プログラム多段系統化		右折感応化		多現示化		半感応化	
年度	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
20年度	2,478	991	675	324	240	302	934	1,233	517	264
小計	2,478	991	675	324	240	302	934	1,233	517	264

事業	信号灯器のＬＥＤ化		対向車接近表示		閑散時押ボタン化		閑散時半感応化		速度感応化	
年度	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
20年度	4,295	5,584	5	9	52	21	264	129	12	23
小計	4,295	5,584	5	9	52	21	264	129	12	23

事業	歩車分離化		歩行者感応化		視覚障害者用付加装置		高齢者等感応化		音響式歩行者誘導付加装置	
年度	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
20年度	176	269	44	41	852	545	298	313	298	221
小計	176	269	44	41	852	545	298	313	298	221

事業	信号機新設									
	全感応		半感応		プログラム多段		押ボタン		一灯点滅	
年度	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
20年度	3	7	162	394	613	1,490	289	384	18	34
小計	3	7	162	394	613	1,490	289	384	18	34

事業	計
年度	抑止件数
20年度	12,578
小計	12,578

・「抑止件数」とは、信号機の高度化等により抑止されたと推計される死傷事故件数であり、上記「交通安全施設の効果測定」により、１事業当たりの整備前後の死傷事故発生状況について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを死傷事故抑止係数（アウトカム係数）とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの抑止件数を累計することにより算出している。

・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

・事業内容の詳細は、別添１参照。

○　二酸化炭素排出量削減効果

◇　信号制御の高度化

事業	集中制御化		プログラム多段系統化		右折感応化		多現示化		合計
年度	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	削減効果
20年度	2,478	66,361	675	8,289	240	1,728	934	8,126	84,504
小計	2,478	66,361	675	8,289	240	1,728	934	8,126	84,504

・「削減効果」とは、信号機の高度化等により削減されたと推計される二酸化炭素排出量（単位：t-CO2/年）であり、上記「交通安全施設の効果測定」により、１事業当たりの整備前後の交通円滑化効果について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを二酸化炭素削減効果係数（アウトカム係数）とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの削減効果を累計することにより算出している。
・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。
・事業内容の詳細は、別添１参照。

○　交通円滑化効果

◇　信号制御の高度化

事業	集中制御化		プログラム多段系統化		右折感応化		多現示化		合計
年度	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	短縮効果
20年度	2,478	34,439	675	4,301	240	745	934	703	40,188
小計	2,478	34,439	675	4,301	240	745	934	703	40,188

・「短縮効果」とは、交通安全施設等整備事業により１年間に短縮されたと試算される自動車利用者の旅行時間を表す。単位は（千人・時間/年）であり、1,000人の自動車利用者の旅行時間が１年間に１時間短縮されることを意味する。
・「短縮効果」の算出に当たっては、上記「交通安全施設の効果測定」により、１事業当たりの整備前後の交通円滑化効果について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを短縮効果係数（アウトカム係数）とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの短縮効果を累計することにより算出している。
・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。
・事業内容の詳細は、別添１参照。

基本目標５　業績目標１　平成２０年実績評価書

基本目標	国の公安の維持	
業績目標	重大テロ事案等（注１）の予防鎮圧 注１：国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるテロリズム及び反グローバリズム運動に伴う大規模暴動等	
業績目標の説明	的確な警備措置を講ずることにより、重大テロ事案等の予防鎮圧を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：重大テロ事案等の発生状況（事例） 達成目標：重大テロ事案等の未然防止を図る。 基準年：15～19年　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 重大テロ事案等の発生状況は、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため （第165回国会における内閣総理大臣所信表明演説（18年９月29日）において、テロの防止対策について言及）
	業績指標②	指標：重大テロ事案等の対処に係る各種訓練の実施状況（件数及び事例） 達成目標：各種訓練を的確に実施する。 基準年：15～19年　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 各種訓練の実施状況は、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため （第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説（18年１月20日）において、有事における態勢の整備について言及）
	業績指標③	指標：治安警備及び警衛・警護の実施状況（事例） 達成目標：的確な警備措置を行い、警備対象の安全を図る。 基準年：15～19年　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 治安警備及び警衛・警護の実施状況は、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため
	業績指標④	指標：情報交換等関係機関との連携状況（事例） 達成目標：関係機関との連携を強化する。 基準年：15～19年　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 関係機関との連携強化の推進状況は、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	治安警備及び警衛・警護実施件数
業績目標達成のために行った施策	○　平成20年北海道洞爺湖サミットに向けた警戒警備等の実施 北海道洞爺湖サミットの開催に伴い、北海道警察を始め全国警察において、所要の警備諸対策を実施した。	

○　重要施設等の警戒警備
　厳しい国際テロ情勢を踏まえ、総理大臣官邸、空港、原子力発電所、米国関連施設等の警戒警備を情勢に応じ適切に実施した。
○　大規模警衛・警護警備
　その時々の警備事象や情勢等に応じ、適切な警備体制を確立し、的確に警衛（注２）・警護（注３）警備を実施した。
○　関係機関等との情報交換等の連携
　重大テロ事案対処に係る内閣官房等関係機関との情報交換を行うなど、緊密な連携を図った。
○　重大テロ事案等対処に係る各種訓練
　重大テロ事案の発生に際し、迅速かつ的確な対処を行い、被害の最小限化を図るため、各種訓練を実施した。

注２：天皇及び皇族の御身辺の安全を確保し、あわせて歓送迎者の雑踏等による事故の防止を図ることを目的とする警察活動をいう。

注３：内外の要人の身辺の安全を確保するための警察活動をいう。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）
　各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。
（結果）
業績指標①：重大テロ事案等の発生状況（事例）
　業績指標①については、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた各種施策を推進した結果、重大テロ事案の発生はなかったことから、目標は達成されたと認められる。

業績指標②：重大テロ事案の対処に係る各種訓練の実施状況(件数及び事例)
　20年中の国民保護（化学テロ対処等）図上訓練の実施回数は14回、国民保護実動訓練の実施回数は５回と、改正国民保護法が施行された17年から19年までのそれぞれの平均実施回数６回、４回と比べ、国民保護（化学テロ対処等）図上訓練は８回、国民保護実動訓練は１回それぞれ多かった。
　20年中の自衛隊との共同実動訓練の実施回数は８回と、図上訓練から実動訓練へと移行した17年以降最多であった。
　20年中の海上保安庁との共同訓練の実施回数は４回と、15年から19年までの平均実施回数４回と同数であった。

　20年においても、重大テロ事案の対処に万全を期するため、
　・関係機関との共同による国民保護（化学テロ対処等）図上訓練
　・関係機関との共同による国民保護実動訓練
　・治安出動に係る陸上自衛隊の師団等との共同実動訓練
　・原子力発電所の警戒警備に係る海上保安本部等との共同実動訓練
等の各種訓練を実施した。

○　訓練の実施回数（回）

	15年	16年	17年	18年	19年	20年
国民保護（化学テロ対処等）図上訓練	1	1	1	8	10	14
国民保護実動訓練			1	3	8	5
自衛隊との共同図上訓練	21	11	9			
自衛隊との共同実動訓練			1	2	6	8
海上保安庁との共同訓練	7	2	4	1	5	4

　以上から、業績指標②については、各種訓練を的確に実施したことから、目標は達成されたと認められる。

業績指標③：治安警備及び警衛・警護の実施状況（事例）
１　治安警備及び警衛・警護の実施状況
　20年中においても、国内外のテロ等諸情勢を踏まえ、適時・適切に治安警備等を実施した。

【事例】
・　20年７月７日から９日にかけて、北海道洞爺湖サミットが開催された

ほか、４月から６月にかけて、国内８か所７都府県でサミット関係閣僚会議が、５月には神奈川県横浜市において第４回アフリカ開発会議が、12月には福岡県太宰府市において日中韓首脳会議がそれぞれ開催され、多数の要人が出席した。北海道警察等関係警察では、所要の警備諸対策を推進して要人の身辺の安全と会議の円滑な遂行を確保した。

・　20年４月26日に長野市内で行われた「北京2008オリンピック聖火リレー<長野>」においては、チベット問題等中国国内事情から派生する諸問題に抗議し、各国で聖火リレーへの妨害活動が激化する厳しい情勢の下、長野県警察では、警視庁や関東管区の機動隊等を動員し適切な警備諸対策を推進して、聖火リレーの安全な進行と関係者等の安全を確保した。

・　20年中、天皇皇后両陛下は、第59回全国植樹祭（６月、秋田）、第28回全国豊かな海づくり大会（９月、新潟）第63回国民体育大会（９月、大分）等のため、行幸啓になった。

　警察では、皇室と国民との親和に配意した警衛警備を実施し、御身辺の安全確保と歓送迎者の雑踏事故防止を図った。

・　20年９月の自由民主党総裁選挙において、関係都道府県警察では、右翼によるテロ等違法事案の発生が懸念される厳しい警備情勢の下、雑踏警備対策にも配意した的確な警護警備諸対策を推進し、立候補者等の身辺の安全を確保した。

２　国際テロ情勢等を踏まえた重要施設等の警戒警備

　重要施設等の警戒警備については、国内外の諸情勢に応じて警戒体制の見直しを図りながら継続して実施している。20年中も、発生する事象、国内外の諸情勢を踏まえた的確な警戒警備を実施した。

３　重大テロ事案対処能力の充実強化

　特殊部隊（ＳＡＴ）及びＳＡＴ未設置県の機動隊に編成されている銃器対策部隊の装備資機材の充実強化、実戦的訓練の実施等により重大テロ事案発生時における対処能力の向上を図った。

　以上から、業績指標③については、国内外の諸情勢を踏まえた警戒警備、警衛・警護警備を推進するとともに、重大テロ事案発生時の対処に当たる部隊の装備資機材等を整備して、その対処能力を充実強化するための措置を講じたことにより、重大テロ事案の未然防止が図られたことから、目標は達成されたと認められる。

＜参考指標①＞治安警備及び警衛・警護の実施件数

○　治安警備及び警衛・警護の実施件数（件）

	15年	16年	17年	18年	19年	20年
治安警備実施件数	13,404	9,474	8,263	9,395	8,081	8,172
警衛実施件数	5,625	5,704	5,440	4,976	4,778	4,739
警護実施件数	19,711	18,339	18,915	17,277	20,337	31,094

業績指標④：情報交換等関係機関との連携状況（事例）

　17年10月に北海道警察と陸上自衛隊北部方面隊との間で初の治安出動に係る共同実動訓練を実施して以降、各都道府県警察とそれぞれ対応する陸上自衛隊師団等との間で、武装工作員等事案を想定した共同実動訓練を実施し、重大テロ等が発生した場合に備え、対処体制の強化に努めた。

　また、各都道府県警察においては、武力攻撃事態等や緊急対処事態に備え、国と地方公共団体が共同して実施する国民保護に係る訓練に参加し、住民の避難要領等について検討を行うなど、事態発生時における関係機関との連携強化に努めた。

　さらに、都道府県警察と海上保安本部との間で共同訓練を引き続き実施し、警察と海上保安庁との一層円滑かつ緊密な連携の構築を図るなどして、関係機関との連携強化に努めた。

【事例】

・　20年中は、１月に実施した神奈川・静岡・山梨県警察及び陸上自衛隊

	第１師団による共同実動訓練を始めとして、22都道県の警察とそれぞれ対応する陸上自衛隊師団等が共同して、車両輸送、共同検問等の訓練を実施し、自衛隊との連携強化に努めた。 ・　20年10月の宮崎県国民保護共同図上訓練、11月の長野県国民保護共同実動訓練等、国と地方公共団体が共同して実施する国民保護に係る訓練に参加し、住民の避難、被災者の捜索・救出等の訓練を通じて、関係機関との連携強化を図った。 ・　原子力発電所に係る警戒警備に関し、20年10月には、佐賀県警察と第７管区海上保安部との間で共同実動訓練を実施するなど、警察と海上保安庁との円滑かつ緊密な連携の構築を図った。 以上から、業績指標④については、関係機関との連携強化を的確に推進したことから、目標は達成されたと認められる。
評価の結果	業績指標①、②、③及び④は達成していることから、業績目標である「重大テロ事案等の予防鎮圧」は達成したと認められる。
評価の結果の政策への反映の方向性	今後とも、情勢に応じた適時・適切な警戒警備、大規模警衛・警護警備等の実施、関係機関との連携強化、各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進する。 また、これら警備措置や事案対処に当たる部隊等の装備資機材や体制の充実強化を図り、その対処能力の更なる向上に努めることにより、国の公安の維持に万全を期する。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	21年６月12日に開催した第18回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	・治安の回顧と展望（平成20年版）（警察庁警備局） ・「平成20年の警備情勢を顧みて」焦点第277号（21年２月）（警察庁警備局）
評価を実施した時期	20年１月から12月までの間
政策所管課	警備課、警備企画課

基本目標５　業績目標２　平成２０年実績評価書

基本目標	国の公安の維持	
業績目標	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	
業績目標の説明	的確な警備措置を講ずることにより、大規模自然災害等の重大事案発生に伴う被害の最小化等を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：大規模自然災害等の重大事案への対処に係る各種訓練の実施状況（件数及び事例） 達成目標：各種訓練を的確に実施する。 基準年：15～19年　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 各種訓練の実施状況は、大規模自然災害等の重大事案への的確な対処に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：災害警備活動の実施状況（事例） 達成目標：重大事案発生に伴う被害の最小化を図る。 基準年：15～19年　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 災害警備活動の実施状況は、大規模自然災害等の重大事案への的確な対処に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため （第168回国会における内閣総理大臣施政方針演説（19年10月１日）において、災害対策について言及）
	業績指標③	指標：情報交換等関係機関との連携状況（事例） 達成目標：関係機関との連携を強化する。 基準年：15～19年　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 関係機関との連携強化の推進状況は、大規模自然災害等の重大事案への的確な対処に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	災害種別ごとの発生件数、警察官の平均出動人員及び出動延べ人員
	参考指標②	広域緊急援助隊及び広域緊急援助隊特別救助班の事案ごとの出動延べ人員
業績目標達成のために行った施策	○　災害警備活動 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害の拡大を防止するため、関係都道府県警察においては、所要の体制を確立して各種災害警備活動を実施した。 ○　大規模災害対策用資機材の整備 大規模自然災害発生時に対処に当たる広域緊急援助隊等の装備資機材等を充実させるなど、大規模災害対処能力を充実強化した。 ○　関係機関等との情報交換等の連携	

大規模自然災害発生時の対処等について内閣官房、内閣府等関係機関との情報交換を行うなど、緊密な連携を図った。

○　重大事案対処に係る各種訓練

災害の発生に際し、迅速かつ的確な対処を行い被害の最小限化を実現するため、全都道府県警察において各種実戦的訓練を実施した。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）

各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。

（結果）

業績指標①　大規模自然災害等の重大事案への対処に係る各種訓練の実施状況（件数及び事例）

災害の発生に際し、迅速・的確な対処を行い被害の最小化を実現するため、各種災害を想定し、実際の建物を使用した救出訓練等を含む実戦的な広域緊急援助隊合同訓練を継続的に実施した。

○　広域緊急援助隊合同訓練の実施回数（回）

	15年	16年	17年	18年	19年	20年
広域緊急援助隊合同訓練	9	5	9	8	8	6

以上から、業績指標①については、重大事案対処に係る各種訓練を的確に実施したことから、目標は達成されたと認められる。

業績指標②　災害警備活動の実施状況（事例）

20年中は、これまでの各種災害現場での活動状況を踏まえ、広域緊急援助隊等の自活能力を強化するための装備資機材等を整備するなどの措置を講じたほか、６月の岩手・宮城内陸地震の発生の際には、極めて高度な救出救助能力を持つ特別救助班（Ｐ－ＲＥＸ）を含む広域緊急援助隊を的確に運用し、大規模災害発生に伴う被害の最小化を図る措置を講じた。

○　大規模自然災害等における災害警備活動

【事例】

・　20年６月に発生した岩手・宮城内陸地震の際、宮城及び岩手両県警察では、災害警備本部を設置するなど体制を確立するとともに、16都道県警察から広域緊急援助隊等を特別派遣して、被災者の救出救助や行方不明者の救出等の活動を行った。さらに、被災者の心のケア等の支援に万全を期すため、女性警察官を中心に、宮城県警察では「栗駒シャクナゲ隊」を、岩手県警察では「イーハトーブ隊」を編成し、避難住民の各種相談、要望等を聴取するなどの活動を実施した。

・　20年７月28、29日の両日、北陸地方と近畿地方において、多いところで１時間に100ﾐﾘを越える短時間かつ局地的な集中豪雨となり、多くの市町村で土砂崩れ等の被害が発生した。また、８月26日から31日にかけて、東海、関東、中国及び東北地方などで記録的な豪雨が発生し、多くの市町村で土砂崩れ等の被害が発生した。

関係都府県警察では、災害警備本部等を設置して、被害情報の収集を行うとともに、土砂崩れ現場等における被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の災害警備活動を実施した。

以上から、業績指標②については、大規模自然災害等の重大事案発生に伴う被害の最小化を図る措置を講じていることから、目標は達成されたと認められる。

＜参考指標①＞災害種別ごとの発生件数、警察官の平均出動人員及び延べ人員

○　災害警備活動に伴う警察官の出動人員数（人）（注１）

	15年	16年	17年	18年	19年	20年
警察官の出動人員数	39,824	245,945	20,423	24,635	43,503	39,869

注１：台風、大雨、強風、高潮、地震及び津波の発生時に災害警備活動に従事した都道府県警察の警察官（現場

臨場したものに限る）の延べ数

○　災害種別ごとの発生件数、警察官の延べ出動人員数及び平均出動人員数

		15年			16年		
		地震	台風	計	地震	台風	計
件数（注２）（件）		3	2	5	2	9	11
人的被害	死者・行方不明者(人)	2	20	22	68	184	252
	負傷者（人）	1,689	95	1,784	4,855	2,671	7,526
延べ出動人員数(人)		29,300	9,034	38,334	168,667	57,390	226,057
平均出動人員数(人)		9,767	4,517		84,334	6,377	

		17年			18年		
		地震	台風	計	地震	台風	計
件数（件）		3	2	5	0	3	3
人的被害	死者・行方不明者(人)	1	30	31	0	10	10
	負傷者（人）	1,156	184	1,340	0	435	435
延べ出動人員数(人)		12,581	5,663	18,244	0	3,347	3,347
平均出動人員数(人)		4,194	2,832		0	1,116	

		19年			20年		
		地震	台風	計	地震	台風	計
件数（件）		5	3	8	6	0	6
人的被害	死者・行方不明者(人)	16	8	24	24	0	24
	負傷者（人）	2,718	189	2,907	640	0	640
延べ出動人員数(人)		29,053	6,819	35,872	28,526	0	28,526
平均出動人員数(人)		5,811	2,273		4,754	0	

注２：件数は、警察庁において警備連絡室以上の警備本部等を設置した数

＜参考指標②＞広域緊急援助隊及び広域緊急援助隊特別救助班の事案ごとの出動延べ人員

○　個別の事案ごとの広域緊急援助隊及び特別救助班の出動延べ人員（人）

区分	15年		16年			
出動事案	梅雨前線豪雨（７月）	宮城県北部地震（７月）	新潟・福島豪雨（７月）	福井豪雨（７月）	台風第21号（９月）	新潟県中越地震（10月）
広域緊急援助隊人員	84	226	729	525	165	13,879
特別救助班人員（注3）						

区分	17年				18年	19年	
出動事案	福岡県西方沖地震（３月）	JR西日本福知山線列車脱線事故（４月）	台風第14号（９月）	JR東日本羽越線（特急）列車事故（12月）	―	能登半島地震（３月）	新潟県中越沖地震（７月）
広域緊急援助隊人員	183	171	80	45	―	380	2,505
特別救助班人員		66	20	44	―	22	184

区分	20年	
出動事案	岩手・宮城内陸地震（６月）	岩手県沿岸北部を震源とする地震（７月）
広域緊急援助隊人員	1,430	158
特別救助班人員	306	6

注：数字は広域緊急援助隊人員の内数

業績指標③　情報交換等関係機関との連携状況（事例）

15年７月の宮城県北部を震源とする地震、16年10月の新潟県中越地震、17年３月の福岡県西方沖地震、４月のＪＲ西日本福知山線列車事故、18年11月の北海道佐呂間町における竜巻発生、19年３月の能登半島地震、７月の新潟県中越沖地震等の各種災害の発生に際し、災害対策関係省庁連絡会議等の場を通じ、関係機関との間で緊密な連絡体制を確立してきた。

		20年においても、岩手・宮城内陸地震、岩手県沿岸北部を震源とする地震に際して、発生直後に関係職員が官邸危機管理センターに緊急参集するとともに、災害対策関係省庁連絡会議等の場を通じ、内閣官房、内閣府、消防庁等関係機関との間で緊密な連絡体制を確保し、情報の共有化を図るなど、関係機関との連携強化を推進していることから、業績指標③については、目標は達成されたと認められる。
評価の結果		業績指標①、②及び③は達成していることから、業績目標である「大規模自然災害等の重大事案への的確な対処」は達成したと認められる。
	評価の結果の政策への反映の方向性	今後とも、情勢に応じた適時・適切な災害警備活動、関係機関との連携強化及び各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進する。 また、これら警備措置や事案対処に当たる部隊等の装備資機材や体制の充実強化を図り、その対処能力の更なる向上に努めることにより、国の公安の維持に万全を期する。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項		21年６月12日に開催した第18回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項		・治安の回顧と展望（平成20年版）（警察庁警備局） ・「平成20年の警備情勢を顧みて」焦点第277号（21年２月）（警察庁警備局）
評価を実施した時期		20年１月から12月までの間
政策所管課		警備課

基本目標５　業績目標３　平成20年実績評価書

基本目標	国の公安の維持	
業績目標	警備犯罪取締りの的確な実施	
業績目標の説明	主要警備対象勢力（注１）による各種事案に対する的確な対処、関係機関との連携強化等により、公安及び国益を害する犯罪の取締りを的確に実施する。 注１：警備犯罪（国の公安又は利益に係る犯罪、警備実施に関連する犯罪、その他各種の社会運動に伴う犯罪）を行い、又は行うおそれのある主要な対象	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：警備犯罪の検挙状況（検挙件数及び検挙事例）及び対処状況（対処事例） 達成目標：主要警備対象勢力による違法事案に対し、的確な取締りを実施する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 主要警備対象勢力による違法事案への対処の状況は、警備犯罪取締りの推進状況を測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：入国管理局との合同摘発等関係機関との連携状況（事例） 達成目標：関係機関との連携を強化する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 関係機関との連携強化の推進状況は、警備犯罪取締りの推進状況を測る一つの指標となるため （第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説（18年１月20日）において、警察と入国管理局との連携強化について言及）
参考指標	参考指標①	不法滞在者数
業績目標達成のために行った施策	○　主要警備対象勢力による違法事案の取締り等 極左暴力集団、右翼等の主要警備対象勢力による組織的違法行為等各種違法事案の取締りを実施した。 ○　入国管理局との合同摘発等関係機関との連携 合同摘発や情報交換等、法務省入国管理局等の関係機関との連携を図った。 ○　出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第65条の活用 不法滞在者の摘発強化と退去強制の効率化のため、入管法第65条に基づく入国警備官への被疑者の引渡し制度の活用を図った。 ○　不法滞在者対策用装備資機材の整備 現場における偽変造旅券識別能力の向上を図るため、旅行文書用電子照会システムのデータ更新を行った。	
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果） **業績指標①　警備犯罪の検挙状況（検挙件数及び検挙事例）及び対処状況（対処事例）** **１　警備犯罪の検挙状況** 20年中のオウム真理教に係る事件検挙件数・人員は２件４人で、15年から19年までの平均事件検挙件数・人員４件13人より少なかった。	

20年中の極左暴力集団に係る事件検挙件数・人員は64件109人で、15年から19年までの平均事件検挙件数・人員33件56人を大幅に上回った。

20年中の右翼関係事件検挙件数・人員は1689件1853人で、15年から19年までの平均事件検挙件数・人員1688件2095人とほぼ同水準であり、また、20年中の右翼による「テロ、ゲリラ」事件検挙件数・人員は２件２人で、15年から19年までの平均検挙件数・人員８件23人より少なかった。

20年中の入管法違反の送致件数・人員は6,049件5,230人で、15年から19年までの平均送致件数・人員10,939件9,637人より少なかった。

○　警備犯罪の検挙件数・人員

	15年	16年	17年	18年	19年	15年～19年(平均)	20年
オウム真理教に係る事件検挙件数・人員	９件 17人	６件 34人	１件 ８人	０件 ０人	３件 ４人	4件 13人	２件 ４人
極左暴力集団に係る事件検挙件数・人員	36件 66人	34件 52人	37件 55人	30件 76人	26件 33人	33件 56人	64件 109人
右翼関係事件検挙件数・人員	1,655件 2,099人	1,700件 2,243人	1,647件 2,095人	1,686件 2,021人	1,752件 2,018人	1,688件 2,095人	1,689件 1,853人
右翼による「テロ、ゲリラ」事件検挙件数・人員（注2）	２件 ２人	27件 96人	５件 ５人	５件 11人	３件 ３人	８件 23人	２件 ２人
入管法違反送致件数・人員（注３）	10,854件 9,579人	12,903件 11,504人	12,624件 11,143人	10,561件 9,191人	7,751件 6,770人	10,939件 9,637人	6,049件 5,230人
外国人登録法違反送致件数・人員（注３）	166件 17人	99件 11人	126件 47人	116件 35人	92件 43人	120件 31人	77件 50人
集団密航事件検挙件数・人員（警察扱い）	25件 112人	15件 40人	11件 24人	９件 15人	10件 28人	14件 45人	８件 16人

注２：右翼関係事件検挙件数・人員の内数である。

注３：「入管法違反送致件数・人員」、「外国人登録法送致件数・人員」は、日本人を含む。

【事例】

・　20年９月、インターネットを利用した取引において、不正な手段で利益を得ようとした「資金源確保を目的とした私電磁的記録不正作出・同供用事件」で、オウム真理教出家信者１人を検挙した（滋賀）。

・　20年５月、福岡県太宰府市役所から組織的に他人介護料を不正に受給した革労協主流派の活動家７人を組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反で検挙した（福岡）。

・　政治団体幹部は、実父が約30年前に家出し、失踪しているにもかかわらず、家出人捜索願等の届出をせずに、実父との同居を装い、虚偽の現況届を社会保険庁に郵送するなどして、実父の老齢厚生年金等を銀行から不正に引き出しこれを詐取したことから、20年10月、詐欺罪で逮捕した(埼玉)。

・　20年６月、北海道稚内港において、警察・税関・海保の３機関が合同でカンボジア船籍貨物船に対する船内検査を実施したところ、船内にいたイラン人２人を入管法違反（不法入国等）で逮捕し、さらに警察・海保による合同捜査の結果、同年10月までに、密航者を本邦まで輸送した船長以下５人及び本件集団密航の首謀者であるイラン人永住者を入管法違反（営利目的で集団密航者を入らせる罪）で逮捕した（北海道）。

2　主要警備対象勢力等への対処の状況

(1)　オウム真理教

20年中も19年に引き続き、無差別大量殺人行為を再び起こさせないため、関係機関と連携してオウム真理教の実態解明に努めるとともに、オウム真理教による組織的違法行為に対する取締りを推進した。これらの結果得られた資料を基に、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく観察処分の期間更新が必要との警察庁長官の意見を公安調査庁長官に提出した。

(2)　極左暴力集団

20年中も19年に引き続き、極左暴力集団に対する取締りを推進し、「テ

ロ、ゲリラ」事件を未然に防圧するとともに、革マル派の非公然アジト４か所を摘発するなどして、組織の実態解明に努めた。

(3)　右翼

20年中も19年に引き続き、右翼による銃器犯罪や資金獲得を目的とした犯罪の検挙を通じ、「テロ、ゲリラ」事件を未然に防圧するとともに、市民の平穏な生活に支障を及ぼす悪質な街頭宣伝活動に対して、様々な法令を適用して事件検挙に努めた。

(4)　入管法第65条の適用状況

20年中の入管法第65条（注４）の適用人員は4,933人で、15年から19年までの平均人員4,833名と同水準であった。

注４：入管法第65条は、刑事訴訟法の特例として、入管法第70条の罪（不法残留罪等）の被疑者を逮捕した場合で、その者が他に罪を犯した嫌疑がないなど一定の条件を満たすときは、48時間以内に当該被疑者を入国警備官に引き渡すことができると規定している。

○　入管法第65条の適用人員

	15年	16年	17年	18年	19年	15年～19年（平均）	20年
適用人員（人）	1,536	4,077	5,706	6,647	6,199	4,833	4,933

なお、対処事例については、上記１の事例と同様である。

以上のとおり、主要警備対象勢力の検挙状況については、オウム真理教に係る事件の検挙件数・人員は15年から19年の平均を下回っているものの、右翼関係事件の検挙件数・人員は同平均とほぼ同水準であり、極左暴力集団に係る事件検挙件数・人員は同平均を上回っており、これらの検挙を通じ、これら勢力の活動実態を解明するとともに、「テロ、ゲリラ」事件を未然に防圧するなど、主要警備対象勢力への対処は的確に行われた。また、入管法送致件数及び送致人員は減少したものの、入管法第65条の適用人員は15年から19年までと同水準で推移しており、不法入国・不法滞在者対策の取組みはおおむね推進された。

よって、業績指標①については、おおむね達成されたと認められる。

＜参考指標①＞　不法滞在者数

○　不法滞在者数

（出典：法務省（各年１月１日現在））

	16年	17年	18年	19年	20年	21年
人数	約25万人	約24万人	約22万人	約20万人	約17万４千人	約12万８千人～約13万６千人

業績指標②　入国管理局との合同摘発等関係機関との連携状況（事例）

不法滞在外国人のい集する場所等を重点に、法務省入国管理局との合同摘発を恒常的に実施するなど、不法滞在外国人数の縮減に向けた取締りを推進した結果、20年中の合同摘発人員は１万1,169人で、15年から19年までの平均摘発人員8,909人より多かった。

不法入国については、海上保安庁、法務省入国管理局、財務省関税局及び外国関係機関と連携して、偽造旅券等行使による航空機や船舶利用による集団密航事件等を検挙している。

○　入国管理局との合同摘発人員

	15年	16年	17年	18年	19年	15年～19年（平均）	20年
適用人員（人）	4,717	6,530	9,294	12,101	11,902	8,909	11,169

	【事例】 　20年１月、入国管理局との緊密な連携を図って合同摘発を行い、フィリピンパブ経営者ら日本人４人及びフィリピン人ホステス３人を電磁的公正証書原本不実記録・同供用で逮捕するとともに、不法入国者のフィリピン人ホステス１人を入管法違反（不法入国）で逮捕し、フィリピンパブ経営者が、ブローカーとしてフィリピン人ホステスを偽装結婚させ、長期の在留資格を取得させていた実態を明らかにした（広島、大分）。 　以上から、業績指標②については、関係機関との連携強化が推進されていることから、目標は達成されたと認められる。
評価の結果	業績指標①はおおむね達成し、業績指標②も達成していることから、業績指標である「警備犯罪取締りの的確な実施」はおおむね達成したと認められる。 　しかし、主要警備対象勢力は、今後も引き続き違法行為を引き起こすおそれがあることから、これら勢力による各種事案に対する的確な対処、関係機関との連携強化等により、公安及び国益を害する犯罪の取締りを更に推進する必要がある。
評価の結果の政策への反映の方向性	引き続き、主要警備対象勢力に対する的確な対処により、公安及び国益を害する犯罪の取締りを的確に実施する。 　また、不法滞在者については、16年から20年までの５年間で約12万人減少したものの、いまだ約13万人が存在し、入国管理局との合同摘発等関係機関との連携強化や退去強制の効率化の推進により、不法滞在者の更なる取締りの強化を推進する。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	21年６月12日に開催した第18回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	・治安の回顧と展望（平成20年版）（警察庁警備局） ・「平成20年の警備情勢を顧みて」焦点第277号（21年２月）（警察庁警備局）
評価を実施した時期	20年１月から12月までの間
政策所管課	公安課、外事課

基本目標５　業績目標４　平成20年実績評価書

基本目標	国の公安の維持	
業績目標	グローバルな情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処	
業績目標の説明	国際的なテロ、対日有害活動、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出等に係るグローバルな情報収集・分析機能を強化することにより、諜報・国際テロ等の未然防止を図るとともに、これら事案に的確に対処する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：グローバルな情報収集・分析のための態勢強化状況（事例） 達成目標：情報収集・分析態勢を強化する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 情報収集・分析態勢強化の推進状況は、情報収集・分析機能の強化の状況を測る一つの指標となるため （第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説（18年１月20日）において、テロの防止対策について言及）
	業績指標②	指標：国内外の関係機関との情報交換等の連携状況（事例） 達成目標：関係機関との連携を強化する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 関係機関の連携強化の推進状況は、情報収集・分析機能の強化の状況を測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標	なし
業績目標達成のために行った施策	○　情報収集・分析態勢の強化 平成20年４月、外事課に外事調整指導官を設置し、情報収集等の機能強化を図った。また、外事課及び国際テロリズム対策課において、所要の増員措置を講じることにより、対日有害活動や国際テロ等に関連する情報の収集・分析態勢の強化を図った。 ○　外国治安情報機関等との多種多様な情報交換 外事情報部長による外国治安情報機関等とのハイレベルかつ緊密な情報交換等に加え、実務担当者による情報交換等を実施した。 ○　官邸、関係機関等への情報の提供 内閣情報会議、合同情報会議等において、官邸、内閣官房等に対し政府の意思決定に資する情報の提供を行った。	
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果） **業績指標①　グローバルな情報収集・分析のための態勢強化状況（事例）** 20年４月、外事課に国際機関や外国の行政機関等との連絡調整に関する事務等を行う外事調整指導官を設置して、情報収集等の機能強化を図った。 また、20年度には、所要の増員措置等を講じ、各国治安情報機関との情報交換の強化及び国際的なテロ情報の分析態勢の強化を行った。 以上から、業績指標①については、情報収集・分析のための態勢が強化されていることから、目標は達成されたと認められる。	

	業績指標②　国内外の関係機関との情報交換等の連携状況（事例） 　外事情報部長によるハイレベルかつ緊密な情報交換、新設された外事調整指導官の指導の下での実務担当者による情報交換等を積極的に実施し、これまでカウンターパートでなかった機関とも協力関係を構築するに至るなど、従来以上に外国治安機関等との緊密な連携が図られた。 　また、国際的な取組みに積極的に参加し、20年９月にニュージーランドのオークランドで実施されたＰＳＩ（注）海上阻止訓練には、警視庁及び大阪府警察のＮＢＣテロ対応専門部隊が参加し、税関職員と共同で、コンテナ内で発見された大量破壊兵器関連物資に対する検査・特定等訓練を行うなどした。 　さらに、20年７月には、国内外の関係機関との情報交換等の緊密な連携を図り、台湾経由による北朝鮮向け真空ポンプ等の不正輸出事件を検挙した。 注：Proliferation Security Initiative の略。国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器、ミサイル及びそれらの関連物資の拡散を阻止するために、国際法及び各国国内法の範囲内で、参加国が共同してとり得る移転（transfer）及び輸送（transport）の阻止のための措置を検討・実践する取組み 　以上から、業績指標②については、国内外の関係機関との情報交換等の連携が強化されていることから、目標は達成されたと認められる。
評価の結果	業績指標①及び②は達成していることから、業績目標である「グローバルな情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処」は達成したと認められる。 　しかしながら、依然として、厳しい国際テロ情勢、活発化する対日有害活動、大量破壊兵器関連物質等の不正輸出等をめぐる状況を踏まえると、情報収集・分析機能をより一層強化していく必要があるものと認められる。
評価の結果の政策への反映の方向性	情報収集・分析機能は一定の強化が図られたが、引き続き、情報収集・分析態勢の強化、国内外の関係機関との情報交換等の連携を図り、情報収集・分析機能の強化を進めていくこととする。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	21年６月12日に開催した第18回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	・治安の回顧と展望（平成20年版）（警察庁警備局） ・「平成20年の警備情勢を顧みて」焦点第277号（21年２月）（警察庁警備局）
評価を実施した時期	20年１月から12月まで
政策所管課	外事課、国際テロリズム対策課

基本目標６　業績目標１　平成20年実績評価書

基本目標	犯罪被害者等の支援の充実	
業績目標	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	
業績目標の説明	犯罪被害者等は、犯罪による直接的被害だけでなく、精神的苦痛や経済的損害等の様々な被害を被っており、様々な場面で支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等の総合的な支援を充実させる。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：犯罪被害給付制度の運用状況（申請に係る被害者数、支給被害者数、不支給被害者数、裁定・決定金額、政令・規則改正に伴う重傷病給付金の支給範囲の拡大及び親族間犯罪の被害に係る支給要件の緩和に係る被害者数、裁定・決定金額） 達成目標：犯罪被害給付制度の適切な運用を図る。 基準年：15年～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 犯罪被害給付制度の運用状況は、総合的な犯罪被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため （犯罪被害者等基本計画（17年12月27日閣議決定））
	業績指標②	指標：性犯罪被害者を始めとする身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給件数 達成目標：性犯罪被害者を始めとする身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の適切な支給を図る。 基準年：17年～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給の状況は、総合的な被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため （犯罪被害者等基本計画（17年12月27日閣議決定））
	業績指標③	指標：二次的被害を回避・軽減するための被害者支援用車両の整備台数 達成目標：最近の増加傾向を維持する。 基準年：17年～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 被害者の二次的被害を回避・軽減するための環境の整備数は、総合的な被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため （犯罪被害者等基本計画（17年12月27日閣議決定））
	業績指標④	指標：関係機関・団体等との連携状況（民間被害者支援団体における相談受理件数、犯罪被害者等早期援助団体の指定数及び警察からの情報提供件数） 達成目標：それぞれの指標について最近の増加傾向を維持する。 基準年：15年～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠：

		民間被害者支援団体における相談受理件数等の増加が総合的な被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため （犯罪被害者等基本計画（17年12月27日閣議決定））
参考指標	参考指標①	刑法犯による死者及び重傷者の数
	参考指標②	主な身体犯の犯罪認知件数
業績目標達成のために行った施策	○　犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部改正 犯罪被害者等基本計画（17年12月27日閣議決定）に基づく「経済的支援に関する検討会」等の最終とりまとめを踏まえ、休業損害を考慮した重傷病給付金の額の加算、民間団体の自主的な活動を促進するための措置等を内容とした「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案」を、20年２月、国会に提出した。同法案は、その後衆参両院ともに全会一致で可決、成立され（同年４月11日成立、同18日公布）、同年７月１日から施行された。 ○　「犯罪被害者等の支援に関する指針」の策定 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）に基づき、 ・　警察本部長等が行う犯罪被害者等に対する援助 ・　都道府県公安委員会が行う犯罪被害者等の支援を目的とする民間の団体の自主的な活動を促進するための措置 に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、20年10月、「犯罪被害者等の支援に関する指針」（国家公安委員会告示第25号）を策定した。 ○　被害者対策推進計画の推進 警察庁において「平成20年度被害者対策推進計画」を策定し、都道府県警察に示すとともに、当該計画に基づき、各種施策を推進した。 ○　犯罪被害者支援（注１）に関する適正な評価の推進 犯罪被害者支援に携わる警察職員の士気高揚を図るため、真に国民のニーズを踏まえた犯罪被害者支援活動及び効果的な施策に対して、表彰を実施した。 ○　研修（犯罪被害給付実務専科、被害者カウンセリング技術（初級）専科）の実施 警察大学校において、 ・　都道府県警察の犯罪被害給付実務担当者に犯罪被害給付制度の運用に係る必要な知識を習得させることを目的とした犯罪被害給付実務専科 ・　都道府県警察の犯罪被害者支援担当者にカウンセリングに関する基礎的な知識・技術を習得させることを目的とした被害者カウンセリング技術（初級）専科 を実施するとともに、警察庁において、犯罪被害給付実務担当者の給付事務に係る処理能力の向上を図ること及び上記法改正についての教養を実施することに重点を置いた犯罪被害給付実務担当者研修会を実施した。 ○　広報の実施 毎年11月を広報実施月に設定して、犯罪被害者支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底について、重点的に広報を実施するとともに、年間を通じて、関係機関・団体と連携を図った。 ○　社会全体で被害者を支え、地域社会が一丸となって犯罪と対決する気運の醸成 20年度より、モデル事業として、中高生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の実施等を内容とした「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり事業」を実施するなど、あらゆる機会を活用して、犯罪被害の実態、生命の大切さ等につき国民の理解を深め、社会全体で被害者を支え、地域社会が一丸となって犯罪と対決する気運の醸成を図った。 ○　執務資料の作成 犯罪被害給付制度の運用に関して都道府県警察から質疑等が寄せられた事項や事務処理上参考となる事項について、また、上記法改正に伴う犯罪被害給付制度の改正の内容について、その理解に資するための執務資料を随時作成し、都道府県警察に配布した。	

○　全国犯罪被害者支援フォーラム等を通じた民間被害者支援団体との連携の推進

犯罪被害者支援の日における民間被害者支援団体が主催する「全国被害者支援フォーラム2008」を後援した。

注１：前記した犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部改正により同法の目的が拡充されたことに伴い、警察による犯罪被害者等のための施策が、犯罪被害者等の被害の回復又は軽減を図るものであるとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するものであることを明確にするため、「犯罪被害者対策」との用語を「犯罪被害者支援」に変更した。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）

各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。

（結果）

業績指標①　犯罪被害給付制度の運用状況（申請に係る被害者数、支給被害者数、不支給被害者数、裁定・決定金額、政令・規則改正に伴う重傷病給付金の支給範囲の拡大及び親族間犯罪の被害に係る支給要件の緩和に係る被害者数、裁定・決定金額）

20年中の申請に係る被害者数は446人と、19年中に比べ、10人（2.3%）増加した。

また、20年中に都道府県公安委員会から裁定を受けた被害者数は376人と、19年に比べ110人（22.6%）減少した。20年中に都道府県公安委員会から裁定を受けた被害者数のうち、政令・規則改正により拡大した支給範囲に当たる被害者数は94人と、19年に比べ45人（91.8%）増加した。20年中の裁定金額は約7億7,700万円と、19年に比べ約３億3,000万円減少した。20年中の裁定金額のうち、政令・規則改正により拡大した支給範囲に当たる金額は約2,700万円と、19年に比べ約1,900万円増加した。

○　犯罪被害給付制度の運用状況（注２）

年別		15年	16年	17年	18年	うち政令・規則改正の効果（注３）	19年	うち政令・規則改正の効果	20年	うち政令・規則改正の効果
申請	被害者（申請者）	482（641）	467（609）	466（623）	532（695）	-	436（563）	-	446（555）	-
裁定	支給被害者（申請者）	487（666）	447（596）	445（560）	437（588）	4（4）	447（609）	49（49）	354（457）	94（97）
	不支給被害者（申請者）	15（16）	17（20）	18（23）	19（22）	-	39（44）	-	22（25）	-
	計（申請者）	502（682）	464（616）	463（583）	456（610）	4（4）	486（653）	49（49）	376（482）	94（97）
裁定・決定金額（百万円）		1,421	1,109	1,239	1,264	0.19	1,107	8	777	27

注２：ある年中の裁定件数が申請件数を上回る理由は、申請後裁定に必要な調査を行った上で裁定を行うことから、ある年中になされた申請について、すべてその年中に裁定がなされるわけではないため。

注３：「うち政令・規則改正の効果」とは、被害者又は申請者のうち、以下の政令・規則改正により新たに支給対象となった者又は支給額が増額となった者の人数を計上している。

＜平成18年４月１日から施行された政令・規則改正の概要＞

○　犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第99号）

・　重傷病給付金の要件に係る規定の改正

重傷病給付金の入院期間の要件を「14日」から「３日」に短縮するとともに、犯罪被害による疾病が精神疾患である場合には、当該入院要件を外し、その症状の程度が３日以上労務に服することができないことを要件とした。

・　重傷病給付金の支給対象期間の延長

犯罪行為により傷病を負った日から起算して「３月」から「１年」に延長　　等

○　犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成18年国家公安委員会規則第11号）

・　親族間犯罪における不支給事由の見直し

犯罪被害者又はその遺族と加害者との間に兄弟姉妹を除く三親等内の親族及び同居の親族の関係がある場合には、原則、不支給とされていたが、３分の２を乗じた額を支給しないことと変更

・　ＤＶ等親族間犯罪における給付金の弾力的支給

夫婦間における親族間犯罪の場合で、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき保護命令が発出されている等、犯罪に係る事情を勘案して特に必要と認めるときは、３分の２を乗じた額を支給　　等

以上から、業績指標①については、18年４月１日に施行された政令・規則改正により拡大した支給範囲に当たる裁定を受けた被害者数及び裁定・決定金額が増加したものの、全体の裁定を受けた被害者数及び裁定・決定金額がいずれも減少したことから、犯罪被害給付制度の適切な運用を図るという目標については、達成が十分とは言い難い。

＜参考指標①＞　刑法犯による死者及び重傷者の数

○　刑法犯（過失犯を除く。）による死者及び重傷者の数（人）（注４）

	15年	16年	17年	18年	19年	20年
刑法犯（過失犯を除く。）による死者	993	961	900	861	759	861
刑法犯（過失犯を除く。）による重傷者	3,468	3,262	2,934	2,827	2,719	2,567
合計	4,461	4,223	3,834	3,688	3,478	3,428

注４：刑法犯のうち、過失傷害罪、過失致死罪、業務上等過失致死傷罪及び失火罪を除いたもの。
また、重傷者とは、全治一箇月以上の傷害を負った者をいう。

業績指標②　性犯罪被害者を始めとする身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給件数

20年中の身体犯被害者に対する診断書料の支給件数は4,080件と、19年に比べ127件（3.0%）減少した。また初診料については2,902件と、19年に比べ、109件（3.9%）増加した。検案書料については526件と、19年に比べ20件（3.7%）減少した。

○　身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給状況（件）（注５）

	17年	18年	19年	20年
診断書料	3,367	3,599	4,207	4,080 （－127）
初診料	2,190	2,550	2,793	2,902 （＋109）
検案書料	210	304	546	526 （－20）

注５：括弧内の数字は、平成19年との比較を表す。

以上から、業績指標②については、初診料の支給件数が増加していることから、また、診断書料及び検案書料の支給件数がいずれも減少しているものの、診断書料の支給件数の減少は主な身体犯のうち殺人罪以外の罪に係る認知件数が減少していることが影響していると考えられることから、性犯罪被害者を始めとする身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の適切な支給を図るという目標はおおむね達成したと認められる。

＜参考指標②＞　主な身体犯の犯罪認知件数

○　主な身体犯の犯罪認知件数（件）（注６）

	17年	18年	19年	20年
殺人	1,392	1,309	1,199	1,297 (+98)
強盗	5,988	5,108	4,567	4,278 (－289)
強姦	2,076	1,948	1,766	1,582 (－184)
傷害	34,484	33,987	30,986	28,291 (－2,695)
強制わいせつ	8,751	8,326	7,664	7,111 (－553)

注６：括弧内の数字は、平成19年との比較を表す。

業績指標③　二次的被害を回避・軽減するための被害者支援用車両の整備台数

被害者支援用車両（注７）は、20年12月末現在、全国で521台整備されており、17年12月末に比べ149台（40.1%）、18年12月末に比べ116台（28.6%）、19年12月末に比べ58台（12.5%）、それぞれ増加した。

注７：犯罪被害者は、警察署や交番等の警察施設に立ち入ること自体に抵抗を感じる場合があることから、機動的に犯罪被害者の指定する場所に赴くことができ、かつ犯罪被害者のプライバシー保護などに配意しながら事情聴取や実況見分などを行える移動式被害者用事情聴取室ともいえる車両

○　被害者支援用車両等の整備状況(台)（注８）

	17年	18年	19年	20年
被害者支援用車両	372	405	463	521 (＋58)

注８：括弧内の数字は、平成19年との比較を表す。

以上から、業績指標③については、二次的被害を回避・軽減するための被害者支援用車両の整備台数が増加したことから、最近の増加傾向は維持するという目標は達成した。

業績指標④　関係機関・団体等との連携状況（民間被害者支援団体における相談受理件数、犯罪被害者等早期援助団体の指定数及び警察からの情報提供件数）

犯罪被害者支援活動を一層充実させるために設立された「ＮＰＯ法人全国被害者支援ネットワーク」に加盟している民間被害者支援団体の設立数は、20年12月末現在、45都道府県45団体である。20年中の民間被害者支援団体における相談受理件数は１万6,788件で、19年に比べ865件（5.4%）増加し、15年から年々増加している。また、民間被害者支援団体のうち、犯罪被害者等早期援助団体（注９）の指定を受けている団体は21団体と、19年12月末に比べ、５団体増加し、15年から年々増加している。警察から犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供件数も392件と、19年に比べ109件（38.5%）増加し、過去に最も多かった18年よりも77件（24.4%）増加した。

注９：犯罪被害者等給付金のに支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づき、都道府県公安員会から犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められ、当該事業を行うものとして指定された非営利法人。犯罪被害者等早期援助団体に対しては、犯罪被害者の同意に基づき、警察から被害者の氏名及び住所その他犯罪被害の概要に関する情報が提供されることから、事件発生直後から警察との連携により、犯罪被害者等に、迅速、適切な支援を提供することができる。

○　民間被害者支援団体との連携状況（注10）

	15年	16年	17年	18年	19年	20年
民間被害者支援団体における相談受理（件）	10,610	13,081	13,524	15,032	15,923	16,788 (+865)
犯罪被害者等早期援助団体の指定(団体・累計)	3	5	9	9	16	21 (＋5)
警察からの情報提供件数（件）	36	67	159	315	283	392 (+109)

注10：括弧内の数字は、平成19年との比較を表す

	以上から、業績指標④については、それぞれの指標について最近の増加傾向を維持するという目標は達成した。
評価の結果	業績指標①は達成が十分とは言い難いものの、業績指標②はおおむね達成し、また、業績指標③及び④も達成していることから、業績目標である「犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実」はおおむむ達成したと認められる。 しかしながら、業績指標①の評価を踏まえ、犯罪被害者等給付金に係る裁定の迅速化を図る必要がある。
評価の結果の政策への反映の方向性	今後とも、民間被害者支援団体等の関係機関・団体と連携を図りつつ、犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実を図る。 特に、犯罪被害者等給付金に係る裁定の迅速化を図るため、申請・裁定事務を執り行う都道府県警察に対する必要な指導を行っていくこととする。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	21年６月12日に開催した第18回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	・犯罪統計資料（20年1月～12月） ・犯罪統計資料（19年1月～12月） ・犯罪統計資料（18年1月～12月） ・犯罪統計資料（17年1月～12月） ・犯罪統計資料（16年1月～12月） ・犯罪統計資料（15年1月～12月）
評価を実施した時期	20年１月から12月までの間
政策所管課	給与厚生課

基本目標７　業績目標１　平成20年実績評価書

基本目標	情報セキュリティの確保	
業績目標	サイバー空間の安全確保	
業績目標の説明	国民が高度情報通信ネットワークを安心して利用することができるようにするため、高度情報通信ネットワーク上の治安維持を図り、情報セキュリティを確保する。	
業績指標及び達成目標	業績指標①	指標：サイバーテロの発生状況 達成目標：サイバーテロの発生及び被害の拡大を防止する。 基準年：16～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： サイバーテロの発生状況は、高度情報通信ネットワーク上の治安維持強化の一つの指標となるため
	業績指標②	指標：サイバー犯罪の検挙件数 達成目標：サイバー犯罪の検挙件数について最近の増加傾向を維持する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： サイバー犯罪検挙件数の増加傾向を維持することが、高度情報通信ネットワーク上の治安維持強化の一つの指標となるため
	業績指標③	指標：技術支援件数 達成目標：技術支援件数で過去３年間の平均を上回る。 基準年：17～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 犯罪捜査に対する技術支援の増加は、高度情報通信ネットワーク上の治安維持強化の一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	サイバー犯罪等に関する相談受理件数
	参考指標②	インターネット安全・安心相談システムへのアクセス件数
	参考指標③	インターネット・ホットラインセンターの通報受理件数
	参考指標④	インターネット利用者数
業績目標達成のために行った施策	○　警察職員への研修等によるサイバーテロ対策のための体制強化 サイバー攻撃手法等に関する専科教育、民間委託による訓練・研修及び海外研修を実施した。また、一部の都道府県警察に対し、業務指導を実施した。 ○　サイバーテロ対策セミナー、訓練等の実施による重要インフラ事業者等との連携 都道府県警察のサイバーテロ対策プロジェクトにおいて、重要インフラ事業者等への個別訪問を行い、捜査に対する協力等の要請を行うとともに、サイバーテロ対策セミナー、サイバーテロ対策協議会等を開催し、情報セキュリティに関する情報提供や意見交換等を行ったほか、重要インフラ事	

	業者等と事案発生を想定した共同訓練を実施し、緊急対処能力の向上を図るなど、官民連携の強化に努めるよう、都道府県警察に対し指導した。 ○　捜査官等の育成及び各種資機材の整備等によるサイバー犯罪対策の体制の強化 　サイバー犯罪対策に従事する警察職員に対し、サイバー犯罪の防止及び捜査、電磁的記録解析等に関する専門知識を習得させるための専科教育を実施した。さらに、ハードディスクの証拠保全、携帯電話の解析作業時のデータの改変防止等のための情報技術解析用資機材を整備した。 ○　各種講演やセミナーによる教養及びホームページ等を活用した情報発信を通じた情報セキュリティ対策に関する広報啓発 　各種講演やセミナーによる教養、警察庁セキュリティポータルサイト（@police)、情報セキュリティ対策ビデオ、広報啓発用パンフレット等により情報セキュリティに関する情報提供を行った。また、インターネット安全・安心相談システムの運用を通じ、サイバー犯罪等に係る相談に対応した。 ○　国際捜査協力及び情報セキュリティに関する情報共有等によるサイバー犯罪取締りのための国際連携の強化 　Ｇ８ハイテク犯罪サブグループ会合や警察庁・ＦＢＩサイバー犯罪ワーキング・グループ、ＩＣＰＯ・アジア南太平洋ＩＴ犯罪作業部会への出席、アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議の開催、英国重大組織犯罪対策庁電子犯罪部及びＮＦＩ（注１）への職員派遣等により、諸外国との国際連携を強化した。 ○　総合セキュリティ対策会議の開催等による産業界等との連携強化 　総合セキュリティ対策会議において有識者、関連事業者等と共に情報セキュリティに関する官民連携の在り方について検討したほか、プロバイダ連絡協議会等において情報交換を行った。 　また、電子機器等の解析に必要な技術情報を得るための民間企業との技術協力の推進、デジタルフォレンジック連絡会の開催による国内捜査関係機関との情報共有を行った。 ○　先端的なサイバー犯罪に対応するための効果的な抑止・捜査手法の活用の推進 　先端的なサイバー犯罪に対する効果的な抑止・捜査手法の活用した事例を各都道府県警察に紹介し、同様の事件に対し、積極的に同種手法を活用することを指示した。 　また、サイバー犯罪の捜査情報を共有するシステムを設置し、各都道府県警察において個別に把握した捜査情報等の共有を図った。 ○　インターネット上の自殺予告事案への適切な対応 　都道府県警察に対し、インターネット上の自殺予告に係る対処要領に基づき、プロバイダ等から自殺を予告する者等に関する情報の開示を受け、インターネット上での自殺予告事案に適切に対応するよう指導した。 ○　ホットライン業務（注２）の効果的な運用 　「インターネット・ホットラインセンター」（警察庁委託業務）において、インターネット上の違法情報、有害情報に関する通報を受理し、プロバイダ等に対し8,674件の削除依頼を行い、7,164件（82.6%）が削除された。 ○　サイバーパトロール業務の外部委託 　インターネット・ホットラインセンターがより機能を発揮することができるよう、出会い系サイト等における違法情報を収集し、同センターに通報するサイバーパトロール業務の民間委託を行った。 注１：Netherlands Forensic Institute 注２：インターネット利用者からインターネット上の違法情報（児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚せい剤等規制薬物の販売に関する情報等、インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報）、有害情報（違法情報には該当しないが、犯罪や事件を誘発するなど公共の安全と秩序の維持の観点から放置することのできない情報）に係る通報を受け付け、違法情報については警察に通報するとともに、プロバイダ等に削除依頼を実施し、有害情報についてはプロバイダ等に対して契約約款等に基づく削除等の措置を依頼する業務
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果）

業績指標①　サイバーテロの発生状況
20年中のサイバーテロ発生件数は０件であった。

○　サイバーテロ発生状況

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
件数（件）	0	0	0	0	0

以上から、業績指標①については、サイバーテロの発生を防止するという目標を達成した。

業績指標②　サイバー犯罪の検挙件数
20年中のサイバー犯罪の検挙件数は6,321件と、19年に比べ848件（15.5%）増加した。

○　サイバー犯罪の検挙件数（件）

罪名＼年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
不正アクセス禁止法違反	145	142	277	703	1,442	1,740
コンピュータ・電磁的記録対象犯罪	55	55	73	129	113	247
ネットワーク利用犯罪	1,649	1,884	2,811	3,593	3,918	4,334
合計	1,849	2,081	3,161	4,425	5,473	6,321

以上から、業績指標②については、サイバー犯罪の検挙件数について最近の増加傾向を維持するという目標を達成した。

＜参考指標①＞　サイバー犯罪等に関する相談受理件数
20年中の都道府県警察における相談受理件数は８万1,994件と、19年に比べ8,801件（12.0%）増加した。

○　サイバー犯罪等に関する相談受理件数（件）

区分	15年	16年	17年	18年	19年	20年
詐欺・悪質商法	20,738	35,329	41,480	21,020	32,824	37,794
インターネット・オークション	5,999	13,535	17,451	14,905	12,707	8,990
名誉毀損・誹謗中傷	2,619	3,685	5,782	8,037	8,871	11,516
迷惑メール	2,329	3,946	3,975	2,930	4,645	6,038
違法情報、有害情報	4,225	4,157	5,317	4,335	3,497	4,039
不正アクセス、ウイルス	1,147	2,160	3,965	3,323	3,005	4,522
その他	4,697	7,802	6,203	6,917	7,644	9,095
合計	41,754	70,614	84,173	61,467	73,193	81,994

＜参考指標②＞　インターネット安全・安心相談システムへのアクセス件数
17年６月から運用を開始したインターネット安全・安心相談システムについて、20年中のアクセス件数は298,450件と、19年に比べ122,037件（29.0%）減少した。

○　インターネット安全・安心相談システムへのアクセス件数

	17年（６～12月）	18年	19年	20年
件数(件)	226,774	393,234	420,487	298,450

＜参考指標③＞　インターネット・ホットラインセンターの通報受理件数
18年６月から運用を開始したインターネット・ホットラインセンター（警察庁委託業務）においては、20年中は135,126件の通報を受理しており、19年に比べ、50,162件（59.0%）増加した。

○　インターネット・ホットラインセンターの通報受理件数

	18年（６～12月）	19年	20年
件数(件)	29,105	84,964	135,126

＜参考指標④＞インターネット利用者数
　20年中の日本のインターネット利用者は9,091万人と、19年に比べ280万人増加した。

○　インターネット利用者数（万人）（注３）

	18年	19年	20年
人数	8,754	8,811	9,091

注３：平成20年通信利用動向調査（総務省）に基づく。

業績指標③　技術支援件数
　20年中の技術支援件数は１万8,497件と、17年から19年までの平均技術支援件数14,563件より3,934件（27.0%）多かった。

○　技術支援件数

	17年	18年	19年	17～19年（平均）	20年
件数(件)	11,001	15,003	17,685	14,563	18,497

　以上から、業績指標③については、技術支援件数で過去３年間の平均を上回るという目標を達成した。

評価の結果	業績指標①、②及び③は達成していることから、業績目標である「サイバー空間の安全確保」は達成したと認められる。 しかしながら、サイバーテロ対策については、重要インフラへの情報通信技術の浸透、サイバー攻撃の手段の高度化等を踏まえ、取組みを更に強力に推進する必要がある。 また、サイバー犯罪対策については、サイバー犯罪の手口が高度化・多様化しているほか、サイバー犯罪等に関する相談受理件数は依然として高い水準にあり、更に強力に推進する必要がある。 さらに、犯罪に悪用されている技術の高度化・複雑化や電子機器、ソフトウェア等の種類の増加・多様化が進んでおり、犯罪捜査に対する効率的かつ効果的な技術支援を行う必要がある。
評価の結果の政策への反映の方向性	サイバーテロ対策の底上げ及びサイバーテロに迅速・的確に対応するための体制の強化に向けた取組みを進めるとともに、捜査官等の育成及び各種資機材の整備等によるサイバー犯罪対策の体制の強化を図り、サイバー犯罪の取締り及び抑止のための活動を強化し、電子機器等を解析する能力の強化、国内外関係機関・民間企業との連携等デジタルフォレンジック（注４）に係る取組みの強化により効率的かつ効果的な技術支援を行うなど、サイバー空間の安全確保を更に強力に推進することとする。 注４：犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	21年６月12日に開催した第18回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	・平成20年中のサイバー犯罪の検挙状況等について（20年２月広報資料） ・平成20年通信利用動向調査
評価を実施した時期	20年１月から12月までの間
政策所管課	情報技術犯罪対策課、警備企画課、情報技術解析課

基本目標８　業績目標１　平成20年実績評価書

<table>
<tr><td>基本目標</td><td colspan="2">ＩＴを活用した国民の利便性・サービスの向上</td></tr>
<tr><td>業績目標</td><td colspan="2">警察行政の電子化の推進</td></tr>
<tr><td>業績目標の説明</td><td colspan="2">国民の利便性・サービスの向上を図る必要性があることから、ＩＴの活用により、警察行政の電子化を推進する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">業績指標
及び達成目標</td><td>業績指標①</td><td>指標：国の警察機関が行う申請・届出等手続のオンライン利用率

達成目標：オンライン利用率の向上に努める。

基準年：18～19年　　達成年：20年

目標設定の考え方及び根拠：
国の警察機関が行う申請・届出等手続のオンライン利用率は、警察行政の電子化の推進の度合いを測る一つの指標となるため</td></tr>
<tr><td>業績指標②</td><td>指標：申請・届出等手続のオンライン化率

達成目標：100%を継続する。

基準年：16～19年　　達成年：20年

目標設定の考え方及び根拠：
申請・届出等対象手続すべてのオンライン化が実施されていることは、警察行政の電子化の推進の度合いを測る一つの指標となるため</td></tr>
<tr><td>業績指標③</td><td>指標：オンライン申請・届出等手続の対象システムにおける実質的な稼働率

達成目標：100%を継続する。

基準年：16～19年　　達成年：20年

目標設定の考え方及び根拠：
オンライン申請・届出等手続の対象システムを常時稼働することは、警察行政の電子化の推進の度合いを測る一つの指標となるため</td></tr>
<tr><td>参考指標</td><td>参考指標①</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>業績目標達成のために行った施策</td><td colspan="2">○　オンライン利用の促進のための環境整備（成果重視事業）
申請者を対象とする利用講習会を実施するなど、オンライン利用の促進のための環境整備を行った。</td></tr>
<tr><td>効果の把握の手法及びその結果</td><td colspan="2">（効果の把握の手法）
各業績指標につき、基準年に対する達成年の状況を測定する。
（結果）
業績指標①　国の警察機関が行う申請・届出等手続のオンライン利用率
20年度におけるオンライン利用率は0.75%（1,726件のうち13件）と、19年度と比較して0.75ポイント減少した。

○　申請・届出等手続のオンライン利用率
<table>
<tr><td></td><td>18年度</td><td>19年度</td><td>20年度</td></tr>
<tr><td>オンライン利用率</td><td>0.1%</td><td>1.5%</td><td>0.75%</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

所管法人等を対象としたオンライン利用を促進するための説明会を実施するなどオンライン利用率の向上に努めたものの、オンライン利用率は低下したことから、業績指標①の目標達成が十分とは言い難い。

業績指標②　申請・届出等手続のオンライン化率

オンライン化可能な手続に占めるオンライン化された手続の割合は、15年度には75%であったが、16年度中に、残る手続すべてについてオンライン化を実現して100%を達成した後、17年度から20年度まで100%を継続した。

○　申請・届出等手続のオンライン化率の推移

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
オンライン化された手続の割合	100%	100%	100%	100%	100%

以上から、業績指標②については、オンライン化された手続の割合100%を継続するという目標を達成した。

業績指標③　オンライン申請・届出等手続の対象システムにおける実質的な稼働率

メンテナンス等、事前に予定された運用停止を除く実質的な稼働率は、16年度に100%を達成した後、17年度から20年度まで100%を継続した。

○　オンライン申請・届出等手続の対象システムにおける実質的な稼働率

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
実質的な稼働率	100%	100%	100%	100%	100%

以上から、業績指標③については、オンライン申請・届出等手続の対象システムにおける実質的な稼働率100%を継続するという目標を達成した。

評価の結果

業績指標①は達成が十分とは言い難いものの、業績指標②及び③は達成していることから、業績目標である「警察行政の電子化の推進」はおおむね達成したと認められる。

しかし､依然として申請・届出等手続のオンライン利用率は低いことから､オンライン申請・届出等手続の対象システムの在り方について検討していく必要がある。

（予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果）（注）

国庫債務負担行為による複数年の賃貸借契約を結び、単年度の契約を行った場合に比べ、合理的な予算執行を図った。

注：成果重視事業に係る政策評価において、予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果を明らかにすることとされている。

評価の結果の政策への反映の方向性

システムの利活用の状況、国民のニーズ、政府全体の方針等を踏まえ、オンライン申請・届出等手続の対象システムの在り方について検討し、適切な対応を図ることとする。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

21年６月12日に開催した第18回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

平成20年度における行政手続のオンライン化状況について表１　国の行政機関が扱う手続（申請・届出等手続）（警察庁ウェブサイトにおいて公表予定）

評価を実施した時期

20年１月から12月までの間

政策所管課

情報管理課